

鳥羽市地域防災計画

地震・津波対策編

(案)

令和3年1月修正版

鳥羽市防災会議

＜目 次＞

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的・方針

- 第 1 節 本市の地震・津波対策の考え方 …………… 1
第 2 節 計画の位置づけ及び構成 …………… 4

第 2 章 計画関係者の責務等

- 第 1 節 市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割 …………… 7
第 2 節 市・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 9

第 3 章 本市の特質及び既往の地震・津波災害

- 第 1 節 本市の特質 …………… 17
第 2 節 本市における既往の地震・津波災害 …………… 23

第 4 章 被害想定等

- 第 1 節 プレート境界型地震にかかる被害想定 …………… 25
第 2 節 内陸直下型地震にかかる被害想定 …………… 30
第 3 節 地震・津波に関する調査研究の推進 …………… 34

第 2 部 災害予防・ 減災対策

第 1 章 自助・共助を育む対策の推進

- 第 1 節 市民や地域・離島の防災対策の促進〔総務課、関係各課〕 …………… 35
第 2 節 防災人材の育成・活用〔総務課、市民課〕 …………… 40
第 3 節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化〔総務課、消防本部〕 …… 43
第 4 節 ボランティア活動の促進〔市民課〕 …………… 46
第 5 節 企業・事業所の防災対策の促進〔総務課、農水商工課〕 …………… 48
第 6 節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
〔教育委員会事務局、健康福祉課〕 …… 50
第 7 節 観光地における防災対策の促進〔観光課〕 …………… 52
第 8 節 水産の防災対策の促進〔農水商工課〕 …………… 54

第 2 章 安全に避難するための対策

- 第 1 節 避難対策等の推進〔総務課、税務課、観光課、建設課、定期船課、
農水商工課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部〕 …… 56

第 3 章 地震・津波に強いまちづくりの推進

- 第 1 節 建築物等の防災対策の推進〔建設課〕 …………… 64
第 2 節 公共土木施設等の防災対策の推進〔建設課、農水商工課〕 …………… 66
第 3 節 危険物施設等の防災対策の推進〔消防本部〕 …………… 67
第 4 節 地盤災害防止対策の推進〔建設課〕 …………… 69
第 5 節 南海トラフ特措法等に係る推進事業〔関係各課〕 …………… 71

第 4 章 緊急輸送の確保

- 第 1 節 輸送体制の整備
〔市民課、定期船課、消防本部、総務課、建設課、農水商工課〕 …… 73

第 5 章 防災体制の整備・強化

- 第 1 節 災害対策機能の整備及び確保〔総務課、消防本部〕 …………… 79
第 2 節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保〔総務課、消防本部〕 …… 82

第 3 節	医療・救護体制及び機能の確保〔健康福祉課〕	85
第 4 節	火災予防計画〔総務課、消防本部〕	87
第 5 節	受援・応援体制の整備〔総務課、消防本部〕	90
第 6 節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備〔総務課、市民課、定期船課〕	91
第 7 節	ライフラインにかかる防災対策の推進〔総務課、水道課、環境課〕	94
第 8 節	防災訓練の実施〔総務課〕	98
第 9 節	災害廃棄物処理体制の整備〔環境課〕	101

第 6 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第 1 節	南海トラフ地震の概要	102
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報に対する対応	105

第 3 部 発災後対策

第 1 章 災害対策本部機能の確保

第 1 節	活動体制の整備〔総務部〕	107
第 2 節	通信機能の確保〔総務部、消防部〕	129
第 3 節	防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保 〔総務部、消防部、企画財政部〕	137
第 4 節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 〔企画財政部、総務部〕	146
第 5 節	広域的な受援・応援体制の整備〔総務部、農水商工部、市民部〕	156
第 6 節	国・県・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等〔総務部〕	159
第 7 節	災害救助法の適用〔健康福祉部〕	160

第 2 章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第 1 節	緊急の交通・輸送機能の確保〔建設部、農水商工部〕	162
第 2 節	水防活動〔消防部〕	166
第 3 節	ライフライン施設の復旧・保全〔総務部、水道部、環境部〕	168
第 4 節	公共土木施設の復旧・保全〔建設部、農水商工部〕	175
第 5 節	ヘリコプターの活用〔総務部、消防部〕	178

第 3 章 救助・救急及び医療・救護活動

第 1 節	救助・救急及び消防活動〔消防部〕	182
第 2 節	医療・救護活動〔健康福祉部〕	186

第 4 章 避難及び被災者支援等の活動

第 1 節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 〔総務部、税務部、消防部、健康福祉部〕	190
第 2 節	要配慮者対策〔健康福祉部〕	196
第 3 節	観光客等の帰宅困難者の安全確保〔観光部〕	199
第 4 節	学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保 〔教育部、健康福祉部〕	200
第 5 節	ボランティア活動の支援〔市民部〕	202
第 6 節	防疫・保健衛生活動〔健康福祉部、環境部〕	204
第 7 節	災害警備活動〔総務部〕	206
第 8 節	行方不明者の捜索及び遺体の取扱い〔環境部、消防部〕	208

第 5 章 救援物資等の供給

- 第 1 節 緊急輸送手段の確保〔総務部、定期船部、消防部、建設部〕 …… 210
- 第 2 節 救援物資等の供給
〔総務部、市民部、税務部、農水商工部、定期船部、健康福祉部〕 …… 212
- 第 3 節 給水活動〔水道部〕 …… 215

第 6 章 特定災害対策

- 第 1 節 海上災害への対策〔総務部〕 …… 218
- 第 2 節 危険物施設等の保全〔消防部〕 …… 224

第 7 章 復旧に向けた対策

- 第 1 節 廃棄物対策活動〔環境部〕 …… 227
- 第 2 節 住宅の保全・確保〔建設部、健康福祉部〕 …… 229
- 第 3 節 文教等対策〔教育部〕 …… 231
- 第 4 節 災害義援金等の受入・配分〔健康福祉部〕 …… 234

第 4 部 復旧・復興対策

第 1 章 復旧・復興対策

- 第 1 節 激甚災害の指定の手続き〔企画財政課〕 …… 237
- 第 2 節 被災者の生活再建に向けた支援〔総務課、税務課、建設課、健康福祉課〕 …… 239
- 第 3 節 復興体制の構築と復興方針の策定〔企画財政課、関係各課〕 …… 246

特別対策 東海地震に関 する緊急対策

第 1 章 対策の目的等

- 第 1 節 対策の目的及び関係機関の役割〔総務部〕 …… 247

第 2 章 緊急対策

- 第 1 節 地震災害警戒本部の設置等〔総務部〕 …… 253
- 第 2 節 社会の混乱防止のためにとるべき措置〔総務部〕 …… 255
- 第 3 節 避難の指示等及び避難地の確保〔総務部、消防部〕 …… 260
- 第 4 節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保〔教育部、健康福祉部〕 …… 264
- 第 5 節 救助・救急活動及び消防活動〔消防部〕 …… 265
- 第 6 節 医療・救護活動体制の確保〔健康福祉部〕 …… 266
- 第 7 節 緊急輸送体制の確保〔総務部、市民部、定期船部〕 …… 267
- 第 8 節 水防活動〔消防部〕 …… 268
- 第 9 節 緊急の交通・輸送機能の確保〔建設部〕 …… 269
- 第 10 節 広域的な受援・応援体制の整備〔総務部、消防部〕 …… 273
- 第 11 節 ライフライン施設の安全対策〔水道部〕 …… 274
- 第 12 節 公共土木施設等の安全対策〔建設部、農水商工部〕 …… 277
- 第 13 節 危険物施設等の安全対策〔消防部〕 …… 278
- 第 14 節 救援物資等の確保〔総務部、市民部、健康福祉部、水道部〕 …… 279

第1部 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 本市の地震・津波対策の考え方

第1項 本市のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から9年を経過した今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けている。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが本市が直面している現実である。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本市に大きな被害をもたらしてきた地震は、概ね100～150年周期で発生していることが記録に残されている。近年では、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)がこれに当たるが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける大地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言える。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は、(時間予測モデルの場合)70%～80%程度とされている。

これらのことを踏まえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本市の被害想定は第4章のとおりで、死者は最大900人、全壊・焼失建物棟数は最大約2,900棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されている。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本市として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本市が今おかれている状況である。

しかしながら、事前の地震・津波対策に万全を期すことができれば、この被害を大幅に低減、少なくとも死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となる。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となる。

第2項 本市の地震・津波対策の考え方

1 地震・津波対策の基本的な考え方と目標

市・県・防災関係機関・事業者・地域・市民の総合力で地震・津波対策に取り組む。

「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携なしに市民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方である。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要がある。

本市や県、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはないが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一步前に進めるとともに、事業者、地域、市民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助・共助・公助」が一体となった防災対策態勢の構築を本計画で目指していく。

そして本計画に基づく防災対策によって、

「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」

本市も県と同様、これを地震・津波対策の目標として取り組む。

2 地震・津波対策の対象とする地震について

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震・津波対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしている。

(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震（詳細は P24～28 参照）

過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、現実としてこの地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定した。

(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震（詳細は P24～28 参照）

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定した。

(3) 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震（詳細は P29～33 参照）

県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に最も深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯」、「頓宮断層帯」を選択し、それぞれに地震モデルを想定した。

3 災害予防・減災対策への地震モデルの活用について

(1) の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じる。

地域によって被害の様相が大きく異なる本市の特性を踏まえ、津波や地震動に対し堤防整備や施設の耐震化等のハード対策で守れる地域は、一義的にはハード対策で被害の発生を極力防ぐことを前提としている。しかしながら、本市の大部分は、ハード対策ですべてを守りきるのが困難な地域が多数あることが想定され、また、今回の東日本大震災では、ハード対策への過度の信頼が人的被害の拡大を招いたという教訓から、ハード対策と合わせ、津波からの早期避難等のソフト対策を重点におくことで万全を期する。

(2) の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には“津波”から命を守る、避難対策のためのモデルである。津波に対する殆どのハード対策が及ばないレベルの地震となるので、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的としたモデルである。

但し、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることを目指す。

(3) の内陸直下型地震については、特に内陸部における“揺れ”対策に活用する。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロを目指す。

また、活断層の位置情報は、学校や保育所等の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていく。

4 地震・津波発災時・発災後の対応について

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の対応が本計画における新たな課題となる。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来と揺れが想定され、沿岸部・離島を中心に市全域に甚大な被害が生じることは避けられない。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の [5つ](#) の対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。

(1) 避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策

死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題で、特に短時間での巨大津波の到達が想定される市南部地域の避難対策について、個人の避難計画（Myまっぷラン）等の作成・活用を住民の方達と進めていく。

(2) 孤立化対策

津波による災害等により離島、各集落の孤立が想定されるため、自助・共助を主体としたあらゆる対策や支援体制の整備を進めていく。

(3) 観光客対策

観光都市として、観光客に対する安全・安心を保証する責任を市、観光事業所、市民が実践する対策を立てていく。

(4) 災害時応援協定市町、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制の整備

災害復旧・復興時に支援を頂くため、災害時応援協定を締結している市町、防災関係機関等の受け入れの体制の整備を進める。

(5) 感染症対策

感染症等の流行期においては、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。

5 復旧・復興対策について

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、現在、東日本における被災地が直面している“思うように地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手する。

東日本大震災で得た“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示す。

6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H14年法律第92号、以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本計画中に位置付けることにより、本市における地震防災対策の一層の推進を図ることとする。

なお、本計画の中で、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に該当する計画については、第2部第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応【P102-106】のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記した箇所とする。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

- 1 本計画は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）（昭和36年法律第223号）の第42条の規定に基づき、鳥羽市防災会議が作成する「鳥羽市地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提とする。
- 2 本計画は、大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という。）第6条第1項の規定された地震防災強化計画に基づく。
この計画で、「特別対策 東海地震に関する緊急対策」は、大震法第6条第1項第1号に基づき、同法第3条第1項による東海地震に係る地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」に係る措置となる。
- 3 本計画の第2部の災害予防・減災対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ特措法」という）の第5条に基づく推進計画を含む。
- 4 本計画は、三重県地域防災計画「地震・津波対策編」との整合性、関連性を有し、本市、県、防災関係機関、市民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定め、その実施細目については、機関ごとに具体的な活動計画等を定める。
- 5 本計画は、本市の市域に係る地震・津波防災対策の基本としての性格を有し、同時に鳥羽市地域防災計画風水害等対策編を補完する性格も有する。
なお、本計画に定められていない事項については、鳥羽市地域防災計画風水害等対策編の例による。
- 6 本計画は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業5箇年計画及び地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置法に関する法律第2条により緊急に整備することが必要な施設や設備を定め、整合を図る。

第2項 計画の構成

第1部 総則	○計画の目的や方針、市、県、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等
第2部 災害予防・減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策
第3部 発災後対策	○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関、 <u>市民</u> 等が地震発生後に取り組むべき対策
第4部 復旧・復興対策	○被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等
特別対策 <u>「東海地震に関する緊急対策」</u>	○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に 地震発生までに行う <u>緊急対策</u>

第3項 計画の修正

- 1 基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとする。
- 2 各防災関係機関は、関係のある事項について毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第4項 用語

この計画中の次の用語の意義は、下表のとおりとする。

NO	用語	意義
1	市災対本部	鳥羽市災害対策本部をいう。
2	市警戒本部	鳥羽市地震災害警戒本部をいう。
3	県災対本部	三重県災害対策本部をいう。
4	地方部	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
5	判定会	気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
6	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
7	基本法	災害対策基本法をいう。
8	救助法	災害救助法をいう。
9	大震法	大規模地震対策特別措置法をいう。
10	南海トラフ特措法	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。 なお、「南海トラフ特措法」は「東南海特措法」における地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けにて施行された。
11	南海トラフ地震	地震・津波対策編 第1部 第1章 第1節 第2項2(P1)に規定する「(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称をいう。
12	復興法	大規模災害からの復興に関する法律をいう。
13	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
14	<u>要配慮者等</u>	<u>要配慮者及び同一世帯の者及び介護者の内、市が必要と認めた者</u>
15	避難行動要支援者	本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
16	避難行動支援者	避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を行う者をいう。(以下、「避難支援者」という。)
17	避難場所	基本法改正による指定緊急避難場所で、津波、洪水／高潮、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所をいう。【資料編：19 指定避難所等一覧表 (P218)】

NO	用語	意義
18	避難所	基本法改正による指定避難所で、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。 【資料編：19指定避難所等一覧表（P218）】
19	避難地	主に東海地震警戒宣言が発せられた時、津波、山・がけ崩れの危険から逃れるための事前避難先をいう。警戒宣言時に開設され、原則として屋外施設となり、体育館などの屋内は使用できない。（P258）
20	町内会等	本市町内会及び自治会をいう。
21	学校、保育所等	本市立小・中学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等多数の児童・生徒が利用する市が管理する施設をいう。
22	災害時地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。（以下、「地区指定員」という。）
23	とばメール	市が登録者に向けて配信する防災メールをいう。
24	市民	<u>市内に住所を有する者(住民・地域住民) 及び本市に通学・通勤する者、又は本市に事業所等を有する法人</u>

上記以外の用語については、基本法及び大震法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第1項 市・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- (1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関等と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施する。
- (2) 指定地方行政機関は、市の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- (1) 市民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組みを実践し、防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 市民は、地域において自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組みに努める。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において地域住民等、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 市・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市	<p>【災害予防・減災対策】</p> <p>(1) 自助・共助を育む対策の推進</p> <p>(2) 安全に避難するための対策</p> <p>(3) 地震・津波に強いまちづくりの推進</p> <p>(4) 緊急輸送の確保</p> <p>【発災後対策】</p> <p>(1) 災害対策本部機能の確保</p> <p>(2) 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>(3) 救助・救急及び医療救護活動</p> <p>(4) 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>(5) 救援物資等の供給</p> <p>(6) 特定災害対策</p> <p>(7) 復旧に向けた対策</p> <p>【復旧・復興対策】</p> <p>(1) 復旧・復興対策</p> <p>【その他の対策】</p> <p>(1) 東海地震に関する緊急対策</p>
市消防	<p>(1) 火災の予防・警戒・鎮圧</p> <p>(2) 災害の防除及び被害の軽減</p> <p>(3) 救助・救急活動</p> <p>(4) 行方不明者の捜索</p> <p>(5) 災害情報の収集・連絡等</p>

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) <u>二次被害の防止</u> (8) <u>危険箇所等における避難誘導等の措置</u> (9) 社会秩序の維持 (10) <u>被災者等への情報伝達活動</u> (11) <u>相談活動</u> (12) <u>ボランティア活動の支援</u>

機関名	内 容
鳥羽警察署	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集、連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次被害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
第四管区海上 保安本部□ （鳥羽海上保 安部）□	(1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

<p>国交省 中部 地方整備局 三重河川国道 事務所</p>	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>キ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>ク 河川管理者の水防への協力事項及び、<u>道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）</u>に関する計画等の情報共有</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を<u>行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施</u></p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>エ 道路利用者に対して、<u>南海トラフ地震に関する情報（臨時）</u>及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>カ 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>キ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>ク 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>ケ 情報の収集及び連絡</p> <p>コ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>サ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>シ 河川管理者の水防への協力事項及び、道路啓開に関する計画等の情報共有</p>
--	--

機関名	内 容
国交省中部地方整備局三重河川国道事務所(続き)	<p>(4) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施</p> <p>(5) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>カ 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>キ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>ク 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>ケ 情報の収集及び連絡</p> <p>コ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>サ 海上の流出油災害に対する防除等の処置を実施</p> <p>シ 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
津地方気象台	<p>(1) <u>南海トラフ</u>地震に関連する情報の通報並びに周知</p> <p>(2) 気象庁本庁が行う津波注意報・警報等の県への通知</p> <p>(3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p>

2 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話（株） 三重支店	(1) 災害時における緊急通話の確保 (2) 通信施設の被災状況の調査及び災害復旧
<u>(株)ドコモ</u> <u>CS東海</u> 三重支店	(1) 警戒宣言、 <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u> 等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 通信の輻輳抑制のための広報の実施 (5) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
KDDI（株） 中部総支社	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
<u>ソフトバンク</u> <u>(株)</u>	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 非常時における通信回線の輻輳抑制のための規制措置 (3) 災害応急対策用資機材と人員の配備
日本赤十字社 三重県支部	(1) 警戒宣言の発令に伴う医療、救護の派遣準備の実施 (2) 災害時における医療、助産、その他の救助 (3) 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整 (4) 救援物資の配分 (5) 義援金等の募集及び配分
東海旅客鉄道 (株)三重支店	(1) 災害時における輸送 (2) 輸送施設の被災状況の調査及び災害復旧
中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株)	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (3) 災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (4) 電力供給施設の早期復旧の実施 (5) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便（株）	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

3 指定地方公共機関

機関名	内 容
三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療並びに助産救護活動
近畿日本鉄道 (株)	災害により路線が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
三重交通(株) (鳥羽市営 路線バス)	(1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
三重県トラック協会	災害応急活動のための車両借上要請に対する即応態勢の整備
三重県LPガス 協会鳥羽支部	(1) 災害時におけるガスの供給確保 (2) ガス供給施設の被害調査及び災害復旧

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 関係機関との防災訓練に協力参加 (2) 要請に基づく災害派遣

5 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体（鳥羽商工会議所、 <u>伊勢農業協同組合鳥羽支店</u> 、鳥羽磯部漁業協同組合各支所、鳥羽水道組合、鳥羽観光協会及び旅館組合）	災害時の応急対策・指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資 あつ旋等に対する協力
文化、厚生、社会団体（鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会等）	被災者の救助・ボランティア活動及び義援金品の募集等についての協力
危険物施設等の管理者	危険物施設等の防火管理の実施、災害時での保安措置、応急措置及び当該施設の災害復旧の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮扉等）の維持管理及び災害復旧の実施

（推進計画）

第3章 本市の特質及び既往の地震・津波災害

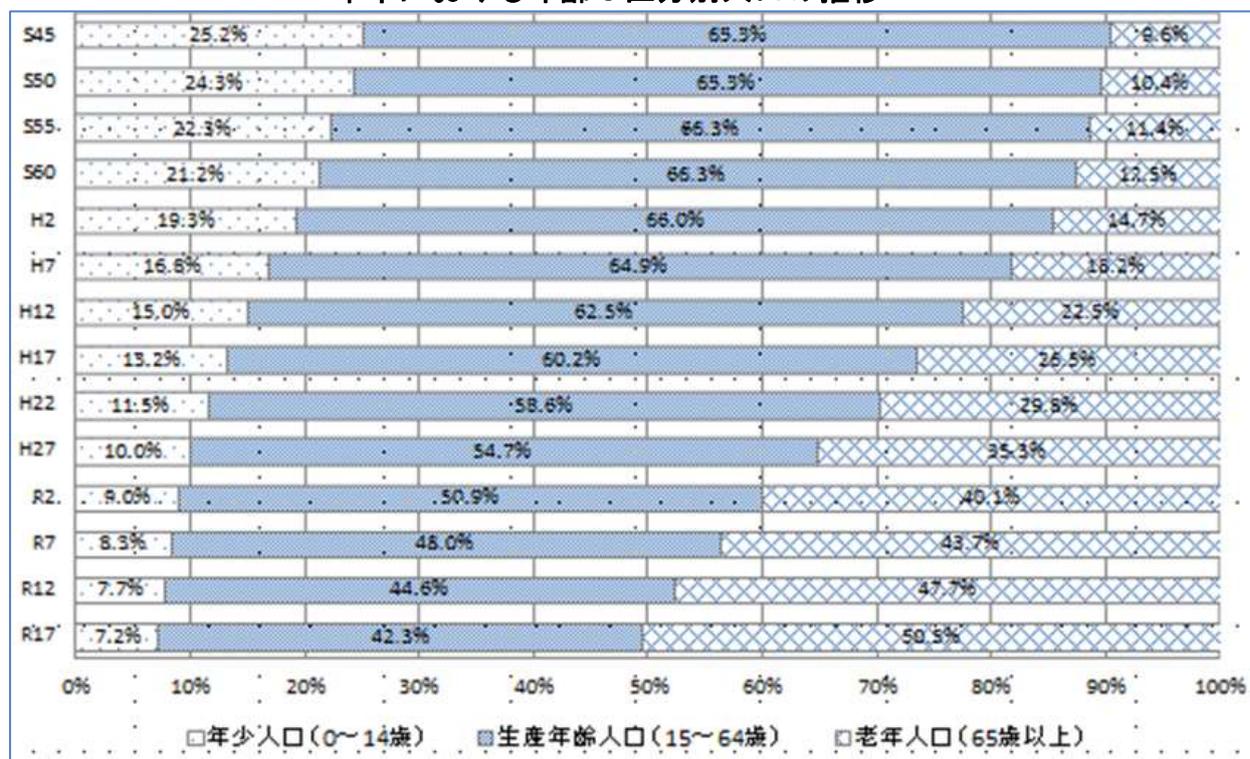
第1節 本市の特質

第1項 市勢の特色

1 少子高齢化の進展

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し地域活力の喪失が危惧されている一方で、老年人口の割合が増加してきており、令和17年（2035年）には市内の老年人口の割合が約50.5%（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より算出）に達することが予測されている。

本市における年齢3区分別人口の推移



〔出典：総務省「平成27年国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」〕

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な要配慮者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながると言える。

これら要配慮者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成および活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

2 人口の分布

本市の人口を地域別に見ると、人口の 24.9%が鳥羽地区、42.1%が加茂地区（内、25.6%が安楽島地区）、10.1%が長岡地区、6.5%が鏡浦地区、16.4%が離島地区に分布している。

町丁別年齢3区分別人口

	総数	市総人口に 対する割合	平成27年人口(割合)						
			0～14歳		15～64歳		65歳以上		
鳥羽市計	19,448		1,950	10.0%	10,621	54.6%	6,835	35.1%	
鳥羽地区	鳥羽一丁目	496	2.6%	45	9.1%	248	50.0%	203	40.9%
	鳥羽二丁目	349	1.8%	23	6.6%	170	48.7%	156	44.7%
	鳥羽三丁目	446	2.3%	35	7.8%	202	45.3%	209	46.9%
	鳥羽四丁目	411	2.1%	46	11.2%	192	46.7%	173	42.1%
	鳥羽五丁目	294	1.5%	33	11.2%	178	60.5%	82	27.9%
	小浜町	898	4.6%	77	8.6%	447	49.8%	374	41.6%
	堅神町	470	2.4%	67	14.3%	262	55.7%	141	30.0%
	池上町	1,143	5.9%	99	8.7%	675	59.1%	369	32.3%
	屋内町	335	1.7%	24	7.2%	195	58.2%	116	34.6%
	鳥羽地区計	4,842	24.9%	449	9.3%	2,569	53.1%	1,823	37.6%
加茂地区	安楽島町	3,264	16.8%	384	11.8%	1,855	56.8%	998	30.6%
	高丘町	597	3.1%	72	12.1%	352	59.0%	171	28.6%
	大明東町	575	3.0%	84	14.6%	362	63.0%	124	21.6%
	大明西町	531	2.7%	38	7.2%	326	61.4%	167	31.5%
	幸丘	358	1.8%	67	18.7%	201	56.1%	89	24.9%
	船津町	642	3.3%	57	8.9%	399	62.1%	183	28.5%
	若杉町	223	1.1%	20	9.0%	97	43.5%	106	47.5%
	岩倉町	748	3.8%	72	9.6%	377	50.4%	299	40.0%
	河内町	323	1.7%	20	6.2%	170	52.6%	133	41.2%
	松尾町	772	4.0%	82	10.6%	457	59.2%	233	30.2%
	白木町	152	0.8%	20	13.2%	84	55.3%	48	31.6%
	加茂地区計	8,185	42.1%	916	11.2%	4,680	57.2%	2,551	31.2%
	長岡地区	相差町	1,270	6.5%	137	10.8%	721	56.8%	412
国崎町		323	1.7%	21	6.5%	163	50.5%	138	42.7%
群蛸町		265	1.4%	40	15.1%	149	56.2%	76	28.7%
千賀町		59	0.3%	0	0.0%	32	54.2%	27	45.8%
堅子町		46	0.2%	0	0.0%	28	60.9%	18	39.1%
長岡地区計		1,963	10.1%	198	10.1%	1,093	55.7%	671	34.2%
鏡浦地区	石鏡町	427	2.2%	21	4.9%	214	50.1%	190	44.5%
	浦村町	843	4.3%	73	8.7%	497	59.0%	273	32.4%
	鏡浦地区計	1,270	6.5%	94	7.4%	711	56.0%	463	36.5%
離島地区	抜取町	565	2.9%	32	5.7%	258	45.7%	275	48.7%
	答志町	1,410	7.3%	177	12.6%	751	53.3%	482	34.2%
	宮島町	550	2.8%	51	9.3%	293	53.3%	206	37.5%
	神島町	348	1.8%	32	9.2%	149	42.8%	167	48.0%
	坂手町	315	1.6%	1	0.3%	117	37.1%	197	62.5%
	離島地区計	3,188	16.4%	293	9.2%	1,568	49.2%	1,327	41.6%

〔出典:総務省「平成27年国勢調査」〕

他の市町に変わらず、鳥羽市においても若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、特に、鳥羽地区、鏡浦地区、離島地区などは、高齢化が進んでいる。熊野灘に面した複雑なリアス式海岸沿いに集落が点在する地域的特性から、地震発生後、早いところでは数分で津波が到達することが予想されるため、高齢者をはじめとする住民の一刻も早い津波からの避難対策が、防災上の最大の課題となっている。

3 グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、観光目的で本市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられることから、平素から主要大使館との連絡体制を構築しておく必要がある。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

4 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

5 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成 29 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 133.8% となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン 75.1%、タブレット端末 36.4%）も大幅に増加している。してきている。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「Lアラート（災害情報共有システム）」を整備しており、防災情報についても、迅速で確実な情報伝達体制の構築が可能となった。

6 観光客及び帰宅困難者対策

本市には例年 400 万人を超える観光客が訪れ、繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

特に津波を伴う地震が発生した場合、地理に不案内な観光客に多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰

観光入込客数及び宿泊者数の推移



〔出典：鳥羽市観光課「令和元年 観光統計資料」〕

宅困難者として相当な期間を本市内に滞在することになることも考えられ、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。また、安全な避難および帰宅支援が円滑に行われることにより、地震津波による直接の被害のみならず、その後、懸念される風評被害にもしっかりとした対応が取れるように、観光地における避難に着目した体制を作る必要がある。

第2項 地形等

1 本市の位置

本市は三重県の東端部に位置し、志摩半島の北方向にあり、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面している。

2 市域

神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しており、離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。

3 地形的特性

渥美半島から答志島の北側を、日本を分断すると言われる「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。

4 隣接市境界と加茂川の関係

朝熊ヶ岳(555m)によって伊勢市と境界をなし、志摩半島の最高峰の青峰山が志摩市との境界となり、これらの山地が分水界となる加茂川流域となっている。

5 観光都市と漁業

山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚なリアス海岸により伊勢志摩国立公園の中の観光都市であるとともに、岬や海底は、良好な岩礁部であるため、古くから豊かな漁場となり、海女漁が今日まで続けられている。また、黒のりなどの養殖業の先進地域として知られている。

6 公共交通機関

公共交通機関は、鉄道が近鉄や JR 線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市と結ばれている。市内の陸上交通としては、かもめバス（路線バス）が運行されており海上交通では、市営定期船やフェリーによって各離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、市民や観光客の移動手段として重要な役割を担っている。

7 主要な河川

市内を流れる主な河川としては、二級河川の加茂川、堀通川、紙漉川、大吉川などがある。加茂川は、鳥羽市松尾町の標高約 200m の浅間山（せんげんさん）に源を發し、途中、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川の支川と合流して、伊勢湾に至っている。

第3項 気象

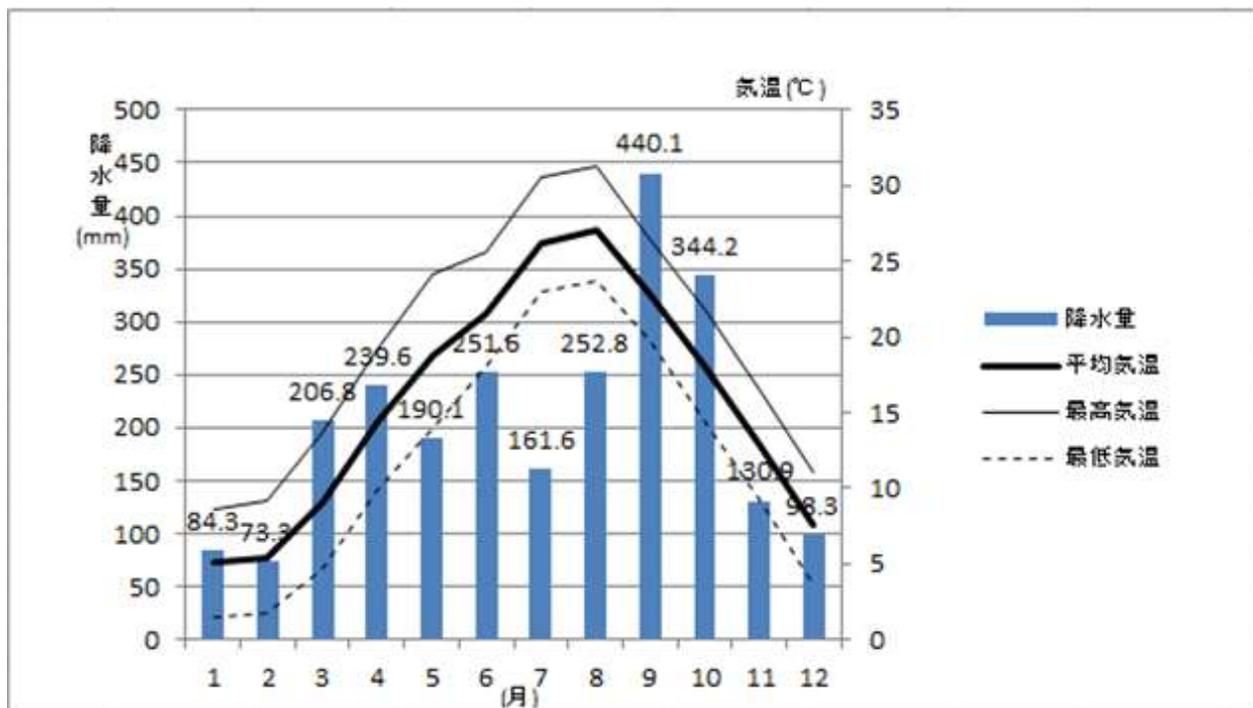
1 気象区分

本市は外帯地域※東側の海岸地帯に属しており、黒潮の影響で温暖な気候となっている。（※三重県は、中央を流れる橿田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。）

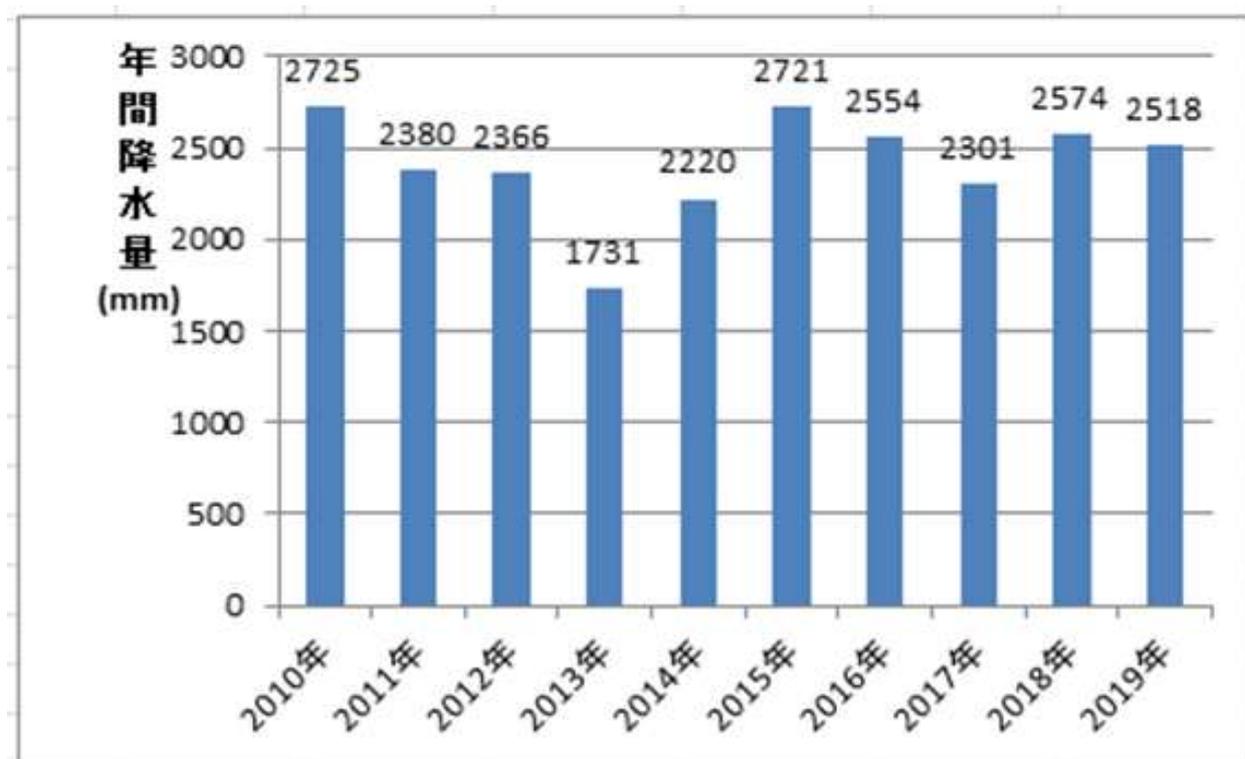
2 過去5年間の降水量統計

過去5年間の年間降水量の平均値が約 2,500mm と日本の平均的な降水量の 1,700～1,800mm を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、**冬季**が比較的少なく、10月に最大値がみられる。

■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）



■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）



第2節 本市における既往の地震・津波災害

第1項 東海・東南海・南海地震

名称	発生年	災害種別 (要因)	概況	鳥羽の主な被害
明応の地震・津波	1498年	地震津波	<ul style="list-style-type: none"> 震源は遠州灘東部域でM8.6 津波は伊勢大湊で倒壊流失家屋が1,000軒、溺死者が5,000余人 大湊領塩屋村は殆ど全滅 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽の震度は5 津波は、津(国崎町)で8~15m 伊勢・志摩で約10,000人の溺死者
天正の地震・津波	1586年		<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾北部域を震源M8.2 三重県では、北勢地区での被害大 	<ul style="list-style-type: none"> 大地震発災後、約半年大地震、小地震が続く。 津波はなかった。
寛文の地震・津波	1662年		<ul style="list-style-type: none"> 近江を中心とする大地震があり、近畿地方全般に被害・伊賀上野城、津城が破損 	
宝永の地震・津波	1707年		<ul style="list-style-type: none"> 震源地：紀伊半島沖と遠州灘の二元地M8.4 東海道、伊勢湾、紀伊半島が最も被害が大きかった。 津波被害は、尾鷲で溺死1,000余人、伊勢湾は津波の最高15m 	<ul style="list-style-type: none"> 堅神村、安栄島村：観音寺流失、村中家財、稲粃俵物不残流失 浦村、石鏡村、国崎村：村中家財、稲粃俵物不残流失 相差村：漁具、漁船も流失、村中家財、稲粃俵物不残流失
嘉永の地震・津波 (安政地震)	1854年		<ul style="list-style-type: none"> 震源地は東海道沖でM8.4と推定 津波は房総から土佐の沿岸 津波の高さは、尾鷲6~10m、熊野遊木浦、二木浦等で約10m 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽、大湊の推定震度は6 津波の高さは、鳥羽で5~6m、(志摩半島では10~20mの記録あり)
東南海の地震・津波	1944年	東南海地震津波	<ul style="list-style-type: none"> 熊野灘を震源M7.9 熊野灘沿岸は5~6mの大津波 震度は、津6、尾鷲・亀山5、上野4 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽港の海面上昇は42cm 土地の沈降は約30cm・津波は、1~2m(14時~15時に数回来襲)
南海道の大地震	1946年	南海道大地震	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード8.0。震源地、潮岬南々西約50キロメートルの沖合。 鳥羽の津波の波高は1.2m、沈下量0.9m 	

第2項 遠地地震

名称	発生年	災害種別 (要因)	概況	鳥羽の主な被害
チリの地震・津波	1960年	地震津波	<ul style="list-style-type: none"> ・5月23日4時11分南米チリ沖に発生した地震(M8.5) ・津波の波高2~3mが伊勢湾南部から熊野灘に襲来 ・鳥羽1.64m、今浦2.5m、石鏡1.7m、答志2.5m ・津波到達時間(5月24日):第1波3時53分、第2波4時50分、第3波5時59分、第4波7時26分、第5波8時48分 ・鳥羽では水産関係の被害が大きく、真珠、カキ、のりなどの養殖施設は壊滅的打撃 ・農堤が各所で寸断(100mにわたって決壊し、海水が流入。) ・り災戸数525戸、り災者数2,625人 ・田畑の被害610反 ・真珠 イカダ流失558台 	
アラスカの地震・津波	1964年		<ul style="list-style-type: none"> ・3月28日3時36分アラスカ湾に発生したM8.4の地震 ・津波は、志摩半島の中中部で1.5m、湾奥部で2m、第1波到達28日21時50分 ・浦村町生浦湾のカキ養殖施設に約1700万円の損害 	
東北地方太平洋沖地震・津波 (東日本大震災)	2011年		<ul style="list-style-type: none"> ・津波高 1.8m 観測 ・水産業被害総額 672,625千円 【内訳】 ○漁具被害 相差地区:定置網 7,200千円 ○養殖施設被害 浦村、安楽島、和具浦、答志、桃取、相差、畔蛸、堅子地区:カキ、ワカメ筏等 442,825千円 ○養殖物被害 カキ、ワカメ等 222,600千円 	

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

プレート境界型地震については、「地震・津波対策編 第1章 第1節 第2項 本市の地震・津波対策の考え方 2 地震・津波対策の対象とする地震について (P1)」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査が実施された。

なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

(ハザード予測結果)

- 1 強震動予測結果（震度分布）
- 2 強震動予測結果（液状化危険度）
- 3 津波予測結果

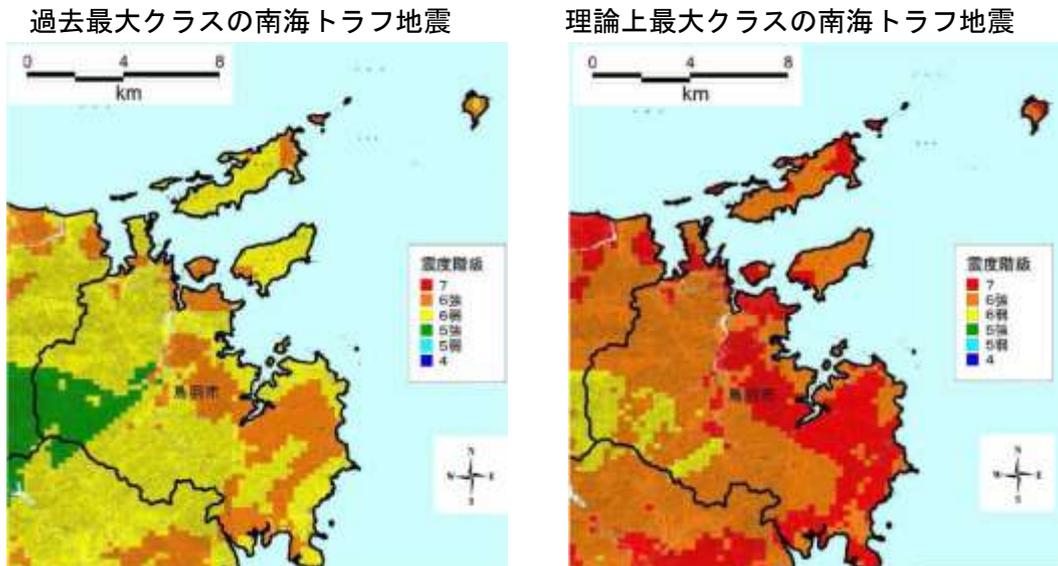
(リスク予測結果)

- 1 人的被害（死者）
- 2 建物被害
- 3 交通施設障害（道路施設）
- 4 生活支障等（避難者）
- 5 災害廃棄物等

第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果（震度分布）

【想定地震における震度予測図】

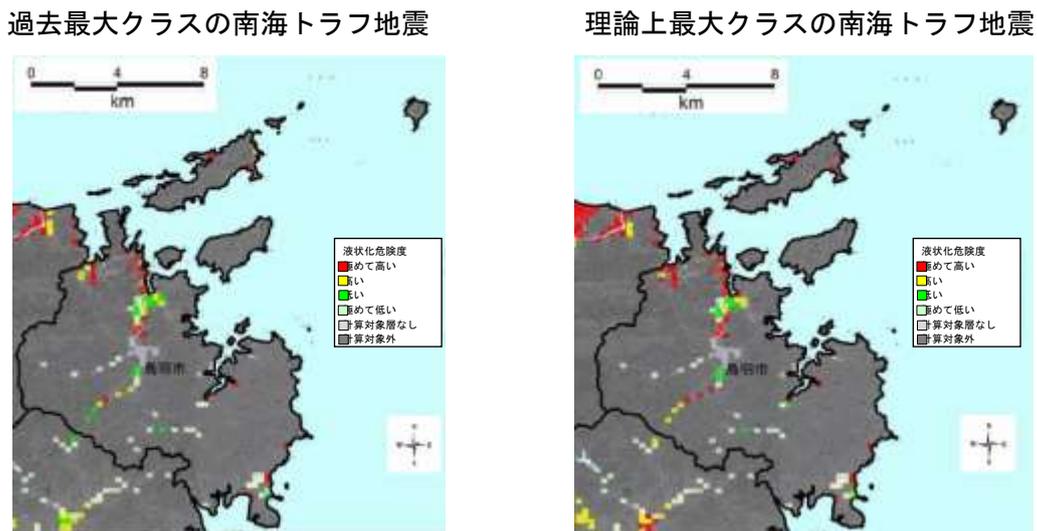


過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。）では、市の大半において震度6弱が想定され、市内の人口が集中する鳥羽、加茂地区等の沿岸部及び内陸部に震度6強が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。）では、市内のほぼ全域で震度6強が想定されている。また、市内の人口が集中する鳥羽、加茂地区等の沿岸部及び内陸部に震度7が想定されている。

2 強振動予測結果（液状化危険度）

【想定地震における液状化危険度】



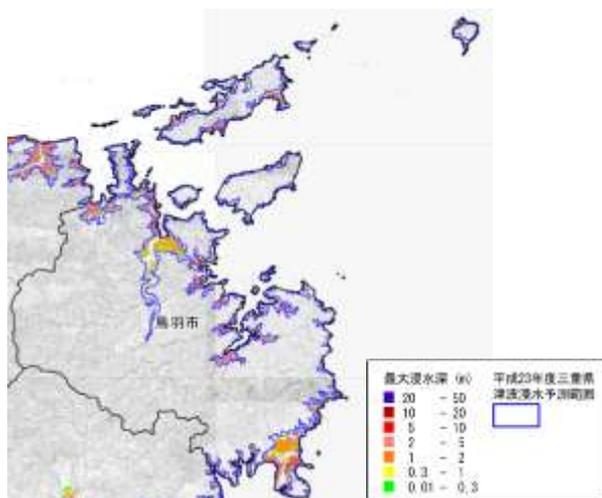
液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している鳥羽、大明東・西、加茂、相差地区等に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。

3 津波予測結果

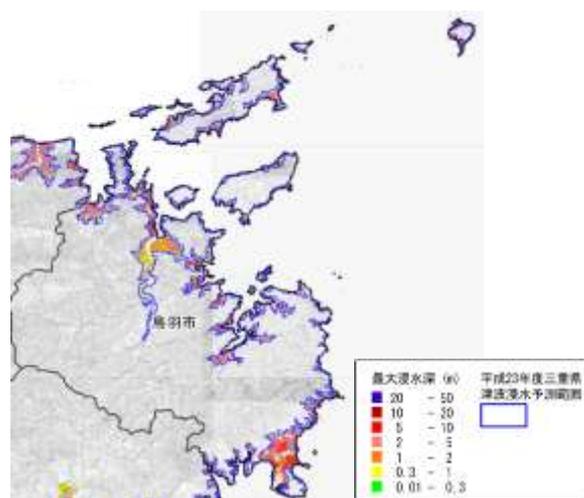
今回の地震被害想定調査では、市内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約7.7km²、理論上最大クラスの地震で約8.8km²と予測されている。

なお、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深30cm到達予測時間分布図」が作成された。

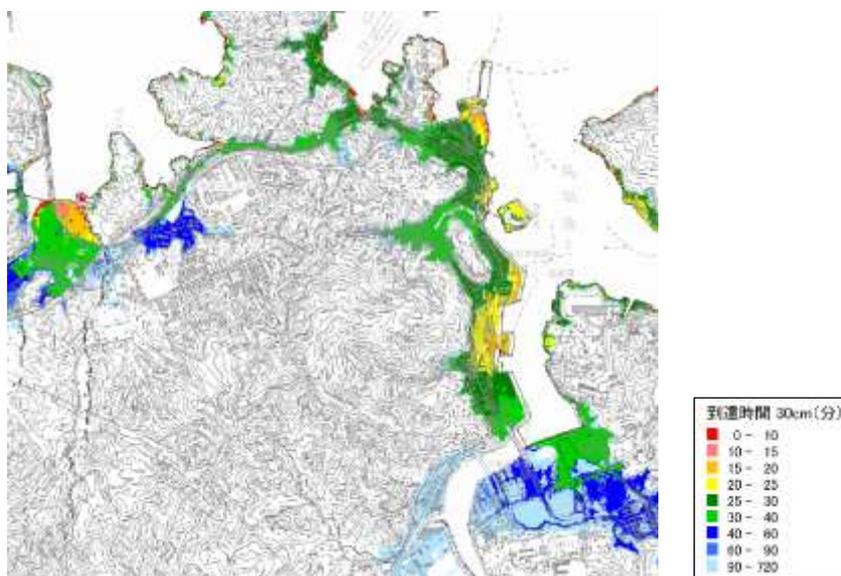
過去最大クラスの南海トラフ地震



理論上最大クラスの南海トラフ地震



津波浸水深30cm到達予測時間分布図



第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、市全体で約900人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約800人、建物倒壊等による死者は約50人となっている。

理論上最大クラスの地震では、市全体で約900人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約700人、建物倒壊等による死者は約300人となっている。

過去最大及び理論上最大クラスの地震における死者数 (人)

区 分	建物倒壊		津 波			急傾斜地 崩壊等	合計
		うち屋内 収容物転 倒等		うち自力 脱出困難	うち津波 からの逃 げ遅れ		
過去最大	約50	—	約800	約30	約800	約10	約900
理論上最大	約300	約10	約700	約200	約500	約10	約900

* 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。(以下、同じ)

2 建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、市全体で約2,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約800棟が全壊し、津波により約2,000棟が流出すると予測されている。

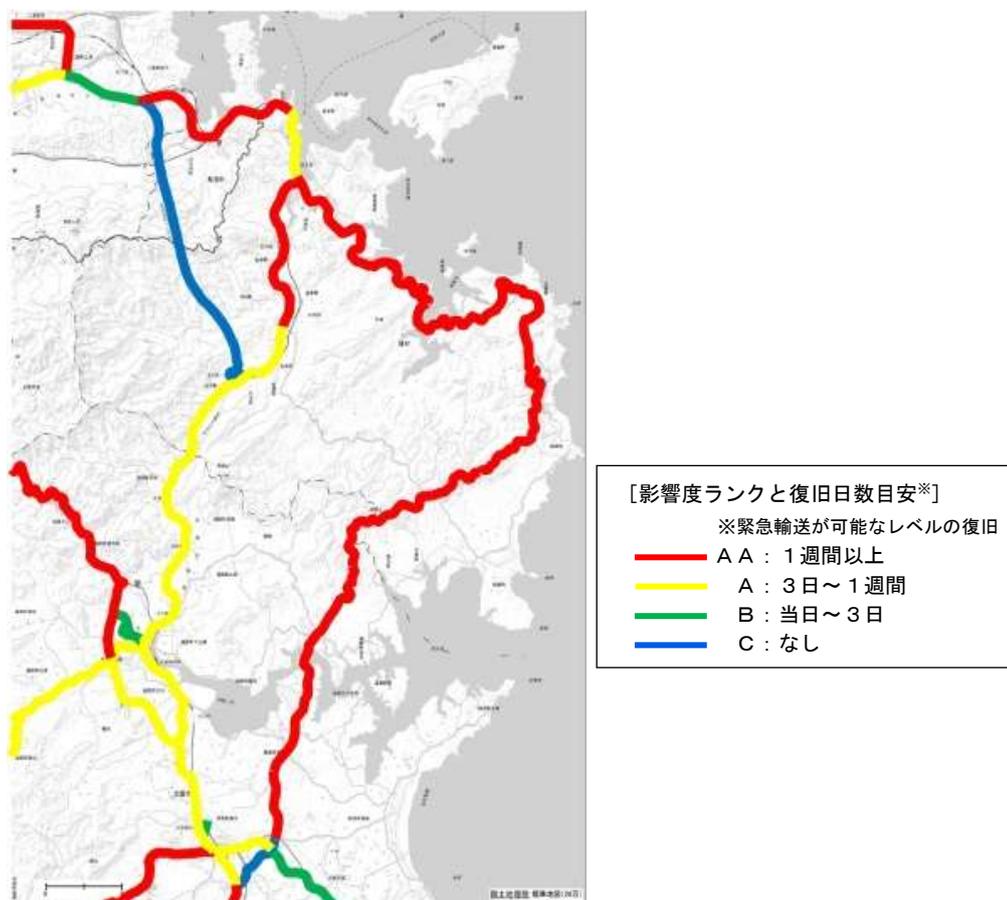
理論上最大クラスの地震では、市全体で約6,200棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約4,200棟が全壊し、津波により約1,800棟が流出、さらに火災により約100棟が焼失すると予測されている。

過去最大及び理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

区 分	揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	合計
過去最大	約800	約40	約2,000	約90	約10	約2,900
理論上最大	約4,200	約40	約1,800	約100	約100	約6,200

3 交通施設障害(道路施設)

緊急輸送道路への影響は、過去最大及び理論上最大クラスでの差はほとんどなく、復旧に要する期間は、国道42号、167号の一部(安楽島大橋～加茂)、県道128号が1週間以上、国道167号(加茂～五知峠)が3日～1週間と予測されている。



4 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は、「2建物被害」と同様に、「冬・夕18時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに避難所外が増加すると予測されている。

避難所と避難所外における避難者予測人数（人）

区 分 期 間	避難者数	
	避難所	避難所外
1 日 後	約10,000	約3,600
1週間後	約8,500	約3,200
1か月後	約7,800	約5,500

5 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、重量約400～600千トン、容量約400～500千m³と予測されている。

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老―桑名―四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

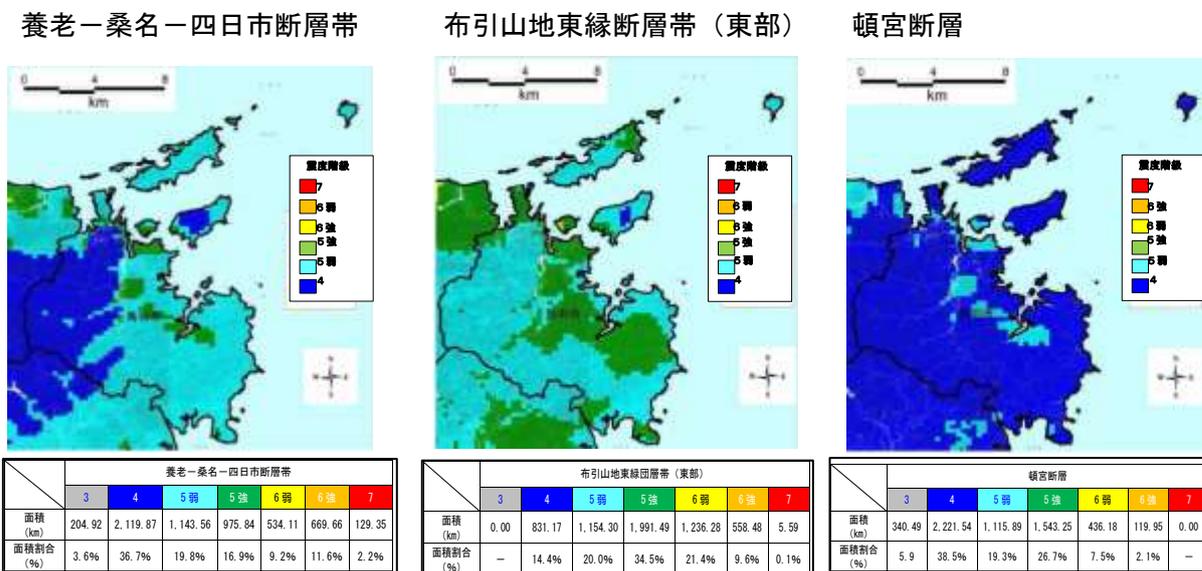
- 1 強震動予測結果（震度分布）
- 2 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

- 1 人的被害（死者）
- 2 建物被害

第2項 ハザード予測結果
1 強振動予測結果（震度分布）

【想定地震における震度予測図】



予測震度

	養老-桑名-四日市断層帯	布引山地東縁断層帯 (東部)	頓宮断層
鳥羽市	6弱	6弱	5強

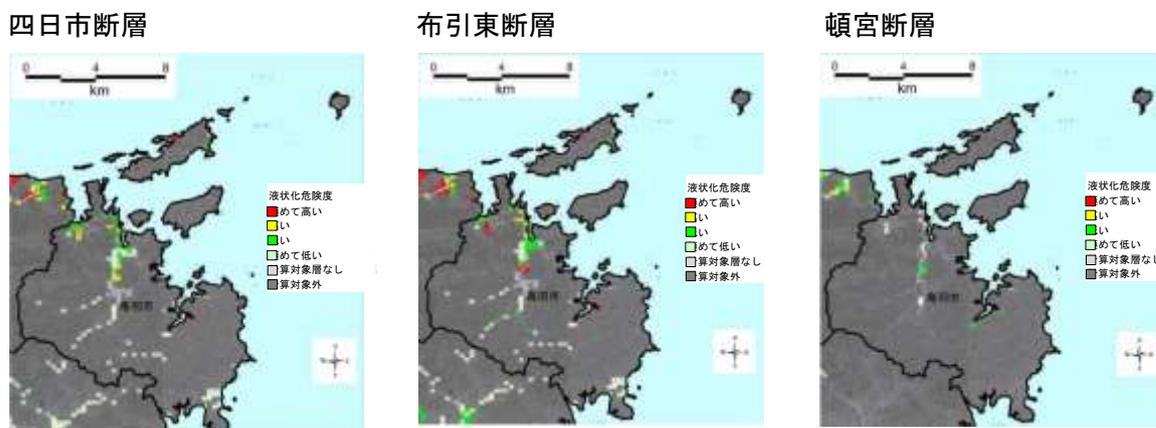
内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯を震源とする地震（以下、「四日市断層」という。）では、市の大半において震度6弱以上が想定されている。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、「布引東断層」という。）でも、震度6弱以上が想定されている。

頓宮断層を震源とする地震（以下、「頓宮断層」という。）では、震度5強以上が想定されている。

2 強振動予測結果（液状化危険度）

【想定地震における液状化危険度】



内陸直下型地震については、四日市断層及び布引東断層の地震で鳥羽、大明東・西地区等に、液状化危険度が高い範囲が広がっている。

第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、四日市断層では、県全体で約6,000人が死亡すると予測され、そのうちの約5,900人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

布引東断層では、県全体で約4,100人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層では、県全体で約200人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■四日市断層における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 5,100	約 5,000	約 100	—	—	—
うち家具転倒等	約 300	約 300	約 10	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 30	約 10	約 10	—	約 10	—
火災	約 800	約 800	—	—	—	—
計	約 6,000	約 5,900	約 100	—	約 10	—

■布引東断層における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 3,500	約 1,400	約 2,100	—	約 50	—
うち家具転倒等	約 200	約 90	約 100	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 50	約 10	約 10	—	約 20	—
火災	約 500	約 100	約 400	—	—	—
計	約 4,100	約 1,500	約 2,500	—	約 70	—

■頓宮断層における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 200	—	—	約 200	—	—
うち家具転倒等	約 10	—	—	約 10	—	—
津波						
急傾斜地等	約 20	—	約 10	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 200	約 10	約 10	約 200	—	—

2 建物被害

内陸直下型地震については、四日市断層では、県全体で約120,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約96,000棟が全壊し、火災により約19,000棟が焼失すると予測されている。

布引東断層では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測されている。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約4,700棟が全壊すると予測されている。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっている。

■四日市断層における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■布引東断層における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■頓宮断層における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

第3節 地震・津波に関する調査研究の推進

第1項 基本的な考え方

地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、県、その他防災関係機関と連絡を密にして地震・津波に対する研究を推進し、地震対策に反映させることとする。

国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

- 1 地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、工学分野（施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等）、社会科学分野（過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等）等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組を検討する必要がある。
- 2 緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。
- 3 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

第2項 調査研究項目について

調査研究項目は、概ね次のとおりである。

- 1 国による南海トラフ地震の調査観測体制
 - (1) ケーブル式海底地震計による監視体制
 - (2) 地震・津波観測監視システム（D O N E T）による観測監視体制
 - (3) G P S 波浪計による沖合波浪観測体制
 - (4) 地下水等総合観測施設による観測体制
 - (5) 電子基準点による近く変動状況の監視体制
- 2 県による地震に関する調査等
 - (1) 地震被害想定及び津波浸水予測
 - ア 三重県地域に係る東海地震被害想定調査（平成4年度）
 - イ 三重県地域防災計画被害想定調査（平成8年度）
 - ウ 津波浸水予測（平成15年度）
 - エ 三重県地域防災計画被害想定調査（平成15～17年度）
 - オ 津波浸水予測（平成23年度）
 - カ 三重県地震被害想定調査（平成24～25年度）
 - (2) 活断層調査

※「県防災計画 ー地震・津波対策編ー（平成31年3月修正）」より引用

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域・離島の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・家庭での食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、発災時の家族間の連絡方法や避難先や避難方法の確認を、一般論として計画している。



【この計画が目指す状態】

・全市民が地震発生時の“ゆれ”から生命や財産を守り、家族が地震発生後3日間を生き延びるための自助の備えと、鳥羽市の特質を踏まえた津波からの避難対策が計画されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	町内会・ 自主防災会等	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など市の特性への防災対策 (3) 津波避難路整備の促進 (4) 災害時の物資等支援 (5) 情報伝達手段の保守 (6) 地域・NPO・防災関係機関との連携
	市民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など市の特性への防災対策 (3) 津波避難路整備の促進 (4) 災害時の物資等支援

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町内会・ 自主防災会等	市民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地域コミュニティの維持 (3) 災害時の物資支援の協力体制の構築 (4) 市との連携 (5) 避難所開設・運営体制の構築 (6) 津波避難路整備 (7) 津波避難訓練への参加
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	顧客	(1) 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 訓練への積極的な参加 (2) 家族防災会議の開催 (3) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (4) “津波から命を守るため”の防災対策の推進 (5) “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進 (6) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 町内会・自主防災会等を対象とした対策（総務課、関係各課）

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組みを促進するため、地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。(推進計画)

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

県の地震・津波の被害想定を基に、実践に則した訓練の実施に努める。

イ 地域主催の訓練実施の促進

自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の訓練実施の促進を図る。

ウ 地域独自の防災訓練実施等への支援

要請があれば、地域主催の訓練に職員を派遣し支援に努める。

エ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成に努める。

オ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等の実施に努める。

カ 避難行動要支援者名簿の整備

災害時の避難行動に支援が必要な方を把握するため、名簿作成を行う。

キ 市民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、個人の避難計画(Myまっぷラン)の作成を推進する。

(2) 離島など市の特性への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策に努める。

(3) 津波避難路整備の促進

本市は、防災訓練等の防災啓発推進事業や出前と一く等の各種機会を活用して、地域の行う津波避難路整備事業に対する啓発を行う。

地域で考え、地域の道として整備してもらうことで、津波避難対策の充実はもとより、地域防災力の向上と津波避難路の維持にもつながる。

(4) 災害時の物資等支援

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実に努める。

(5) 情報伝達手段の保守

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守に努める。

(6) 地域・NPO・防災関係機関との連携

災害時の地区指定員などを活用し、地域との連携に努めるとともに、NPOや防災関係機関と協定等による連携に努める。

2 市民を対象とした対策（総務課、関係各課）

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

市民の自助の取組みや共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

地震・津波の被害想定を基に、実践に則した訓練の実施に努める。

イ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等の実施に努める。

ウ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等による定期的な啓発による危機意識の醸成に努める。

エ 防災教育の実施

学校・保育所等では児童・生徒を対象に防災意識の向上のため、防災教育の実施に努める。

オ ハザードマップの配布

市民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップを配布し、啓発に努める。

カ 住民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、個人の避難計画（Myまっぷラン）の作成を推進する。

(2) 離島など市の特性への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策に努める。

(3) 津波避難路整備の促進

市民や観光客等の避難対策のため、必要な市道の整備を行っていく。

(4) 災害時の物資等支援

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実に努める。

■町内会・自主防災会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

ア 市民への防災啓発機会の創出

市の出前と一く等を活用し、定期的に市民対象の講座を開催するなど、防災啓発に努める。

イ 自主防災活動の実施

市の自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の防災活動を積極的に実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者支援体制の構築

地域の避難行動要支援者の把握に努めるとともに支援体制の構築を図る。

エ 防災教育への理解と協力

学校・保育所等で進めている防災教育に協力し、学校・保育所等と連携した防災対策に努める。

オ 市訓練への参加の促進

市が実施する訓練に積極的に参加するよう住民に促すとともに、市の訓練時に地域が主催する訓練を実施するよう努める。

カ 市民の避難行動計画作成の推進

市民一人ひとりの避難を確実なものとするため、個人の避難計画（My まっぷラン）の作成を推進する。

(2) 地域コミュニティの維持

災害時に軸となる地域コミュニティを維持するよう努める。

(3) 災害時の物資支援の協力体制の構築

市が行う大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）に協力し、物資協力体制の構築に努める。

(4) 市との連携

地区指定員などを活用し、市との連携に努める。

(5) 避難所開設・運営体制の構築

避難所開設・運営は地域で行うべきことである。地区指定員と協力し、開設できる体制構築と施設の確認に努める。

(6) 津波避難路整備

地域の避難路整備と維持管理に努める。

(7) 津波避難訓練への参加

毎年行う津波避難訓練に町内会・自主防災会等として参加し、市民の避難の意識の高揚と避難路の確認等に努める。

■防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 住民や関係者を対象とした対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

自組織の活動等の情報発信を行い、市や住民等と協力関係の構築に努める。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する防災事業等に協力し、市と連携して防災思想・防災知識の普及・啓発に努める。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 顧客を対象とした対策

(1) 事業活動を通じた顧客への防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

■市民が実施する対策

(1) 訓練への積極的な参加

地域や市が行う訓練に積極的に参加し、自分や家族の訓練や防災意識の醸成に努める。

(2) 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、子どもの防災教育への理解と協力に努める。

(3) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守

るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

(4) “津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

(5) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3 日程度以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努める。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努める。

(6) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

【主担当課】
・総務課、関係各課

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	町内会・自主防災組織等	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むボランティア・NPO等	(1) 防災活動に取り組むボランティア・NPO等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町内会・自主防災組織等	町内会・自主防災組織等構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
防災活動に取り組むボランティア・NPO等	各組織の構成員等	(1) 構成員に対する教育・啓発
災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	各組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策（総務課）

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、市民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取り組む。

2 町内会・自主防災組織等を対象とした対策（総務課）

(1) 町内会・自主防災組織等のリーダーに対する教育・啓発

町内会・自主防災組織等のリーダー等を対象とした「自主防災リーダー養成講座」を行う。年に1回程度実施し、継続的に育成を行っていく。

(2) 町内会・自主防災組織等の構成員に対する教育・啓発

町内会・自主防災組織等のリーダーと連携し、各組織を構成する市民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

(3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

「自主防災リーダー養成講座」において、警察や海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関との連携を図る内容で実施する等、発災後も協力して活動できる関係づくりを図る。

3 防災活動に取り組むボランティア・NPO等を対象とした対策（市民課）

(1) 防災活動に取り組むボランティア・NPO等が行う人材育成への支援

防災活動に取り組むボランティア・NPO等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

4 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援

災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■町内会・自主防災組織等や防災活動に取り組むボランティア・NPO等及び災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する対策

1 町内会・自主防災組織等の構成員を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等、構成員の教育や啓発に努める。

2 各組織の構成員等を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

3 各組織の構成員やボランティア等を対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

(2) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 市の防災人材育成事業への積極的な参画

市民は市が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

<p>【主担当課】 ・総務課、市民課</p>

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、要配慮者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画が目指す状態】

- ・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して連携強化が行われ、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 防災知識の普及 (2) 危険箇所等の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災用品等の備蓄
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 各種災害活動への対応の強化 (2) 資機材の点検・整備 (3) 地域における自主防災組織との連携 (4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 自助の確立 (2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ア 訓練等の自主防災活動に対する支援を行う。
- イ 市の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定める。
 - (7) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (イ) 防災知識の普及に関すること
 - (ウ) 防災訓練の実施に関すること
 - (エ) 情報の収集、伝達に関すること
 - (オ) 出火防止、初期消火に関すること
 - (カ) 救出救護に関すること
 - (キ) 避難誘導に関すること
 - (ク) 給食、給水に関すること
 - (ケ) 防災資機材の整備に関すること
 - a 自主防災組織等が行う防災訓練、防災マップづくり、防災講演会等の防災活動の経費に対する自主防災活動補助金の給付及びこれを通しての活動啓発を行う。
 - b 防災資機材の整備にかかる支援を行う。
 - c 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進を行う。
 - d 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。
 - e 自主防災組織の充実を図るため、自主防災リーダー養成講座を実施し、組織のリーダーの育成を積極的に行うことによる、組織体制の強化を行う。

(2) 自主防災組織の結成推進

地域住民の自主防災組織については、現在、46 町内会・自治会中 45 組織が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

自主防災組織カバー率：95.7%（参考：県全体：92.7%）

2 消防団を対象とした対策（消防本部）

(1) 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。また消火用資機材をはじめ、救助資機材等の配備の充実を図り、これらの資機材の有効活用がなされるよう定期的な訓練指導を実施する。(推進計画)

3 市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、自主防災組織及び消防団の必要性について積極的な広報活動を行い、防災意識の高揚を図り、組織への参画を促すとともに防災活動が効果的に行われるよう平素より理解と協力を求める。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 他地域の自主防災組織等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 防災知識の普及

地域住民の連携強化を図り、災害時の心得、応急手当、避難方法等に関する知識の普及を行う。

(2) 危険個所等の把握

地域を点検し、危険個所及び消防水利等の災害・防災に直結する個所を把握し、住民への周知を行う。

(3) 防災訓練の実施

避難、初期消火、救護、炊き出し等の各種訓練の実施を行う。

(4) 防災用品等の備蓄

防災資機材の点検、整備を行う。

2 他地域の消防団等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 各種災害活動への対応の強化

消火活動をはじめ、救出救助活動等の知識及び技術の練磨を図るとともに災害活動現場における安全管理についても見識を深める。

(2) 資機材の点検・整備

消防ポンプ、各種資機材の点検、整備の実施を行う。

(3) 地域における自主防災組織との連携

自主防災組織等との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

■市民が実施する対策

1 自助の確立

防災知識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。

2 自主防災組織や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・災害時において、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行うことができる環境及びボランティアの人材育成の支援体制が整っていない。



【この計画が目指す状態】
 ・災害時において、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行うことができる環境が整っている。
 ボランティアの人材育成の支援体制が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築 (3) 関係団体が実施するNPO・ボランティア等に対して防災活動の支援
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築
	市民・企業	(1) 災害時の災害ボランティアへの参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害ボランティアセンター関係団体等	組織の構成員やボランティア	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市民		(1) 災害ボランティア等へ参画
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備

災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、関係団体と連携体制を構築し活動体制を整備する。

(2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築

通常時から関係団体と交流を深め、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき連携体制の強化に努める。

(3) 関係団体が実施するNPO・ボランティア等に対して防災活動の支援

NPO・ボランティア等に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策（市民課）

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

ア 市設置の災害ボランティアセンターへの支援、手続き要領等の確立

イ 災害ボランティアセンターを災害時に設置したとき、みえ災害ボランティア支援センターとのボランティア支援要請に関する情報・手続き要領等の確立

3 市民・企業を対象とした対策（市民課）

(1) 災害時の災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動への参画を、各媒体等を通して市民・企業に促す。

■災害ボランティアセンター関係団体等が実施する対策

1 組織の構成員やボランティアを対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアセンター関係団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

災害ボランティアセンターを運営のため支援体制の構築に努める。

■市民や企業が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 従業員等を対象とした対策

(1) 災害時の従業員等の災害ボランティアへの参画促進

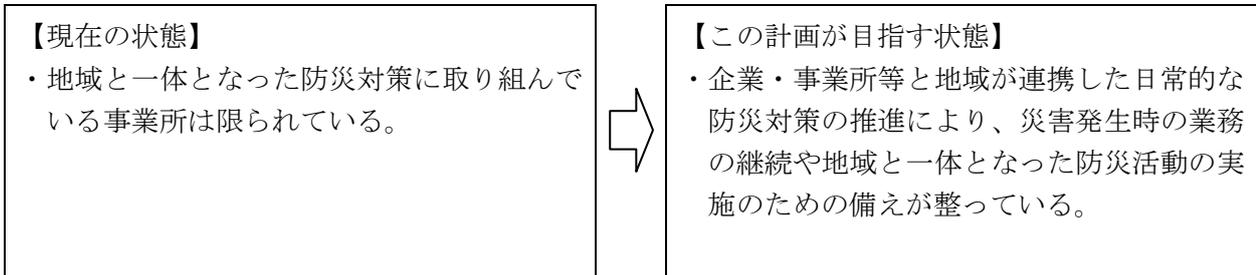
企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

【主担当課】

・市民課

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	地域住民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所 従業員等	(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策（総務課、農水商工課）

(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に食い止めるための防災対策・防災活動の実施を促進する。

(2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

ア 地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、災害時に企業・事業所と地域が協同行う災害活動による地域の防災力の向上を図る。

イ 地域の防災訓練への参加促進と協力の啓発を行う。

■企業・事業所が実施する対策

1 地域住民・他の企業・事業所を対象とした対策

(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

ア 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消化活動、情報の共有にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

イ 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協同で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等地域の防災対策に貢献するよう努める。

(2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、企業間相互の交流・理解・協力をを行い、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

2 企業・事業所、従業員等を対象とした対策

(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した十分な量の飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。

(2) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

ア 従業員等の家屋の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

イ 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

【主担当課】

・総務課、農水商工課

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>校舎等の耐震化は、一部未完了の施設がある。</u> ・津波からの避難対策などの取組みや児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携について、避難訓練や防災教育により避難行動や防災意識は徐々に向上しているが、入園、入学や進学により学校環境が変わるため、一定レベルの継続した訓練と教育への取組みが必要である。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な訓練や啓発活動により家庭や地域と連携した避難行動や防災意識が保たれて<u>いる</u>。また、防災教育を通して人と人との結びつきや助け合いの大切さを知る人づくりがなされている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	学校・保育所等	<u>(1) 児童・生徒等の安全確保</u> <u>(2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施</u> <u>(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策</u> <u>(4) 学校施設等の安全点検</u>
	児童・生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員等	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童・生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域（地域住民）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

【自助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
地域（市民）	保護者・児童・生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 児童・生徒等の安全確保

登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、学校等における防災教育及び防災対策が更に充実するよう支援する。

(2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校・保育所等で災害に備えた防災対策の整備、立地条件に応じた避難計画等防災計画の策定や見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策

学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策を行う。

(4) 学校施設等の安全点検

学校施設等の安全点検を随時行い、必要な補修を行う。

2 児童・生徒等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して推進する。

3 教職員等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 学校防災人材の育成と活用

ア 学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

イ 各種研修において防災教育を実施し、防災意識・知識の向上を図る。

4 児童・生徒等の保護者を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育を推進する。

5 地域・市民を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法について、円滑に検討できるよう、学校・保育所等と地域、家庭との連携を一層促進する。

6 民間児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（健康福祉課）

(1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・保育所等における防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行う。また、放課後児童クラブにおける防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

■地域（市民）が実施する対策

1 保護者・児童・生徒等を対象とした対策

(1) 家庭における防災についての話し合い

学校・保育所等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【主担当課】

・教育委員会事務局、健康福祉課

「三重県地域防災計画において、これまで■県が実施する対策」には、「県（教育委員会等）が実施する対策」と「学校・保育所等が実施する対策」が併記、又は区分されず記載されていたが「平成29年度3月修正版」以降、「学校・保育所等が実施する対策」については区分又は削除され、県の実施する事項・責任区分を明確に表記するよう改められた事から、「市地域防災計画」においても同様に、市の実施する事項・責任区分を明らかに表記するよう改正した。「第3部 第4章 第4節 学校・保育所における児童・生徒等の安全確保（P200～201）」についても同様の表記に改正した。）

第7節 観光地における防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客が多く訪れる地域において、観光関係団体、観光事業者や地域住民が観光視点での防災対策の検討や、避難誘導看板等の設置を行っている。 災害時の帰宅困難者等の把握方法や災害時連絡体制が明確になっていない。 帰宅困難者一時受入れ体制の強化が<u>求められている。</u> 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客等の帰宅困難者の安全が確保されるよう、観光関係団体、観光事業者、公共交通機関や地域住民が一丸となって観光防災対策に取り組む。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ体制の強化 (5) 避難誘導看板等の整備

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市観光関係団体、 観光事業者及び 公共交通機関等	観光客 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ体制強化への協力 (5) 食料備蓄の努力 (6) 代替輸送の検討 (7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

第3項 対策

■市が実施する対策

1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光課）

(1) 情報共有体制の確立

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有体制の確立を図る。

(2) 連絡体制の確立

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関と、災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(3) 観光客等の避難誘導體制の確立

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関と市民が連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体、主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

(5) 避難誘導看板等の整備

観光客の避難誘導が迅速かつ正確に行えるよう、観光案内看板と合わせた避難誘導看板や避難場所が記載されたパンフレット等の整備を行う。

■市観光関係団体・観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

1 観光客、観光事業者、公共交通機関、市民を対象とした対策

(1) 情報共有体制の確立

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有体制の確立を図る。

(2) 連絡体制の確立

各団体及び各事業者は公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報連絡体制の確立を図る。

(3) 観光客等の避難誘導體制の確立

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導體制の確立を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制構築への協力

観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一時受入体制強化への協力を推進する。

(5) 食料備蓄の努力

観光関係団体、観光事業所等において、帰宅困難者等に対する食料備蓄に努める。

(6) 代替輸送の検討

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送の検討を行う。

(7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

災害時に対応できる従業員の待機等体制の整備を行う。

■市民が実施する対策

(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

市が行う訓練や講演会等に積極的に参加するなど災害時の知識や意識を醸成するとともに、観光客等の安全確保のため避難誘導等がスムーズにできるよう訓練等を行う。

【主担当課】

・観光課

第8節 水産の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・漁港区域内にかかる施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が充分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じる恐れがある。



【この計画が目指す状態】

・平常時に水産、漁港施設等の点検を行い、災害防止のための維持管理に努め、地震・津波災害から避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、漁港区域内にかかる施設の耐震化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	漁業関係団体 市民	(1) 漁港の防災・減災対策 (2) 防災資機材の整備

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
漁業関係団体	漁業者等 市民	(1) 漁港の防災・減災対策 (2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

第3項 対策

■市が実施する対策

1 漁業関係団体・市民を対象とした対策（農水商工課）

(1) 漁港の防災・減災対策

ア 漁港施設の整備

震災発生後に陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島地域の緊急物資の輸送基地とするため、耐震強化岸壁を整備し、海上輸送路の確保に努める。

あわせて、漁港施設を整備し、緊急物資等の海上輸送体制の構築を図る。

イ 水門等の点検整備

毎年定期的に、水門及び門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

(2) 防災資機材の整備

海上災害を未然に防止、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するために、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等必要な防災資機材の備蓄・整備・点検する。

■漁業関係団体が実施する対策

1 漁業者等・市民を対象とした対策

(1) 漁港の防災・減災対策

震災発生後、予想される津波の規模に応じた、避難行動の周知と訓練を行うとともに、沿岸における、漁船及び漁具等の被害を減少するため、漁業者等へ必要な措置をとるよう指導する。

(2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

漁業無線などによる津波警報等の情報伝達体制を確立し、操業又は航海中の漁船、水産事業者の安全を図る。

【主担当課】
・農水商工課

第2章 安全に避難するための対策

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・住民ひとりひとりの避難要領の検討や観光客、定期船旅客等の避難誘導対策が不十分である。
- ・住民、児童・生徒等、避難行動要支援者の津波避難対策、避難所の開設・運営に関する町内会等との連携、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定、福祉避難所の指定等について、取組みが進んでいない地域がある。



【この計画が目指す状態】

- ・住民個別の避難計画や観光客、定期船旅客等の避難誘導対策が確立しており、避難行動要支援者に配慮している。
- ・それぞれの地域・施設等において津波避難対策が確立し、避難所の開設・運営は町内会等と連携し、要配慮者対策が図られている。福祉避難所の指定、避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	地域・住民等 及び関係団体	(1) 避難等知識の啓発・普及 (2) 津波避難訓練の実施及び参加率の向上施策 (3) 避難場所、避難路の <u>周知</u> (4) 避難所の整備・周知 (5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備 (6) 避難誘導対策 (7) 避難所運営対策 (8) 避難行動要支援者・ <u>要配慮者</u> 対策 (9) <u>ペット対策</u>
	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2) 観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	地域・市民	(1) 地域の避難対策の推進 (2) 津波避難計画（My まっぷらん）の策定 (3) 津波避難訓練等の実施・参加
要配慮者 関係施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者 が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
市観光協会 観光事業者等	観光客 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化への協力

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 (3) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成 (4) <u>ペットの同行避難対策</u>

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策

(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、農水商工課、定期船課）

津波から自身や家族、避難行動要支援者の命を守るため、広報や防災講演会等で津波に対する次の内容を啓発する。

【一般編】

- ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、すぐ海浜から離れる。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに高台に避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

【船舶編】

- ア 津波注意報発表時においては、運航継続に危険があると判断された時は、時間的余裕がある場合だけ港外の水深の深い、広い海域へ退避し、短時間で津波の到達が予想される地域では、直ちに陸上の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ウ 港外へ退避できない小型船舶は、時間的余裕がある場合だけ係留網の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- オ 津波注意報発表時における運航の判断は事業者が行う。また、その旨を市災対本部へ報告する。

(2) 津波避難訓練の実施及び参加率の向上施策（総務課）

南海トラフ地震が発生した場合、わずかな時間で津波が来襲することが想定されるため、住民の早期避難を重点とした津波避難訓練を実施し、避難意識を高めるとともに、訓練の意義について「出前と一く」等を通じて周知し、訓練参加率の向上を図る。

(3) 避難場所、避難路の周知（総務課、観光課）

- ア 災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、避難場所までの夜間対策を含む避難路を周知する。
- イ 津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域で、高台等の避難場所まで遠い地域については、学校の屋上等、多様な手段を用いた避難場所の確保に努める。
- ウ 避難場所によって必要な資器材等の整備を図るものとする。なお、避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等市民以外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努める。
- エ 避難場所の指定後は、避難誘導看板の設置の際、多国語・ピクトグラムを用いた観光客用避難誘導及び夜間対策等を考慮し、住民、観光客等及び鳥羽警察署、鳥羽海上保安部、自衛隊等関係機関に周知する。

【避難場所の選定における留意事項】

- ア 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品のないこと。
- エ 洪水等による浸水の恐れのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。
- ケ その他、内閣府令に定める基準に適合すること。

指定緊急避難場所の基準【災対法令第20条の3関係】

政令で定める基準については、以下のとおり定めるものとする。

- ・発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
- ・洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
- ・異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準

(4) 避難所の整備・周知（総務課、建設課）

- ア 被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、地域・住民に周知するものとする。
- イ 避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図るものとする。

また、避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するものとする。
ウ 中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

指定避難所の基準【災対法令第20条の6関係】

政令で定める基準について、以下のとおり定めるものとする。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることなどの規模に関する基準
- ・速やかに、被災者等の受入れ等を行うことが可能な構造などを有することなどの構造等に関する基準
- ・災害の影響が比較的少ない場所や車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあることなどの交通条件等に関する基準
- ・主として要配慮者を滞在させることが想定されるものについては、バリアフリー化され、また、相談等の支援体制を有することなど、要配慮者を受け入れるために必要な一定の措置が講じられていること

(5) 避難指示等の判断基準及び伝達体制の整備（総務課、消防本部）

ア 避難指示

- (ア) 大津波警報及び津波警報が発表されたとき。
- (イ) 著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき。
- (ウ) 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき。

イ 避難勧告

- (ア) 津波注意報が発表されたとき。
- (イ) 異常な水位の変化などを覚知したとき。

ウ 避難指示等の伝達体制の整備

緊急を要するため、防災行政無線、とばメール、緊急速報メール、サイレン、消防無線、船舶無線、広報車等周知の手段・方法について整備する。

(6) 避難誘導対策（総務課、農水商工課、観光課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）

ア 不特定多数の市民が利用する施設について、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

- (ア) 定期船は、運航中に津波警報等の情報を入手した想定で、避難可能な港への着棧、乗客の避難場所への誘導訓練を定期的に行う。

- (イ) 学校、保育所等を対象とした対策を行う。

- (ウ) 防災計画及び防災訓練の実施

「第2部 第1章 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育、防災対策の推進 第3項1
(2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 [\(P50\)](#)」参照

- (エ) 児童・生徒等の安全確保

「第2部 第1章 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育、防災対策の推進 第3項1
(1) 児童・生徒等の安全確保 [\(P51\)](#)」参照

イ 避難にあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先し、被害を限りなくゼロに近づける。このため、避難訓練を通じ、問題点を明らかにするとともに、自助・共助の精神を醸成するものとする。

ウ 避難誘導にあたる者及び防潮扉、水門、樋門等の閉鎖作業業務従事者の安全確保のため、津波到達予測時間を考慮した避難支援行動マニュアルを定めるものとする。

(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課）

ア 避難所運営の基本

避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織が担うことになることから、平素より避難所運営訓練や日頃の情報共有・顔の見える関係づくり等により防災・減災に備えておく。

また、大規模災害等により中長期にわたり避難所を運営する状況において、各避難所が市職員の支援によらず、町内会や自主防災組織等市民による運営対策等が直ちに講じられるよう、「避難所運営マニュアル（共通）」を各町内会・自治会等に事前配布するとともに、感染症対策等、運営要領・基準等への新たな対応・対策が必要となった場合にも、その都度、資料・マニュアル等を配布（必要に応じ説明会を実施）して、その普及・徹底を図る。

更に各指定避難所ごとの特性を考慮した避難所運営マニュアルが作成されること（水平展開）を目指し、避難所運営に関する「出前と一く」及び訓練支援を推進する。（推進計画）

イ 要配慮者への対応

要配慮者は、外見からは障がいの有無がわからない場合（内臓疾患、聴覚・言語機能障がい等）があるので、特別な配慮を必要とすることを理解し、避難所で情報から取り残されないよう掲示板等で呼びかけ、本人から要配慮者であることを自主的に申出してもらう等により対象者の把握に努める。

また、被災による不安や、避難生活により大きなストレスを生じることも理解し、要配慮者各人の状態により、プライバシーを配慮したスペースを確保したり、食事や救援物資等の配給を優先するなど配慮する。

※要配慮者とは、避難所生活において、配慮や支援が必要な高齢者、障がいのある方、女性、乳幼児、外国人等をいう。

ウ 避難所外避難者への対応

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者が発生することを予期して、各避難所運営委員が予想される町内会・自治防災会等は、事前に駐車場所・支援要領等について検討する。

また、自ら最寄りの避難所に出向き、情報や物資を受け取ることを基本とする。

(8) 避難行動要支援者・要配慮者対策（健康福祉課）

ア 避難行動要支援者・要配慮者対策

市は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

特に、津波被害が想定される保育所、病院、夜間運営の社会福祉施設の把握及び当該施設における避難方法について把握する。

この際、「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R02.2.10）」等を積極的に活用する。（推進計画）

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者について、災害対策基本法第49条の10に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(7) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を要する者であり、要配慮者個人として避難能力の有無については、主として以下の要件で設定し、具体的には表内の範囲による。

- ・警報や避難勧告・指示等の災害関連の情報取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法についての判断能力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等

市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次のいずれかに該当するもの

- ① 満75歳以上の独居の高齢者又は満75歳以上のみで構成する世帯の高齢者
- ② 要介護認定3、4又は5を受けている者
- ③ 1級又は2級の等級の身体障害者手帳を有する者
- ④ A1又はA2の等級の療育手帳を有する者
- ⑤ 1級又は2級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、災害時において支援が必要と認められる者

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成に必要な個人情報については表内による。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

このほか、市が定めた名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

ウ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・死亡・障害の発現等により常に変化しうることから市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であるが、地域によって実情が異なるため、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握したうえで幅広い団体の中から確保することに努める。

- ・鳥羽市内の自主防災組織、町内会等
- ・鳥羽市内の児童・民生委員
- ・鳥羽市消防本部
- ・鳥羽市消防団

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び情報漏えいの防止

避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、作成した名簿は地域の避難支援等関係者にも適切に提供かつ共有に努める。市は、平常時において避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては事前に避難行動要支援者本人の同意を得る必要がある。

また、情報漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護及び名簿の信頼と実効の確保を図るため、災害対策基本法では守秘義務を課している。このようなことから、名簿情報を外部に提供する際には、その秘密保持が徹底されるよう措置を講じ、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(9) ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、避難所運営の主体である各町内会・自治会及び自治防災会に対し、「避難所運営マニュアル」において犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について配慮・処置するよう記載して、周知を図る。

2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光課）

(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(2) 観光客等の避難誘導體制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と地域住民が連携した防災訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■ 自主防災組織や関係施設等が実施する対策

< 自主防災組織が実施する対策 >

1 地域・住民を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

自主防災組織等は、津波からの早期避難を重点に、避難路整備、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりを実施するとともに、津波避難計画の策定及び独自の津波避難訓練の実施又は市の避難訓練に参加する。

(2) 津波避難計画（Myまっぷらん）の策定

自主防災組織等は、避難場所及び使用避難経路の確認、避難方法・要領等の津波避難計画を策定する。

(3) 津波避難訓練等の実施・参加

自主防災組織等は、独自の津波避難訓練を**実施**するとともに、市の実施する津波避難訓練に積極的に参加し、地域の避難要領及び避難行動要支援者の避難・援助要領等について確認・対策を確立する。

< 要配慮者関係施設が実施する対策 >

1 入所者等要配慮者を対象とした対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設管理者は、入所者等の津波からの早期避難を重点に、施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力する。

< 不特定多数の者が利用する施設が実施する対策 >

1 施設利用者を対象とした対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設管理者は、施設利用者の津波からの早期避難を重点に、施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

< 市観光協会、観光事業者等が実施する対策 >

1 観光客・観光事業者・公共交通機関を対象とした対策

(1) 観光客等に対する避難誘導等の情報発信体制の確立

各団体及び事業者独自で、**災害時の避難状況等に関する情報収集要領や避難誘導等の情報発信に係る体制**の確立を図る。

(2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立

各団体・事業者独自での観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導體制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市民が実施する対策

1 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力

個人の避難計画を基準に、自主防災組織等が策定した避難計画への協力及び自主防災組織又は市の避難訓練に積極的に参加し、自らの命は自ら守る意識を保持する。

2 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定

市民は、三重県の「My まっぷラン」制度等を活用して個人の避難計画を作成し、避難場所、避難路及び避難路上の危険箇所等を確認する。

3 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

避難の際には、観光客等に対しても避難場所への誘導や声掛けなど安全意識を醸成する。

4 ペットの同行避難対策

(1) ペットの飼い主は同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に務める。

(2) 避難所等の運営委員会・管理者等は、ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心の拠り所となっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への配慮も必要であることから、状況に応じ専用スペースを設置する等のルール作りなどの対応を考える。

【主担当課】

・総務課、税務課、**環境課**、農水商工課、観光課、建設課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震等によって、建物やその附属物の崩壊・焼失による被害が想定される。 <u>発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。</u> 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の耐震化・不燃化への取組みが、着実に進められている。 <u>応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が進んでいる。</u>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民 建築物の所有者等	(1) 耐震診断及び補強工事の推進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町内会等	市民	<u>(1) 建築物の耐震化の促進</u> <u>(2) 建築物等の耐震化</u> <u>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備</u> <u>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</u>

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民・建築物の所有者等	(1) 耐震診断及び補強工事の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 建築物の耐震化の促進

建築物・工作物のうち、被災した場合に、災害応急対策活動の妨げや広域の経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるものや、多数の人々を収容する建築物等については、重要性を考慮し、特に耐震性を高めるよう努める。

(1) 市有建築物の耐震対策(総務課、建設課、教育委員会事務局、消防本部)

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、耐震性の調査を行い、鳥羽市耐震改修促進計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、公共建築物の耐震性にかかるリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。市有建築物の耐震化は、これまで耐震化を進めており、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていく。

2 建築物等の耐震化

(1) 市の建築物(建設課)

市有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物における耐震診断及び補強工事の推進

建築物等について、耐震性の確保を図るよう指導し、住宅相談にも応じ、個人の戸建て木造住宅等の建築物については、耐震補強工事補助制度の活用を周知する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

(3) ブロック塀等対策（建設課）

ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう相談対応等を行う。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（建設課）

県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備（建設課）

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な市営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

■町内会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 市民への周知

日頃から、地域内の危険な建築物等を把握し、耐震化を促進するため市民への耐震診断補助制度の周知を行う。

■市民・建築物の所有者等が実施する対策

1 耐震診断及び補強工事の実施

自ら管理・所有する建築物・塀等の耐震診断を行い、基準に満たない場合は、耐震補強工事を行い、また大規模な延焼とならないよう不燃化等の対策を図る。

【主担当課】

・ 建設課、総務課、教育委員会事務局
消防本部

第2節 公共土木施設等の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震等の地震発生時における、公共土木施設等に大きな被害が生じる恐れがある。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、速やかに復旧できるように公共土木施設等の耐震化が着実に進められている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	道路・河川・海岸・漁港等の公共土木施設	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川・海岸の防災・減災対策 (3) 漁港の防災・減災対策

第3項 対 策

■市が実施する対策

1 道路・河川・海岸・漁港等の公共土木施設を対象とした対策

(1) 道路の防災・減災対策（建設課）

- ア 国道・県道等の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の促進を図る。
- イ 国道・県道に接続する幹線市道の拡幅を図る。
- ウ 耐震性の低い橋りょうは、架替・補修等の整備促進を図る。

(2) 河川・海岸の防災・減災対策（建設課）

- ア 河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等による逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼす恐れのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上に向けた整備を図る。（推進計画）
- イ 毎年定期的に、水門等の操作に支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

(3) 漁港の防災・減災対策（農水商工課）

- ア 震災発生後に、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島地域の緊急物資の輸送基地とするため、耐震強化岸壁を整備し海上輸送路の確保に努め、漁港施設を整備し緊急物資等の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）
- イ 毎年定期的に、防潮扉等の操作に支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

【主担当課】

- ・建設課、農水商工課

第3節 危険物施設の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険物施設</u>の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取り組みが進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取組みにばらつきがある。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険物施設</u>について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が定められている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	<u>危険物施設</u> を管理する事業者	(1) <u>危険物施設</u> を管理する事業者への指導等

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
<u>危険物施設</u> を管理する事業者	(1) 施設の耐震対策や津波対策の充実強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設を管理する事業者を対象とした対策（消防本部）

(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等

- ア 消防法に規定する危険物施設に対し、立ち入り検査等を実施する。また特定の危険物施設に対しては、予防規程の作成及び保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準の位置、構造、設備、貯蔵及び取扱いの維持管理についてその確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導助言を行う。
- イ 危険物取扱従事者の防災意識及び知識の向上を図るための、法令に定める保安講習を受講させ、また、予防規程による消防訓練の実施及び自主的な保安教育の実施を促し、指導助言を行う。

■危険物施設を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震対策や津波対策の充実強化

消防法令に基づく位置、構造、設備基準の遵守はもとより、設置場所における浸水想定区域の確認、地盤の状況をよく調査し、耐震化・耐浪化の強化に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理や知識の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施し、危険物取扱者免状保有者には法令に定める保安講習を受講させる。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある危険物等を管理する施設の管理者等は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設の火災原因となるおそれのある危険物を管理する施設等以外からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組みを積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【主担当課】 ・ 消防本部

第4節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
・日常生活の場において、地震の発生で地すべり・崖崩れ・土石流・山崩れ・地割れ・液状化・擁壁の倒壊等の災害が発生し、市民の生命・財産が危険にさらされる事態が十分予測される。



【この計画が目指す状態】
・南海トラフ地震等大規模地震を想定し、地震による地盤災害が発生すると思われる崩壊危険地・造成地・埋立地・地盤沈下地域・軟弱地盤地等については、土地利用の適正な規制と指導を行うとともに、地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	<u>市民</u> ・町内会等	(1) 市民への周知 (2) <u>土砂災害対策</u>

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町内会等	<u>市民</u>	(1) <u>市民</u> への周知

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 危険区域の確認

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民・町内会等を対象とした対策（総務課、建設課、農水しょうこう）

(1) 市民への周知

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域(イエローゾーン)や、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害危険箇所を市民に周知する。

(2) 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

ア 避難所の設置

イ 避難勧告及び避難指示(緊急)等の発令時期決定方法

ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法

エ 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知

オ 土砂災害危険箇所等の把握

カ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するため、必要な措置を講じる。

(3) ため池対策

市ホームページにより「ため池マップ」を公開し、市民に対し周知

■町内会等が実施する対策

1 市民を対象とした対策

(1) 市民への周知

市等から提供された土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害危険箇所を基に危険箇所等を市民へ周知する。

■市民が実施する対策

1 危険区域の確認

生活している箇所が土砂災害警戒区域等かどうかを確認し、いざという時には早めに安全な行動をとる。

【主担当課】

・総務課、建設課

第5節 南海トラフ特措法等に係る推進事業

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震等の地震発生時における、公共土木施設等に大きな被害が生じる恐れがある。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において、速やかに復旧できるように南海トラフ特措法等に係る推進事業が着実に進められている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	公共施設等	(1) 南海トラフ特措法等を活用した地震防災体制の充実

第3項 対策

■市が実施した対策

1 公共施設等を対象にした対策

(1) 南海トラフ特措法等を活用した地震防災体制の充実

ア 市道東中学校線道路改築工事

事業主体	鳥羽市	担当課	建設課
事業内容	市道における次の路線を津波等災害時の緊急用道路、避難路として、高台の避難所や主要幹線へ避難区域内の住民を迅速かつ安全に避難させるため、道路の改築工事を行う。		
受ける補助等の関係法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱		
実施年度	平成25～30年度		
事業量	L=580m		

イ 菅島小学校防護柵設置工事

事業主体	鳥羽市	担当課	教育委員会
事業内容	下記関係法令で規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、鳥羽市地域防災計画で、津波避難場所として指定している菅島小学校校舎屋上に転落防護柵を設置し、津波避難者の安全を確保した施設とする。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)		
実施年度	平成26年度		
事業量	L=70.3m		

ウ 神島小中学校建設事業

事業主体	鳥羽市	担当課	教育委員会
事業内容	下記関係法令で規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、神島小学校、神島中学校を隣地高台に小、中学校を一つの建物で移転改築し、地震・津波に強い施設とする。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）、学校施設環境改善交付金交付要綱		
実施年度	平成25～29年度		
事業量	1施設		

エ 消防救急デジタル無線活動波設備整備工事

事業主体	鳥羽市	担当課	消防本部
事業内容	下記関係法令に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実するため、鳥羽市消防本部管内の消防救急無線設備をデジタル化整備し、防災活動、消防・救急活動を支える通信基盤の高度化を図る。		
受ける補助等の関係法令等	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）		
実施年度	平成26・27年度		
事業量	1施設		

【担当課】
 ・関係各課

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の被害想定や広域受援・応援計画、物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) <u>緊急輸送ネットワークの確保</u> (2) 災害輸送体制の確立 (3) 陸上輸送対策 (4) 海上輸送対策 (5) 空中輸送対策
	輸送等を担う防災関係機関等	(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
輸送等を担う防災関係機関等	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策

(1) 災害輸送体制の確立(総務課・建設課)

ア 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行う。ただし、市において処理できないときは、県災对本部の伊勢地方部(南勢志摩地域活性化局)に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請する。

イ 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処する。

- (ア) 第1段階（目安：災害発生から3日まで）
- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資
 - d 広域医療機関に搬送する負傷者等
 - e 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

f 被災地内を移動する避難者（分散避難のため）

- (イ) 第2段階（目安：災害発生3日目から7日まで）
- a 上記aの続行
 - b 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - c 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
 - d 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資
- (ウ) 第3段階（目安：災害発生7日目以降）
- a 上記bの続行
 - b 災害復旧に必要な人員、物資
 - c 生活必需品

ウ 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとするが、大規模な震災時においては、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処する。

- (ア) 陸上輸送（自動車、鉄道等）
- (イ) 海上輸送（船舶等）
- (ウ) 空中輸送（ヘリコプター等）

エ 輸送力の確保

あらかじめ保有する車両・船舶の数、種別等を把握し、輸送計画をたてておくこととする。

【確保の順位】

- (ア) 市有車両・船舶等
- (イ) 営業者所有の車両・船舶等
 - a 乗合自動車、貨物自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
 - b 特殊自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
 - c 船舶
市内の海上運送業者等及び防災関係機関に協力を求める。

オ 応援要請

次に掲げる場合、県災対本部に要請し、応援を受けることとする。

- (ア) 市内の車両、船舶では、処理することができないとき。
- (イ) 航空機による輸送を必要とするとき。

カ 燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合鳥羽支部等の協力により確保を図る。

(2) 陸上輸送対策（市民課・建設課）

ア 自動車等による輸送

(ア) 緊急輸送道路の指定

a 緊急輸送道路の指定方針

大規模地震等、災害時には、人命確保の観点から、市民の円滑な避難が確保されるとともに、消防救急活動や緊急輸送の実施等、応急対策活動が迅速に行われることが必要である。しかし、建築物が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行が妨げられ、円滑な避難や応急対策活動の実施が困難となることが考えられる。このことから、沿道の建築物の耐震化の促進を図り、地震時に通行を確保すべき道路を指定する。具体的には、「三重県地域防災計画」に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を指定し、今後、円滑な避難の確保及び迅速な応急活動の実施という観点や、「鳥羽市防災計画」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。

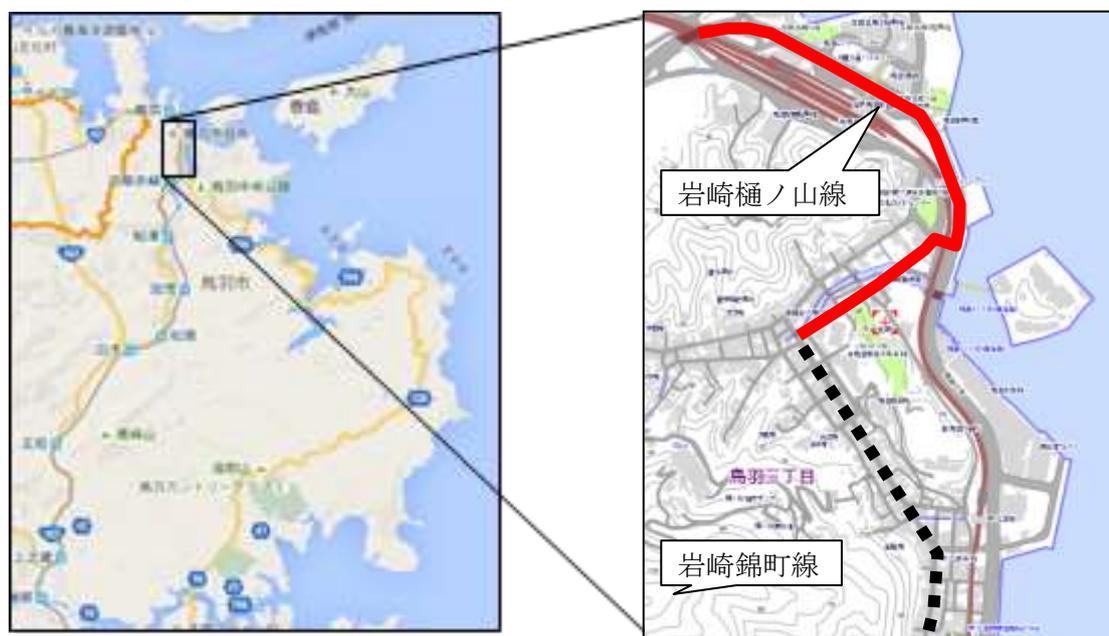
b 第1次緊急輸送道路

該当路線なし

※ 救援物資や救援活動等に必要の人員等の県外や最重要港湾から県内の主要都市への輸送や主要都市間での輸送を行う道路を「第1次緊急輸送道路」という。

c 第2次緊急輸送道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市境（朝熊町）
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市鳥羽
<u>自動車専用道路</u>	167	第二伊勢道路	<u>「松下JCT」～「鳥羽南・白木JCT」</u>
市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
市道	—	<u>岩崎錦町線</u>	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽



※ 救援物資や救援活動等に必要の人員等の県内の主要都市や重要港湾への輸送、ヘリポートからその地域の市町や医療拠点への輸送を行う道路を「第2次緊急輸送道路」という。

d 第3次緊急輸送道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	167	一般国道167号	志摩市境（磯部町五知）～鳥羽市白木町
一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～志摩市境（磯部町山田）
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市鳥羽

※ 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路を「第3次緊急輸送道路」という。

(イ) 緊急輸送道路機能の確保

県の地域防災計画「第2部 第4章 緊急輸送の確保」に準じた対策等を行う。

国・県の緊急輸送道路に接する橋梁等の耐震点検を行うとともに耐震性を考慮した補強整備を進める。

道路管理者間で調整し、すみやかに道路啓開活動を行う。

(ウ) 輸送車両等の確保

輸送車両等は、次のものを確保する。

- a 市が保有する車両等
- b 防災関係機関が保有する車両等
- c 営業者が保有する車両等
- d その他自家用車両等

【資料編：13 公用車一覧表 (P62)】

イ 鉄道等による輸送

災害対策輸送の実施につき必要があるときは、東海旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）に協力を求める。

(2) 海上輸送対策（定期船課、農水商工課）

ア 船舶等による輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量若しくは輸送人員は変動されるが、原則、市の管理する市営定期船を活用することとする。しかし、船自体が被災等で不足している場合は、鳥羽海事事務所と常時連絡をとり、運航拠点別に輸送力等の確保を図る。

また、必要に応じ、自衛隊、鳥羽海上保安部に対して、海上輸送の出動要請をする。なお、鳥羽港においては震災発生後の緊急物資等の海上輸送を確保するため、必要な耐震強化岸壁（伊勢湾フェリー乗り場に近接する中之郷岸壁）が整備されている。

(3) 空中輸送対策（消防本部）

ア ヘリコプター等による輸送

陸上・海上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、鳥羽海上保安部に対して空中輸送の出動要請をする。

また、航空運送事業者に対しても、同様に協力を要請する。

【資料編：16 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表 (P211)】

2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策

(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

下記「■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」の各機関との連携体制を構築し、輸送対策を確立する。

■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策

1 市の緊急輸送機能確保への協力

各機関は県又は市からの緊急輸送機能の要請に応じて、可能な限り協力をする。

(1) 三重県を通じて要請を行う機関

機関名	区分	能力
三重県	陸空	人員の輸送、物資の運搬等
自衛隊	陸海空	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽海上保安部	海空	港における入港制限、海上における治安の維持、海上交通の安全確保
鳥羽警察署	陸	陸上交通の安全確保
三重県トラック協会	陸	災害応急活動のための車両借上要請に対する即応体制の整備 災害時における救助物資、人員等の輸送及び避難者の輸送協力
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等
全国内航タンカー海運 組合東海支部	海	船舶による輸送等
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等
国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等

(2) 鳥羽市から直接要請を行う機関

機関名	区分	能力
市営定期船	海	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽商船高等専門学校	海	災害時の被災者支援等のため、鳥羽丸等の船舶の運航
伊勢湾防災株式会社	海	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽商工会議所 (建設・運輸部会)	陸海	物資の運搬等
岐阜県美濃市	陸	物資の運搬等
兵庫県三田市	陸	物資の運搬等
長野県大町市	陸	物資の運搬等
長野県飯島町	陸	物資の運搬等
国際特別都市建設連盟 (県外 <u>11</u> 市町)	陸	物資の運搬等

(3) その他

機関名	区分	能力
近畿日本鉄道株式会社	陸	災害により路線が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
東海旅客鉄道株式会社 三重支店	陸	災害により路線が不通となった場合の旅客等の連絡車両への 振替輸送の手配 災害により路線が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手 配並びに不通区間の自動車による代行輸送
三重交通株式会社	陸	災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

■市民が実施する対策

(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

市民は、前述の機能が十分に発揮できるよう、市や防災関係機関等への協力を努める。

【主担当課】

- ・市民課、定期船課、消防本部、総務課、建設課、農水商工課

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の規模や発生時間帯によっては、必要数の職員が確保できずに市災対本部の立ち上げが遅れる可能性がある。 また、南海トラフ地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時の混乱が予測される。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> どの時間帯に地震が発生しても、必要最小限の職員で市災対本部を速やかに立ち上げられるよう訓練されている。 また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、各部が的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 市災対本部の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 災害対策要員の確保対策
	地区指定員	(1) 地区指定員への防災教育の実施 (2) 参集体制の整備・充実
	職員	(1) 職員の防災教育の実施 (2) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助力・ 救急機能 の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市災対本部を対象とした対策(総務課)

(1) 市災対本部の整備・充実

ア 市災対本部施設及び設備の整備

(ア) 市災対本部施設

本部庁舎が使用できる場合、市災対本部会議室は、初動時には市長室とする。その後、防災関係機関等の来援時期までに速やかに、第2・3委員会室に移行する。

また、各部の活動場所は、平素の勤務場所とする。

(イ) 市災対本部設備の整備

南海トラフ地震発生時は、停電・断水が想定されるが、災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保体制を引き続き継続する。

また、庁舎内における棚等の転倒防止、ガラスの飛散防止対策等を推進する。

(ウ) 物資・資機材の備蓄

南海トラフ地震発生時は、災対本部活動が長期間に及ぶため、食料・飲料水のほか、仮設トイレや寝具等が必要となることから、市災対本部の活動を継続するため、職員用物資を備蓄する。(推進計画)

(エ) 第2指令機能及び各部の活動場所の整備推進

地震・津波等の被害により本部庁舎及び各部の施設が使用できない場合を想定し、市消防本部・市役所近傍小中学校又は市施設（優先順）を代替施設として整備を推進する。

本部庁舎代替施設は、衛星携帯電話・移動系無線・携帯メール等で通信を確保して、指令機能を維持する。

(オ) 報道対応の充実

災害対応を適切に進めながら、市民への情報伝達を迅速・的確に行うため、総務部広報情報担当が本庁記者クラブと円滑な連携を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実

ア 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、職員は震度に応じた自主参集を基本とするが、全職員参集の場合には、職員メールを活用する。

イ 勤務時間外における南海トラフ地震発生時の初動体制について

勤務時間外に南海トラフ地震が発生した場合、市災対本部（主に本部庁舎等）周辺に居住する職員及び参集可能な職員が初動体制の確立を図る。

(3) 災害対策要員の確保対策

南海トラフ地震発生時等においては、市職員数が限られているため長期的な災対本部活動を行うに当たり、疲労の蓄積等によって支障をきたす恐れがある。

そのため、職員の健康状態を適切に把握するとともに、各種協定等に基づき先行的に県及び他市町等から職員の支援を受けるよう受援体制を整える。

2 地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 地区指定員への防災教育の実施

年度ごと地区指定員を指定し、地区指定員の業務及び避難所運営、通信機器等の防災教育を実施して、市災対本部との連携保持を図る。

(2) 参集体制の整備・充実

地区指定員は、平素から風水害、地震・津波の発生時間等に応じた参集、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識を深めるとともに、連絡体制を確立する。

3 職員を対象とした対策（総務課）

(1) 職員の防災教育の実施

勤務時間外に大規模地震が発生した場合の初動体制要員、地区指定員及び一般職員に対して、防災教育、図上訓練、実動訓練、研修等を実施して、震災に関する知識と適切な判断力の養成等、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）に関する知識
- エ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- オ 職員等が果たすべき役割
- カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
各部長は、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう各部における災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について各部員に周知徹底を図る。

ク 職員の防災対策の推進

職員は、自助の取組みを率先して実行するものとする。特に勤務場所における食料備蓄のほか、各人の家庭における家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、平常時の備えを確実に行う。

4 消防関係機関を対象とした対策（消防本部）

(1) 消防力の強化

地震による被害の防止または軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

- ア 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、消防団員数の確保と活性化を図るほか、災害対応訓練をはじめ、防災教育、装備の充実を推進し、地域密着型で災害対応能力の高い消防職団員の育成に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の習得に務める。

- イ 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止または軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。
- ウ 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設の整備を図る。

(2) 救助力・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急事案への対応能力を強化する。

【主担当課】

・ 総務課、消防本部

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・発災直後(特に夜間等)の災害対策本部の体制が十分に機能発揮できない段階において、最低限必要な情報しか収集、伝達できない。</p>		<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>・どの時間帯に地震が発生しても、災害対策本部が必要な情報を適宜収集し伝達できる体制が整っている。</p>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 情報収集体制の整備・充実 (2) 情報伝達体制の整備・充実 (3) 訓練の実施
	地区指定員	(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
町内会等	(1) 災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築
防災関係機関(通信事業者、電気通信事業者、移動通信事業者等)	(1) 連絡体制の整備 (2) 設備面の災害予防 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 情報収集手段の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策(総務課・消防本部)

(1) 情報収集体制の整備・充実

迅速適切な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

ア 全国瞬時警報システムの活用

全国瞬時警報システムを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

イ 三重県防災通信ネットワークの活用

三重県防災通信ネットワークを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

ウ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を図る。

エ 通信ボランティア等と連携

通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

オ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用

鳥羽市防災情報等相互通報システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。

カ 消防無線による通信の活用

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集を行うほか災害の規模等に応じて移動局を市災対本部へ配置し情報連絡を迅速的確に行う。

キ I S U T（災害時情報集約支援チーム）の活用

県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、処置対策に活用する。

(2) 情報伝達体制の整備・充実

迅速な情報伝達活動を行うため、多様な情報伝達手段を活用できる体制を整備するとともに、要配慮者や孤立集落にも配慮した確実な情報伝達システムの整備をより一層進める。なお、双方向の情報提供及び収集を図るため、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した体制整備の検討を始める。

ア 各種通信設備の活用

同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信、携帯電話、ケーブルテレビ、Wi-Fi 等も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入済のものにあつては、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に努めるものとする。また、ドローン等を活用した映像による情報の収集が図られるよう整備計画を進める。

イ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を図る。

ウ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用

市民が迅速かつ的確に情報を入手できるようとばメールの運用及び住民周知を行う。

エ 緊急速報メール

避難情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制について、各種の通信手段やキャリアの活用に務める。

オ 全国瞬時警報システム

国からの緊急情報を瞬時に住民に伝えるため、同報系防災無線の自動起動及びとばメールとの連携を行い、正確な情報を提供できるよう努める。

カ 被災者安否情報等の取扱いについて

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、「三重県における安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に基づき、厳正に実施できるよう認識の共有を図る。

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し災害時に備えるよう努める。

2 地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

災害時において速やかに、市災対本部と被災者等へ災害情報の伝達・提供ができるよう、平素から必要に応じ最新の情報を提供するとともに、町内会等との連携を促進させる。

■町内会等が実施する対策

災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築

災害発生時に被害情報等の情報収集・伝達が迅速に行えるよう、平常時から災害時に必要となる収集・伝達手段の把握を行い、市との連絡体制の構築に協力する。

■防災関係機関(通信事業者、電気通信業者、移動通信業者等)が実施する対策

1 連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- (2) 防災関係機関は情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。
- (3) 通信途絶時においても対応できる体制を整備する。

2 設備面の災害予防

- (1) 施設の耐震対策及び耐火対策
防災関係機関は、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。
- (2) 施設・設備のバックアップ対策
主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。
- (3) 災害対策用資材等の確保
早急な機能の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討
災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

3 防災広報活動

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

■市民が実施する対策

1 情報収集手段の確保

災害情報を適切に収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に利活用する。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震等大規模地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるが、これに対応できる応急医療体制の整備が進んでいない。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生に備えた効率的な医療、救護活動にかかる計画が整備され、計画に沿った医療救護供給体制が整っている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医療機能の確保
	市民	(1) 災害時医療体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保 (3) 医療機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策(健康福祉課)

災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。

(1) 医療体制の整備

ア 救護所の設置場所

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、住民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班の編成について、市は、志摩医師会と連携し体制整備を図るものとする。

エ 医療関係要員の確保

市内の医師、看護師、助産師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として確保に努める。

(2) 医療機能の確保

医療救護所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

2 市民を対象とした対策

(1) 災害時医療体制等の周知

市民、町内会等、自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動内容などについて周知する。

■災害時医療・救護関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備

前項「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備(P85-86)」に沿った対策を講じる。

2 医薬品等の確保

鳥羽志摩薬剤師会、市内医療機関及び医薬品等関係機関等の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。また、必要に応じて、県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

3 医療機能の確保

上記「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策 (2) 医療機能の確保(P86)」に沿った対策を講じる。

■市民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所など地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。

【主担当課】
・健康福祉課

第4節 火災予防計画

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による火災は同時多発的に発生することが予想され、また上水道の破断による消火活動の遅延が災害を拡大させ、津波による火災、電力復旧に伴う通電火災の発生も危惧されている。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の地震防災知識の高揚、住宅、公共施設等の不燃化、耐震性防火水槽、消火資機材の整備が図られ、市民、自主防災組織、消防団の教育育成がなされ、初期消火訓練等が実施され各地域において初期消火体制が確立されている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	事業所 自主防災会、消防団 市民	(1) 火災予防対策の推進 (2) 消防力の整備 (3) 自主防災組織の育成強化 (4) 火災予防対策普及教育

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
事業所	(1) 施設、建築物の不燃化 (2) 職員の防災、防火意識の資質の向上
自主防災会	(1) 組織の育成強化
消防団	(1) 団員の確保、訓練の実施

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 地震防災知識の向上 (2) 各種防災、初期消火訓練への参加 (3) 消火器具及び警報装置等の設置

第3項 対策

■市が実施する対策

1 事業所・自主防災会等・消防団・市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 火災予防対策の推進

ア 住民に対する地震防災知識の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと、これら器具の取扱いの指導を行い、自主防火意識の向上を図る。

イ 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高いことから、市は常に地域環境の変化を把握し、予防査察を計画的に行うとともに、施設の管理

者に対し消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。

ウ 消防法に規制を受ける危険物の取扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に対し自主的な保安教育を実施するよう指導する。

エ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用及び建築基準法による建築材料、建造等の規制など建築物の不燃化を促進するための施策を推進する。

(2) 消防力の整備

ア 消防組織の充実強化を図り、消防施設等の整備に努める。

イ 消防団員の確保、自衛消防隊、自主防災組織の育成強化を図り、発災直後に消火を行うことのできる体制づくりと円滑に初期消火を行うための人員の確保及び資機材の整備に努める。

ウ 消防水利については、耐震防火水槽等、大地震火災対策施設の整備を図るとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

震災時において、広い地域にて同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要であり、そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

(4) 火災予防対策普及教育

特定防火対象物をはじめ、各事業所から一般家庭までを対象とし、業種別、対象別に火災予防対策の啓発、教育指導を各種催し物等の開催時に合わせて実施する。また、防火教育普及要員となる人材の育成にも努める。

■事業所、自主防災会、消防団が実施する対策

1 事業所が実施する対策

(1) 施設、建築物の不燃化

施設の経年劣化防止に対する施設維持管理に努め、また、不燃材等を使用した建築物の不燃化に努める。

(2) 職員の防災、防火意識の資質の向上

各機関や団体が実施する防災訓練や研修等へ参加し、また、事業所自ら訓練を実施し、防災、防火意識の向上を図る。

2 自主防災会が実施する対策

(1) 組織の育成強化

各機関や団体が実施する防災訓練や研修等へ参加し、また、自主防災会自ら訓練を実施し防災、防火意識の向上を図ることにより、組織の強化を図る。

3 消防団が実施する対策

(1) 団員の確保、訓練の実施

消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担うことから、消防本部や消防署と訓練や研修等を通じて連携を密にし、更なる知識や技術の向上を図る。また、住民へ訓練等への参加を呼びかけ、住民とのコミュニケーションを図り、団員確保に努める。

■市民が実施する対策

1 地震防災知識の向上

各機関や団体が実施する地震や防災についての研修へ参加し、知識の向上を図る。

2 各種防災、初期消火訓練への参加

地域での広報誌、メディアやネットワークを通じ、各機関や団体が実施する訓練への情報を得て、多くの訓練参加に努める。

3 消火器具及び警報装置等の設置

「自分の身は自分で守る」という防災の基本を踏まえ、被害を軽減するために、住宅用消火器の設置及び住宅用火災警報器の設置に努める。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第5節 受援・応援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体職員・支援物資・ボランティア等の受入に関する市災害時受援計画を令和2年度末に策定予定 支援物資の受け入れについて部外機関と協定締結も視野に調整中 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市災害時受援計画の策定を完了し、災害時において円滑に各種支援を受け入れる体制が完了している。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備
	防災関係機関 県内消防本部 緊急消防援助隊	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策(総務課)

(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備

「三重県市町災害時応援協定」「災害時相互応援協定」等の応援をスムーズに受け入れるため、必要な物資とその拠点、技術職員の受け入れ等について、「三重県市町受援計画策定手引書(平成31年3月)」を参考に、市受援計画を令和2年度に策定するとともに、体制を整備する。

応援する場合は、被災市町に必要な物資、資器材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。(推進計画)

(2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築

県外の協定市町との相互応援協定に基づき、平素から防災訓練や研修等を相互に実施し、受援・応援体制を構築する。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・緊急消防援助隊・広域緊急援助隊〔警察〕の展開、宿営場所、物資搬送設備等の救援活動拠点を検討し、活動の容易性を図る。

2 防災関係機関・県内消防本部及び緊急消防援助隊を対象とした対策(総務課、消防本部)

(1) 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、県への要請内容(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、実動・図上訓練等により実施し、慣熟しておく。

【主担当課】

・総務課、消防本部

第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄は継続して調達中で、個人備蓄の意識についても十分とは言えない。</u> ・ <u>物資の調達・受入れについては、策定中の受援計画において整備する予定</u> 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大規模災害に備えた物資の備蓄は完了し、各家庭における個人備蓄も整っている。</u> ・ <u>物資の調達・受入・供給にかかる受援計画の策定と関係機関との事前調整が整い体制が完了している。</u>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市		(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築
	町内会等	(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築 (2) 住民及び町内会等への災害用備蓄の促進
	事業者等(食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者)	(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
町内会等	(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築 (2) 備蓄食料品等の保管管理と点検及び必要量の把握及び調整 (3) 地域における災害用備蓄品等の確保
事業者等(食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者)	(1) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築 (2) 災害時の物資輸送にかかる連携体制の構築

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策（総務課）

(1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築

ア 災害発生から1日目は、各市民による個人備蓄で対応してもらい、2日目は各避難所等の現物備蓄で対応し、3日目に県からの救援物資等が到達するまでは対応できるよう、必要不可欠な食料及び仮設トイレ等生活必需品や災害応急対策活動に必要な資機材等の備蓄を図る。

1日目	2日目	3日目	4日目以降
個人備蓄による 自助・共助	「市」現物備蓄 (各避難所・倉庫)	「県」流通備蓄	「国」 プッシュ型支援等
	「県」現物備蓄(伊勢志摩拠点)		

イ 備蓄場所については、孤立想定地域に配置されている拠点避難所を中心に備蓄を図る。

ウ 災害時に使用できる公用車、定期船等の把握に努める。

エ 食料の備蓄及び調達は、食物アレルギーに対しても配慮に努める。

オ 調達した食料等の物資を一時保管するため、受入拠点となる場所の選定や仕分け方や輸送体制について検討する。

カ 被災状況及び復旧情報を確認し、輸送基地、本部、避難所を結ぶ緊急輸送網を決定する。

【資料編：13 公用車一覧表（P62）、14 市有船舶等一覧表（P66）、21 備蓄品一覧表（P223）】

2 町内会等を対象とした対策（総務課）

(1) 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築

町内会等に対し、災害時用の炊き出し作業にかかる保有備品の把握と点検の啓発及び必要な資機材を準備するための支援を実施して、協力関係の構築に努める。

(2) 住民及び町内会等への災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭において、町内会等に対しては避難所や避難場所等の避難先に、発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう働きかける。

3 事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）を対象とした対策（総務課、市民課、定期船課）

(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築

ア 食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達が行えるよう協定締結業者等との連携の確認に努める。

イ 協定締結業者から食料等の調達が困難な場合を想定し、食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等からも必要な食料等の調達が行えるよう連携体制の構築に努める。

ウ 事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

【資料編：15 協定書及び覚書一覧表（P67）】

■町内会等が実施する対策

1 災害時の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検整備及び協力関係の構築

緊急時に備えて、災害時用の炊き出し作業にかかる保有備品の管理と点検を定期的に行い、必要な資機材については市と調整し備蓄を検討する。

2 備蓄食料品等の保管管理と点検及び必要量の把握及び調整

平常時から、災害時に必要となる備蓄食料品等の量の把握を行い、供給体制の構築に協力する。

3 地域における災害用備蓄品等の確保

避難所や避難場所など、避難先に地域用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。また、市が行う大規模災害時物資無償支援者登録制度に協力し、物資協力体制の構築に努める。

■事業者等（食料品等を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者等、輸送関係業者）が実施する対策

1 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力を努める。

2 災害時の物資輸送にかかる連携体制の構築

緊急輸送体制の構築を図るとともに、市との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■住民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

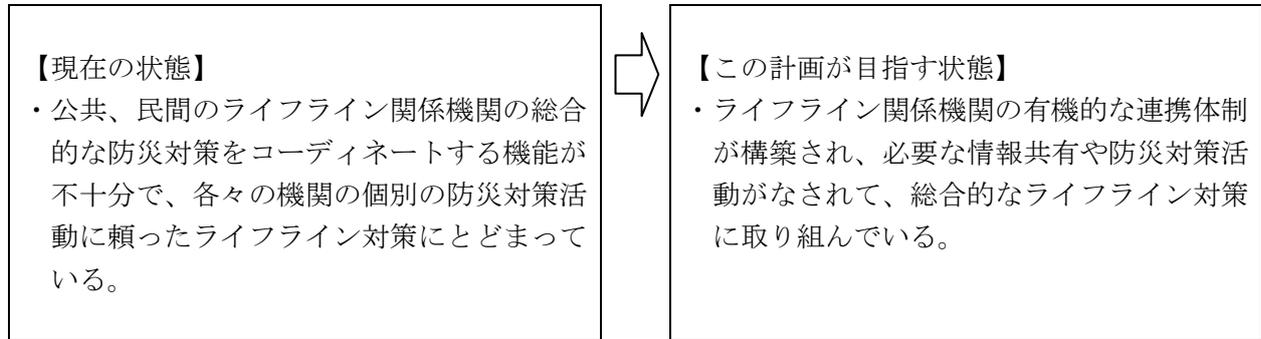
各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【主担当課】

・ 総務課、市民課、定期船課

第7節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策 (2) 災害時の下水道供給機能の確保対策

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LPガス事業者	(1) LPガス供給施設・設備の防災対策の強化 (2) 災害対策体制の整備 (3) LPガス需給家への啓発活動の推進
通信事業者	(1) 移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等
石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策

(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課）

市が管理する水道施設の被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

(推進計画)

ア 耐震性の強化

水道施設の新設、改良に等の際しては、耐震基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び

耐震施工を行うとともに、主要な施設・構造物及び供給管路については、計画的に調査を実施し、補強対策や更新を実施し、耐震化の推進に努める。

特に離島や沿岸部など被災時の応急給水や復旧などの支援の手が届きにくいことが予想される地域については、ライフラインを確保するため整備を重点的に進める。

イ 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管、電子化を図る。管理図書については、2箇所以上の施設で保管できるよう整備に努める。

ウ 応急給水・復旧のための体制整備

人命の安全確保を図るため、給水優先度が特に高い防災拠点などの施設に水道水を供給できるよう、優先的に排水管路の耐震化を進める。

水道施設の点検整備や緊急遮断弁、応急給水用資機材等の適切な保守点検に努めるとともに、「危機管理マニュアル」を整備し、応急給水に備えた体制強化に努める。

エ 災害時の協力体制

「三重県水道災害広域応援協定（【資料編】P80）」、「水道災害等における応援協定（【資料編】P120）」に基づく応急給水・復旧用資機材及び人員の配置等の体制の確保と、情報共有を行う。

(2) 災害時の下水道供給機能の確保対策（総務課、水道課、環境課）

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。

ア 安全性の強化

下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めるとともに自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保管を図る。

ウ 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、また、総務課は環境課と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

エ 災害時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

1 電気事業者の対策

(1) 設備面の災害予防

ア 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

イ 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

ウ 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2) 災害対策体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達体制の確立

(ア) 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

(イ) 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

(4) 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

2 LPガス事業者の対策

(1) LPガス供給施設・設備の防災対策の強化

ア LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

イ 各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

ウ 耐震性機器の設置を促進する。

(2) 災害対策体制の整備

情報伝達体制の確立

ア 三重県LPガス協会各支部内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

イ 販売事業者による緊急動員体制を整備する。

ウ 県災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) LPガス需給家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

3 通信事業者の対策

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 対策 ■防災関係機関（通信事業者、電気通信業者、移動通信業者）が実施する対策 [\(P84\)](#)」に準じる。

4 石油商業組合の対策

(1) 設備面の災害予防

ア 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

(2) 災害対策体制の整備

ア 情報伝達体制の確立

(ア) 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

- (イ) 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立
- (ア) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合の窓口及び連絡方法等について定める。
- (イ) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について、事前に検討する。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【主担当課】

・総務課、水道課、環境課

第8節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実動訓練は例年、一斉津波避難訓練を全市民対象に実施しているが、風水害対策の訓練等（感染症対策を含む）の避難所運営訓練についても今後は定期的に行う必要がある。</u> ・ <u>大規模震災時の各連絡所・避難所等との通信・連携が十分でない。</u> 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波避難や風水害等、地域特性に応じた防災訓練を実施して、あらゆる災害に災害対策本部と市民が柔軟に対応し自助・共助・公助が連携・機能できる練度に達している。</u> ・ <u>平素より各連絡所・避難所等との通信・連携が図られている。</u>
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への参加・協力 (3) 訓練結果に基づく鳥羽市地域防災計画等の検証
	自主防災組織等	(1) 自主防災会、事業所等が実施する防災訓練の支援

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参加

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 県、市、地域と連携した防災訓練の実施
市民	(1) 市・地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策（総務課）

(1) 多様な防災訓練の実施

ア 総合防災訓練

市は、南海トラフ地震を想定した津波避難訓練を総合防災訓練として位置付け、防災関係機関、自主防災会等の協力を得て、全市民（観光客を含む。）を対象に次の訓練種目を総合的にあるいは種目別の実施する。（推進計画）

(種目)

- (ア) 情報の収集、伝達及び広報訓練消火活動訓練
- (イ) 避難誘導訓練
- (ウ) 救助、救護訓練
- (エ) 交通規制、警備訓練
- (オ) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (カ) 電力、電話、水道等の復旧訓練
- (キ) 災害時相互応援協定市町等との防災訓練

イ 非常参集訓練等

職員の災害発生時における市災对本部の早期確立及び応急対処能力等の向上を図るため、非常参集訓練等を実施する。(推進計画)

- (ア) 情報伝達訓練
東海地震関連情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。
- (イ) 非常参集訓練
時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。
- (ウ) 市災对本部初動体制訓練
本庁舎近隣に居住する職員（初動対処）を対象とした市災对本部初動体制訓練を実施する。

ウ 緊急地震速報行動訓練

内閣府等が実施するJアラートによる緊急地震速報訓練を活用して市民、学校・保育所等及び市職員等に対し実施するよう努める。

エ 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が行う防災訓練に協力するほか自らも随時必要な防災訓練を実施する。

オ 事業所等の防災訓練

高層建築物、大型店舗、ホテル、旅館、学校、社会福祉施設、病院、工場、事務所等の管理者は、消防本部及び防災関係機関等の協力を得て、来客、収容者等の避難誘導訓練及び職員又は従業員の災害防御活動訓練を随時実施するよう努力する。

(2) 県の防災訓練への参加・協力

県の実施する実動訓練、図上訓練等各種の防災訓練に積極的に参加・協力し、関係機関との連携要領、本市訓練への反映及び市災对本部の能力向上等に資する。

(3) 訓練結果に基づく鳥羽市地域防災計画等の検証

各種訓練によって得られた教訓事項や市災对本部各部の所掌事務に関する内容等を検証し、地域防災計画等の改善を図る。

特に、以下の検証項目を重視する。

- ア 多様な主体と連携した災害対応（特に、要配慮者対応）
- イ 広域的な受援・応援活動対応（特に、活動拠点对応）
- ウ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応（特に、初動期における対応）

2 自主防災組織等を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災会、事業所等が実施する防災訓練の支援

自主防災組織、企業等が実施する防災訓練について積極的に協力、支援する。

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 市等の防災訓練への協力・参加

市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■企業・事業所等が実施する対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 県、市、地域と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に観光客にも積極的に参画するよう努める。

■市民が実施する対策

1 市・地域等における防災訓練への参画

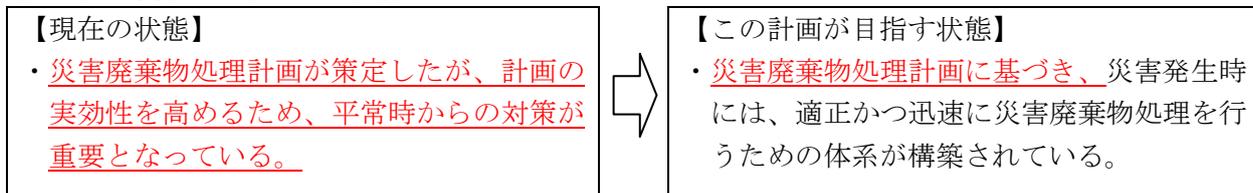
市・地域等の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参加に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参加するよう努める。

【主担当課】

・ 総務課

第9節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の策定 (2) 受援・応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市を対象とした対策（環境課）

(1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の **見直し**

東日本大震災後に改定された「災害廃棄物対策指針」や「三重県災害廃棄物処理計画」を軸として、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理及び早期復旧に資するための「鳥羽市災害廃棄物処理計画」を平成29年9月に策定した。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係機関等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記している。

今後は、改定等必要な場合には適宜見直していくこととする。

(2) 受援・応援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても受援・応援体制の整備を推進する。

【主担当課】
・ 環境課

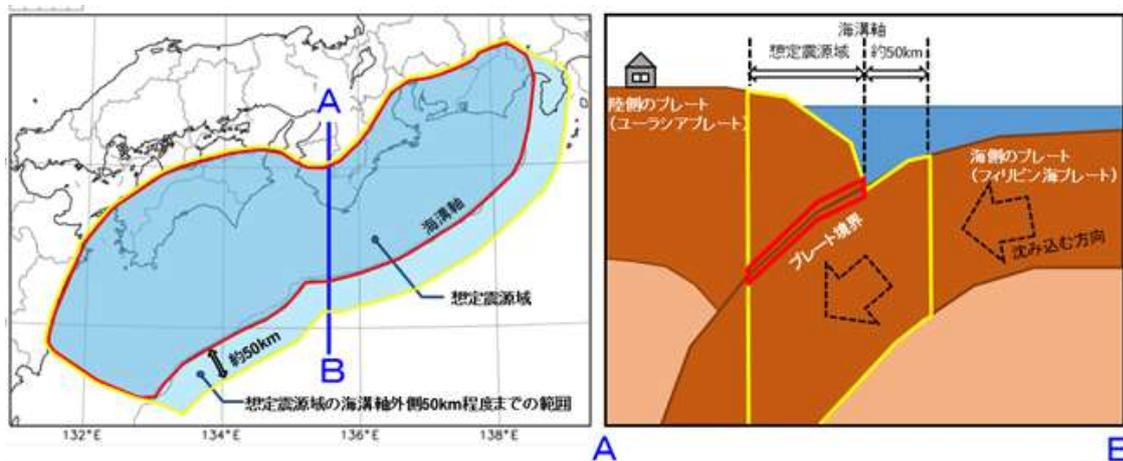
第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応 (「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」)

第1節 南海トラフ地震の概要

第1項 南海トラフ地震について

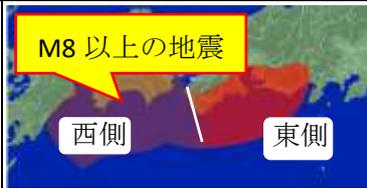
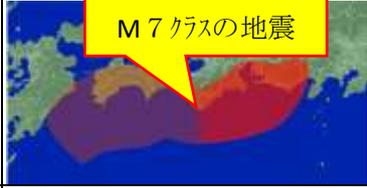
平成31年3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を公表したことに続き、同年5月には気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連開設情報」の運用を開始したことから、そのための本市の対応要領等について「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を定め、南海トラフ地震防災対策の推進を図る。

1 南海トラフ地震の震源域



※想定震源域内のプレート境界部(赤枠部)・監視領域(黄枠部) (気象庁ホームページより)

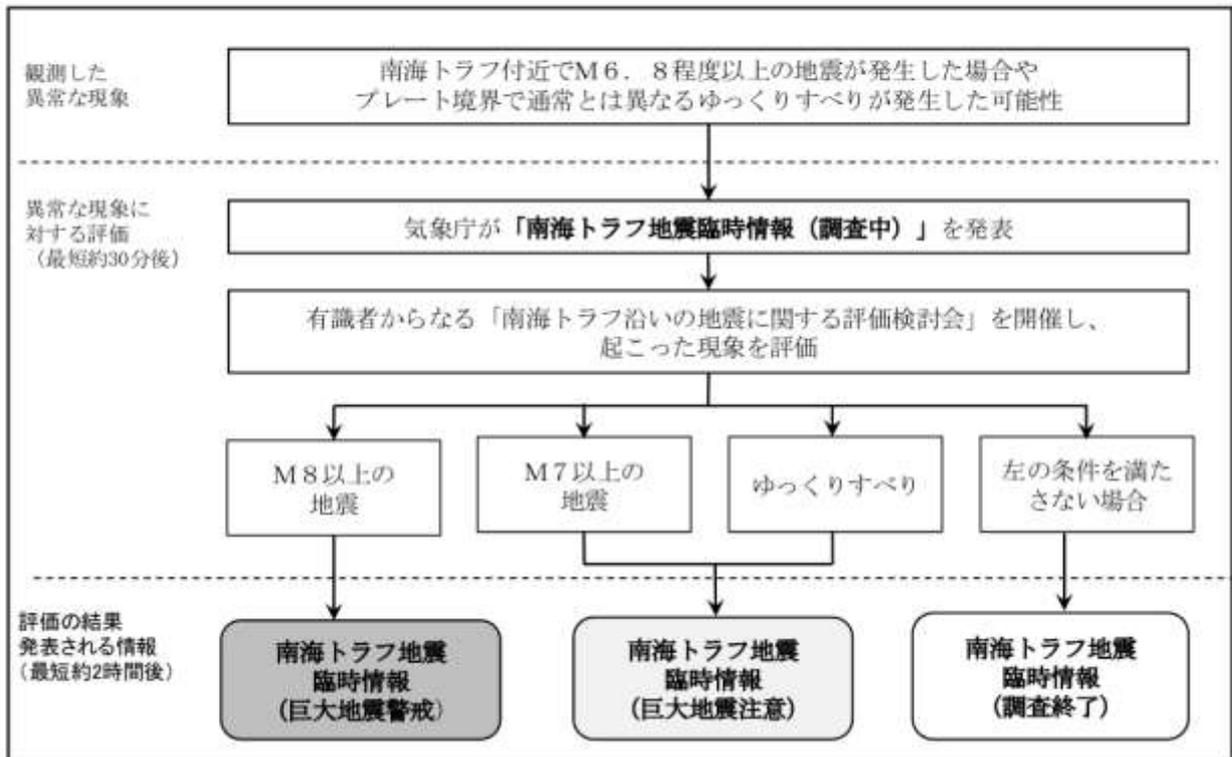
2 南海トラフ地震の発生形態(三連動以外)

区分	発生状況	
半割れ		東側(東海・東南海)又は西側(南海)のいずれかでM8(最大で震度6強)クラスの地震が発生
一部割れ		想定震源域のいずれかでM7クラス(最大震度5弱)の地震が発生
ゆっくりすべり		想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべり(スロースリップ)が発生

3 南海トラフ巨大地震の情報について

情報名		情報発表条件	発表
南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	気象庁
	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界（※）において、マグニチュード（以下、Mと記載）8.0以上の地震【半割れ】が発生したと評価した場合	内閣府
	巨大地震注意	・想定震源域内において、M7.0以上の地震【一部割れ】が発生したと評価した場合（巨大地震警戒）に該当する場合を除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なる【ゆっくりすべり】が発生したと評価した場合	
	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
南海トラフ地震関連開設情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表後の状況推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を「南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。」		

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第2項 南海トラフ地震の被害想定に対応した津波避難地域等について

1 前提事項

用語	定義
想定する状況	M8クラス（過去最大）の地震が南海トラフ震源域の西側（串本以西の南海地域）で発生した場合を想定
ハザードマップ	M9クラス（理論上最大）を使用
避難対象地域	「津波最大浸水深（理論上最大）」を含む全ての町
避難開始時間	地震発生から避難を開始するまでの時間で、2分30秒に設定する。 参考：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（H25.3 消防庁）」
歩行速度	上記、マニュアル検討会報告書に基づき「住民事前避難対象地域」を1.0m/秒、「高齢者等事前避難対象地域」を0.5m/秒で設定する。

※「三重県被害想定調査結果（H26年3月）」

2 津波避難対象地域（津波による避難勧告又は避難指示（緊急）の対象となる地域）

鳥羽市全域：津波浸水域内に住家が無い地域においても事業所・各種施設等が存在する所があることから全域に発令する。

津波浸水域に住家が存在する地域※				
鳥羽一丁目	鳥羽二丁目	鳥羽三丁目	鳥羽四丁目	鳥羽五丁目
小浜町	堅神町	安楽島町	大明東町	大明西町
幸丘	船津町	浦村町	相差町	国崎町
畔蛸町	千賀町	堅子町	石鏡町	答志町
桃取町	萱島町	神島町	坂手町	

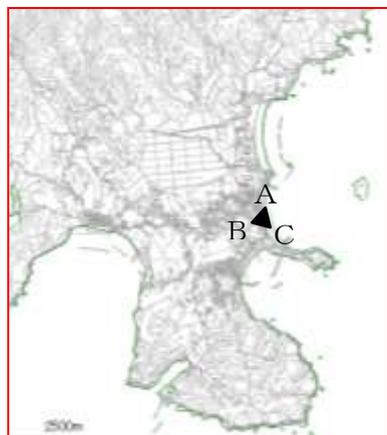
※池上町・屋内町・高丘町・若杉町・岩倉町・河内町・松尾町・白木町の津波浸水域に住家無し。

3 事前避難対象地域

南海地震（紀伊半島以西を震源とする南海トラフ地震）が発生し、内閣府より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、避難指示等の対象となる地域は、次のとおりである。（紀伊半島以東を震源とする東海・東南海地震の場合は該当しない。）

町名	条件	避難区分
相差町の一部	まちで決めた避難所を活用	避難準備・高齢者等避難開始※

※該当地域の高齢者・要配慮者とその支援者



高齢者等事前避難対象地域

A : N34° 23'27.657" E136° 54'32.059"

B : N34° 23'26.121" E136° 54'30.719"

C : N34° 23'25.609" E136° 54'32.539"

第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）について（※第2項 第3項共通）

■市が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

被害の防除・軽減に資する情報の収集・共有並びに市民への発信のため、職員の一部を配置して対応させる。

2 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）との連絡体制の確保

3 市民等への広報

防災行政無線、SNSやケーブルテレビ等により速やかに広報を実施

(1) 家屋・事業所等の点検

ア 家具・備品・危険物等の転倒・落下防止の措置

イ 非常持ち出し品・災害備蓄の点検と充足

ウ 発災時の行動・情報収集手段の点検

エ 自家発電装置・貯水槽等、防災・防火に関する諸準備

(2) 旅行者・帰宅困難者等への情報伝達

4 公共施設等の点検と管理

点検結果に応じ、閉鎖・業務中断等の処置を実施

5 被害発生時の措置

市内において一部でも被害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置して、人命救助を最優先に、被害状況の確認等を実施する。

■市民等が実施する対策

1 情報収集体制の維持

テレビ・ラジオ・インターネット等、常時、情報収集できる体制を維持するとともに、防災行政無線や警察・消防からの情報にも留意する。

2 発災後の避難準備

避難場所・避難経路、非常持出袋の補充、行動手順や安否確認の要領等について全員で確認

3 家庭内・事務所内施設・備品の点検と安全処置の実施

家具の転倒・備品の落下防止処置、ガラス破損時の対応等について準備

4 防火対策

火の始末・可燃物・危険物の安全措置、避難時の漏電火災防止処置等の確認と点検

5 事前避難

個々の判断・状況に応じて、親戚・知人宅、宿泊施設等へ避難する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について

第1項の対策に加え、以下の各種対策を実施する。

■市が実施する対策

1 市民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関連する情報について多様な手段を用いて速やかに伝達する。

2 避難対策等

(1) 市民等に対する避難指示等の発令

市は、「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、直ちに1週間を基準に避難を継続するよう「避難準備・高齢者等避難開始」を発令のするとともに、事前避難対象地域外の市民等に対しても避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自宅で地震への備えを再確認し、必要に応じ、自主的に津波の恐れのない場所へ事前に避難するよう、防災無線等により呼びかける。

また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えを再確認する等の防災対応を行うよう呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

第3部 第4章 第1節 第3項 ■市が実施する対策 4 避難所の開設及び運営支援【P193】及び同 第2節 要配慮者対策【P196-198】に準じた対策を行う。

この際、避難者の特性（健康状態や居住地域等）に関わらず、1週間は安心して避難生活が継続できるよう避難所と運営要領についても考慮する。

■市民が実施する対策

高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等は、約1週間を基準に当該地域からの避難を行う。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について

第1項の対策に加え、以下の各種対策を実施する。

■市が実施する対策

1 市民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、関連する情報について多様な手段を用いて速やかに伝達する。

(1) 一部割れ

市民に対し、日頃からの地震の備えを再認識する等の防災対応を行い、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける。

(2) ゆっくりすべり

内閣府より「調査終了（すべりが収まった）」と発表されるまで、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対策を行うよう呼びかける。

第4項 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）について

■市が実施する対策

平素の体制・生活に戻っても支障がない旨を防災無線等により呼びかける。

第 3 部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備

【主担当部】：総務部

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、市災対本部の設置等、必要な体制をとる。
- 市災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 市災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害対策のための配備体制	総務部	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
市災対本部の設置	総務部	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報ネットワーク)
災害対策職員の健康管理	総務部	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害対策のための配備体制

(1) 配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、市は、次の基準による配備体制を整える。

なお、東海地震に関連する情報への対応については、「特別対策 東海地震に関する緊急対策 (P247)」に基づき実施する。

体制(※1)	第1配備 (準備体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)
配備基準	1 市内に震度4の地震が発生したとき。 2 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき。 2 三重県南部に「津波注意報」が発表されたとき 3 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき 3 その他本部長(市長)が必要と認めたとき
	「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき	「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、災害が発生又は予想されると本部長(市長)が認めたとき	「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市の全域にわたって大規模災害が発生又は予想されると本部長(市長)が認めたとき
本部設置	—	市災対本部設置	
配備要員(※2)	各課の配備計画による	部長(配備基準1・2は自動参集) 班長及び部員は各部配備計画による。	全部員(配備基準1・2は自動参集)

※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

(2) 職員の参集

ア 職員(会計年度任用職員を除く)

勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、甚大な被害が発生又は津波警報が発表された場合は、本庁周辺の職員は初動対処要員となり市災対本部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。

準備体制・警戒体制	非常体制
各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	<p><u>職員(会計年度任用職員を除く)</u>は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部もしくは最寄りの連絡所又は公共施設等へ参集し、所属部に連絡をする。</p> <p>ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。</p> <p>なお、初動対策要員は、所属部署に関係なく市災対本部(本庁)に参集する。</p>

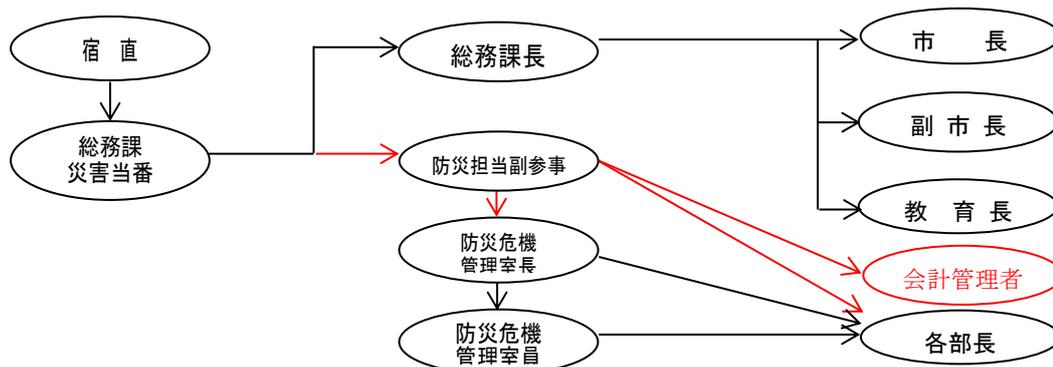
【非常体制時の職員参集場所について】
 原則、自らの所属機関へ参集する（第1参集場所）。
 ただし、交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、次の順により参集する。
 〔第2参集場所〕 最寄りの連絡所
 〔第3参集場所〕 最寄りの公共施設
 〔第4参集場所〕 その他の最寄りの公共機関（県伊勢・志摩庁舎等）
 なお、津波警報、大津波警報が発表された場合は、原則最寄りの津波避難場所に避難する。
 その後、状況の推移を見極め、津波の被害を受けずに自らの所属部等へ移動できると判断した場合、安全を確保しつつ自らの判断で参集する。（第1波到達後、概ね8時間を基準）

イ 会計年度任用職員

勤務時間外、休日等において災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、必要に応じ各所属長等あらかじめ決めておいた要領で異常の有無を報告する。
その後、通常の勤務命令時間での勤務に就くものとする。

(3) 幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における市長等幹部職員への第1報等の連絡系統は、以下のとおりとする。



2 市災対本部の設置

市内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、市長は基本法第23条の2規定に基づき市災対本部を設置する。

また、「市災対本部」の組織及び運営は、「鳥羽市災害対策本部条例」及び「鳥羽市災害対策本部に関する規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 市災対本部の概要

名 称	鳥羽市災害対策本部（市災対本部）
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、会計管理者
設置場所	各課執務室（大規模震災時は第2・3委員会室）
代替庁舎	<u>消防庁舎、市役所本庁舎周辺小中学校（優先順）</u>
設置基準	「1 災害対策のための配備体制（1）配備基準」による。（P102）
廃止基準	市の地域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。

組 織	【別図】 災害対策本部の組織 (P102 参照)
活 動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部の所掌事務のほか、以下の活動を行う。 1 災害対策連絡会議の開催 (総務部) 本部長、副本部長、各部長により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 a 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 b 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 c 本部長の指示の共有 d 災害応急対策の実施結果についての全庁的な情報共有 2 防災拠点等の活動拠点の確保・調整 (総務部) 災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点 (救助、医療、物資等) について調整するものとする。 また、各部に対し、設置した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。
所掌事務	【別表】 所掌事務一覧表 (P111～P128 参照)
その他	県の非常 (緊急) 災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常 (緊急) 災害現地対策本部と連絡調整を図る。

3 災害対策職員の健康管理 (総務部)

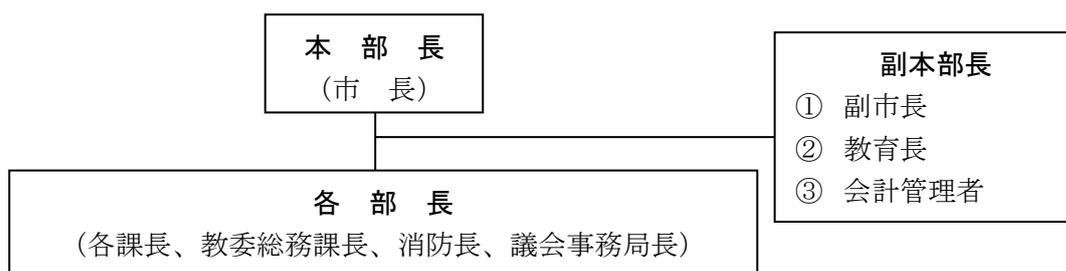
(1) 連続勤務の制限

各部長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。(1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。)

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

【別 図】 災害対策本部の組織



※ 本部長 (市長) の指示が受けられない 場合には、副市長、教育長、会計管理者の順で本部長を 代行する。

【別表】 所掌事務一覧表

1 予防期（事前に準備すること）

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
総務課 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への啓発、防災人材の育成・活動支援、避難訓練 2 避難路の整備及び誘導看板等の設置・周知 3 防災資機材の配備及び点検 4 災害輸送体制の確立 5 市災対本部体制の整備・充実 6 職員の研修、訓練 7 情報収集体制・伝達手段の整備 8 応援受援体制及び連携体制の構築 9 災害時用物資等の備蓄・調達・供給体制の構築 	<p>総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員</p>
市民課 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 陸上における物資輸送体制の構築 <u>2</u> 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 <u>3</u> 災害ボランティアの円滑な受け入れのための連携体制構築 <u>4</u> みえ災害ボランティア支援センターとの協力体制の構築 <u>5</u> 災害時の災害ボランティアへの参画促進 	<p>市民課員</p>
税務課 (税務課長)	<p>【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所開設体制の確立 2 避難所運営支援体制の確立 <hr/> <p>【固定資産税係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の被害調査体制の構築 	<p>税務課員</p>
環境課 (環境課長)	<p>【環境保全係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 し尿処理体制の<u>確立</u> 2 遺体の収容及び処理体制の<u>確立</u> <hr/> <p>【資源リサイクル係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理計画の<u>見直し</u>及び処理体制の<u>確立</u> 	<p>環境課員</p>
農水商工課 (農水商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業・事業所の防災対策の促進 2 水産の防災対策の推進 3 農業施設等の防災対策の推進 4 漁港施設の防災対策の推進 5 海上輸送対策 6 農水商工関係者への啓発 7 物資拠点の運営体制の構築 	<p>農水商工課員</p>
各所属(所属長)	所掌事務	構成員

観光課 (観光課長)	【観光企画係】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2 観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3 観光客等の避難誘導體制の確立 4 避難誘導看板等の整備	観光課員
	【観光振興係】 1 帰宅困難者一時受入体制の確立	
建設課 (建設課長)	1 耐震診断及び補強工事の推進 2 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士等の確保 3 応急仮設住宅建設体制の整備 4 道路・河川・海岸の防災・減災対策 5 土砂災害警戒区域等の住民への周知	建設課員
定期船課 (定期船課長)	1 乗客の安全確保、避難誘導対策 2 船舶による海上輸送体制の構築 3 海上での情報伝達手段の整備	定期船課員
健康福祉課 (健康福祉課長)	【生活支援係】 1 被災者生活再建体制の整備 2 福祉避難所の確保 3 義援金品の受入・配分体制の整備	健康福祉課員
	【長寿介護係・障害福祉係】 1 要配慮者対策 2 避難行動要支援者名簿の作成 3 要配慮者に配慮した避難所対策	
	【子育て支援室】 1 保育所の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び訓練の実施 2 保育所施設の耐震化等 3 児童の安全確保 4 防災教育の実施 5 防災人材育成と活用	
	【健康係】 1 医療体制の整備 2 医療機能の確保 3 災害時の医療体制等の周知	
各所属(所属長)	所掌事務	構成員

<p>水道課 (水道課長)</p>	<p>【管理係・工務係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の耐震化の強化 2 管理図書の整備 3 応急対策（応急給水・復旧）の体制整備 <hr/> <p>【下水道係・工務係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の耐震化の強化等 2 管理図書の整備 3 下水の仮排水及びし尿の応急処理対策 	<p>水道課員</p>
<p>教育委員会 事務局 (教委総務課長) (生涯学習課長) (学校教育課長)</p>	<p>【教育委員会総務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設等の耐震化、非構造部材の耐震対策の実施 2 学校施設等の安全点検の実施 3 防災啓発活動の実施 <hr/> <p>【生涯学習課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災啓発活動の実施 2 文化財の保管・保護 <hr/> <p>【学校教育課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校内防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施 2 児童・生徒等の安全確保 3 防災教育の推進 4 学校防災人材の育成・活用 5 地域・家庭及び関係機関との連携した防災対策・教育の推進 6 職員、保護者等の連絡体制の確立 7 災害時の学校給食体制の整備 8 初期救急、備蓄品等の整備 	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防本部 (消防長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織・消防団等の活動支援及び活性化の推進 2 各種災害対応訓練の実施 3 消防団による避難誘導対策 4 危険物施設等の防災対策の推進 5 空中輸送対策 6 消防力の強化 7 救助力の強化 8 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 9 火災予防対策 10 受援・応援体制の整備 	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会事務局 (議会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各議員との連絡体制の確立 	<p>議会事務局職員</p>

2 初動体制確立期【発災～3時間】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 災害対策のための配備体制 2 市災対本部の設置、運営 3 応急対策方針の確立 4 県への派遣要請等 5 市が所有する車の確保 6 外部機関への情報提供	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 住民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 災害情報の収集の支援 2 被害情報の収集の支援 3 災害関係の予算措置 4 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における物資輸送の準備体制確認	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所開設準備	税務課員
	【税務班】 1 建物の被害情報の収集	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬 【し尿処理班】 1 し尿処理体制の <u>確認</u>	環境課員
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理体制の準備 2 災害がれき処理体制の準備	
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農水商工課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光部 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信 【帰宅困難者等支援班】 1 帰宅困難者の避難誘導 2 帰宅困難者一時受入れ	観光課員
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の安全確保、避難誘導 2 物資輸送手段の確保	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【生活支援班】 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 【長寿介護係・障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 【子育て支援班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 【保健医療班】 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動	健康福祉課員
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備 2 飲料水の確保 【下水道班】 1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供</p> <hr/> <p>【生涯学習班】 1 施設利用者等の避難誘導 2 避難情報、被害情報の収集と連絡調整</p> <hr/> <p>【学校教育班】 1 学校等における児童・生徒等の安全確保 2 登下校時の児童・生徒等の安全確保 3 夜間・休日等における対応 4 被災、被害情報の収集と連絡調整 5 学校給食施設等の情報収集</p>	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<p>1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の捜索 3 救助・救急及び消防活動 4 医療・救護活動における患者搬送および収容 5 緊急輸送ルートを選定 6 通信機能の確保 7 災害情報等の収集・伝達 8 消防団等によるヘリコプターの受入 9 水防活動 10 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</p>	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<p>1 各議員の安否確認</p>	<p>議会事務局職員</p>

3 即時対応期（救命中心）【3時間～24時間】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災対本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 住民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 災害情報の収集の支援 2 被害情報の収集の支援 3 災害関係の予算措置 4 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における物資輸送の準備	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンター設置に向けた準備	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所及び避難者の受入状況の確認	税務課員
	【税務班】 1 建物の被害調査体制の確立	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	【し尿処理班】 1 し尿処理	
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集	農水商工課員
観光部 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	
各部(部長)	所掌事務	部 員

<p>建設部 (建設課長)</p>	<p>【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 人員及び資機材の確保等</p>	<p>建設課員</p>
<p>定期船部 (定期船課長)</p>	<p>1 乗客の安全確保、避難誘導 2 物資輸送手段の確保</p>	<p>定期船課員</p>
<p>健康福祉部 (健康福祉課長)</p>	<p>【生活支援班】 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供</p>	<p>健康福祉課員</p>
	<p>【長寿介護係・障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等</p>	
	<p>【子育て支援班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断</p>	
<p>水道部 (水道課長)</p>	<p>【水道班】 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加</p>	<p>水道課員</p>
	<p>【下水道班】 1 施設の応急対策活動</p>	

各部(部長)	所掌事務	部 員
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供 2 施設復旧に関する情報収集・検討 <hr/> <p>【生涯学習班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供 <hr/> <p>【学校教育班】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒等の下校時の保護継続の判断 2 学校給食施設等の情報収集 	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の搜索 3 救助・救急及び消防活動 4 医療・救護活動における患者搬送および収容 5 緊急輸送ルートを選定 6 災害情報等の収集・伝達 7 消防団等によるヘリコプターの受入 8 水防活動 9 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 10 広域的な応援・受援体制の整備 	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各議員の安否確認 	<p>議会事務局職員</p>

4 緊急対応期（救援・支援）【24時間～3日】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災対本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 住民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における物資輸送の準備	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンター設置支援	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	【税務班】 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	【し尿処理班】 1 し尿処理	
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員
観光部 (観光課)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	

各部(部長)	所掌事務	部員
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の安全確保 2 物資輸送手段の確保	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【生活支援班】 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供	健康福祉課員
	【長寿介護係・障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等	
	【子育て支援班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断	
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加	水道課員
	【下水道班】 1 施設の応急対策活動	
各部(部長)	所掌事務	部員

<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】</p> <p>1 学校等の被害状況等の把握・情報提供</p> <p>2 施設復旧に関する情報収集・検討</p>	<p>教育委員会職員</p>
	<p>【生涯学習班】</p> <p>1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供</p>	
	<p>【学校教育班】</p> <p>1 学校等における児童・生徒等の安全確保</p> <p>2 県教委、教職員との連絡調整</p> <p>3 学校給食施設等の情報収集</p>	
<p>消防部 (消防長)</p>	<p>1 消防部隊の出動及び運用</p> <p>2 行方不明者等の捜索</p> <p>3 救助・救急及び消防活動</p> <p>4 医療・救護活動における患者搬送および収容</p> <p>5 緊急輸送ルートを選定</p> <p>6 災害情報等の収集・伝達</p> <p>7 消防団等によるヘリコプターの受入</p> <p>8 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策</p> <p>9 広域的な応援・受援体制の整備</p> <p>10 惨事ストレス対策</p>	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<p>1 各議員の安否確認</p> <p>2 各議員との連絡調整</p>	<p>議会事務局職員</p>

5 応急対応期（生活の安定）【3日～1週間】

各部(部長)	所掌事務	部 員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災対本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 住民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における救助物資の輸送	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンターの運営支援	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	【税務班】 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	【し尿処理班】 1 し尿処理	
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の情報収集、関係機関との連絡調整 2 物資拠点の運営	農水商工課員

各部(部長)	所掌事務	部 員
観光部 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 被災建築物応急危険度判定等の実施 6 応急仮設住宅の確保 7 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の帰宅支援 2 物資輸送	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【生活支援班】 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供	健康福祉課員
	【長寿介護係・障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等	
	【子育て支援班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断	
	【保険医療班】 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立	

各部(部長)	所掌事務	部 員
水道部 (水道課長)	【水道班】 1 施設の応急対策活動 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加	水道課員
	【下水道班】 1 施設の応急対策活動	
教育部 (教委総務課長)	【総務班】 1 学校等の被害状況等の把握・情報提供 2 施設復旧に関する情報収集・検討	教育委員会職員
	【生涯学習班】 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供 2 指定文化財の保護、応急処置	
	【学校教育班】 1 応急教育の実施判断 2 学校給食の措置	
消防部 (消防長)	1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の捜索 3 緊急輸送ルートを選定 4 災害情報等の収集・伝達 5 消防団等によるヘリコプターの受入 6 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害 応急対策 7 広域的な応援・受援体制の整備 8 惨事ストレス対策 9 消防職団員の安否確認 10 消防施設等被害状況の確認	消防本部職員 消防署員
議会部 (議会事務局長)	1 各議員の安否確認 2 各議員との連絡調整	議会事務局職員

6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】

各部(部長)	所掌事務	部員
総務部 (総務課長)	【本部班】 1 市災对本部の運営 2 県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3 市が所有する車の確保 4 外部機関への情報提供 5 災害対応職員の健康管理	総務課員 監査委員事務局 職員 選挙管理委員会 職員
	【情報班】 1 通信機能の確保 2 災害・被害情報等の収集・把握 3 災害・被害情報の報告 4 住民への被害状況、避難指示の伝達 5 職員の安否確認、参集状況把握	
企画財政部 (企画財政課長)	1 被害情報の収集の支援 2 災害関係の予算措置 3 救助活動に伴う経費の調整 4 災害関係経費の出納 5 市震災復興本部（仮称）設置に向けた検討 6 復旧・復興計画等の策定	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【物資輸送班】 1 陸上における救助物資の輸送	市民課員
	【ボラセン班】 1 災害ボランティアセンターの運営支援	
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1 避難所の適切な運営及び管理支援	税務課員
	【税務班】 1 建物の被害調査の実施	
環境部 (環境課長)	【埋火葬班】 1 遺体の収容及び処理 2 遺体の埋火葬	環境課員
	【し尿処理班】 1 し尿処理	
	【生活ごみ・がれき処理班】 1 生活ごみ等処理 2 災害がれき処理	
農水商工部 (農水商工課長)	1 漁港施設及び農業用・漁業用施設の復旧保全	農水商工課員

各部(部長)	所掌事務	部員
観光部 (観光課長)	【情報収集班】 1 災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2 避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者支援班】 1 帰宅困難者の情報収集及び対応	
建設部 (建設課長)	【建設班】 1 道路交通情報・被害情報の収集 2 道路パトロールと応急措置 3 緊急輸送道路の確保 4 公共土木施設等の被害情報の収集 5 被災建築物応急危険度判定等の実施 6 応急仮設住宅の確保 7 住宅関連情報の受発信 8 人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1 乗客の帰宅支援 2 物資等輸送 3 船舶、施設の応急復旧	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【生活支援班】 1 義援金品の受入・配分のため実施機関の設置 2 災害救助法の適用 3 費用の支弁および精算 4 生活必需品の提供 5 被災者生活再建支援	健康福祉課員
	【長寿介護係・障害福祉班】 1 要配慮者施設等の被災状況の把握 2 要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3 避難所での生活が困難な要配慮者対策 4 要配慮者の福祉・保健対策等 5 社会福祉施設の応急復旧 6 <u>介護保険料の減免及び徴収猶予</u>	
	【子育て支援班】 1 保育所児童の安全確保 2 保育所の被害情報の収集 3 保育所児童の保育継続判断 4 社会福祉施設の応急復旧 5 <u>保育の開始準備</u>	
各部(部長)	所掌事務	部員

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保

<p>健康福祉部 (健康福祉課長)</p>	<p>【保健医療班】 1 医療情報の収集・共有 2 医薬品の確保 3 医療・救護活動 4 医療施設の応急復旧 5 防疫、保健衛生活動実施体制の確立</p>	<p>健康福祉課員</p>
<p>水道部 (水道課長)</p>	<p>【水道班】 1 施設の復旧対策 2 応急給水活動の調整 3 応急給水活動の実施 4 市町水道施設応急活動への参加</p> <p>【下水道班】 1 施設の復旧対策</p>	<p>水道課員</p>
<p>教育部 (教委総務課長)</p>	<p>【総務班】 1 被害情報の収集と連絡調整 2 施設復旧の推進</p> <p>【生涯学習班】 1 各施設等の被害状況等の把握・情報提供 2 指定文化財の保護、応急処置</p> <p>【学校教育班】 1 学校の再開 2 学校給食の再開</p>	<p>教育委員会職員</p>
<p>消防部 (消防長)</p>	<p>1 消防部隊の出動及び運用 2 行方不明者等の搜索 3 緊急輸送ルートを選定 4 災害情報等の収集・伝達 5 消防団等によるヘリコプターの受入 6 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害 応急対策 7 広域的な応援・受援体制の整備 8 惨事ストレス対策 9 消防職団員の安否確認 10 消防施設等被害状況の確認</p>	<p>消防本部職員 消防署員</p>
<p>議会部 (議会事務局長)</p>	<p>1 各議員との連絡調整</p>	<p>議会事務局職員</p>

第2節 通信機能の確保

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 市災対本部設置後速やかに	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網 の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下 又は停止し、通信確保が困難 な防災機関を認知した時点	・市通信設備設置機関 (避難所、防災関係機関)

第3項 対策

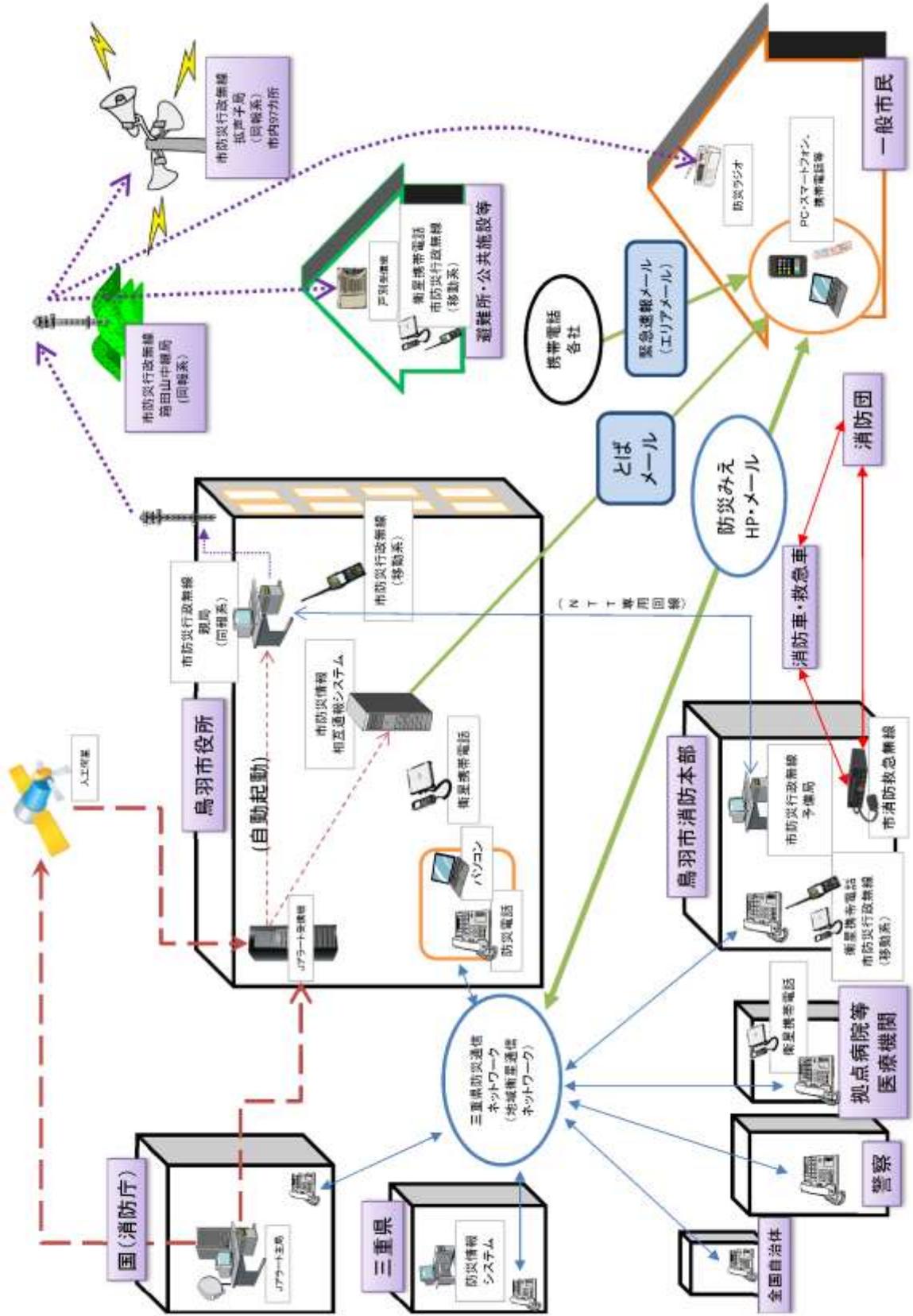
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取扱いが容易である。	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
全国瞬時警報システム (Jアラート)	地上系無線 衛星系無線 インターネット回線	・通信衛星と市防災行政無線(同報系)やとばメール等を利用し、緊急情報を市民へ瞬時に伝達するシステムである。	・地震に対し、相対的に弱い
通信手段	種類	概要	課題

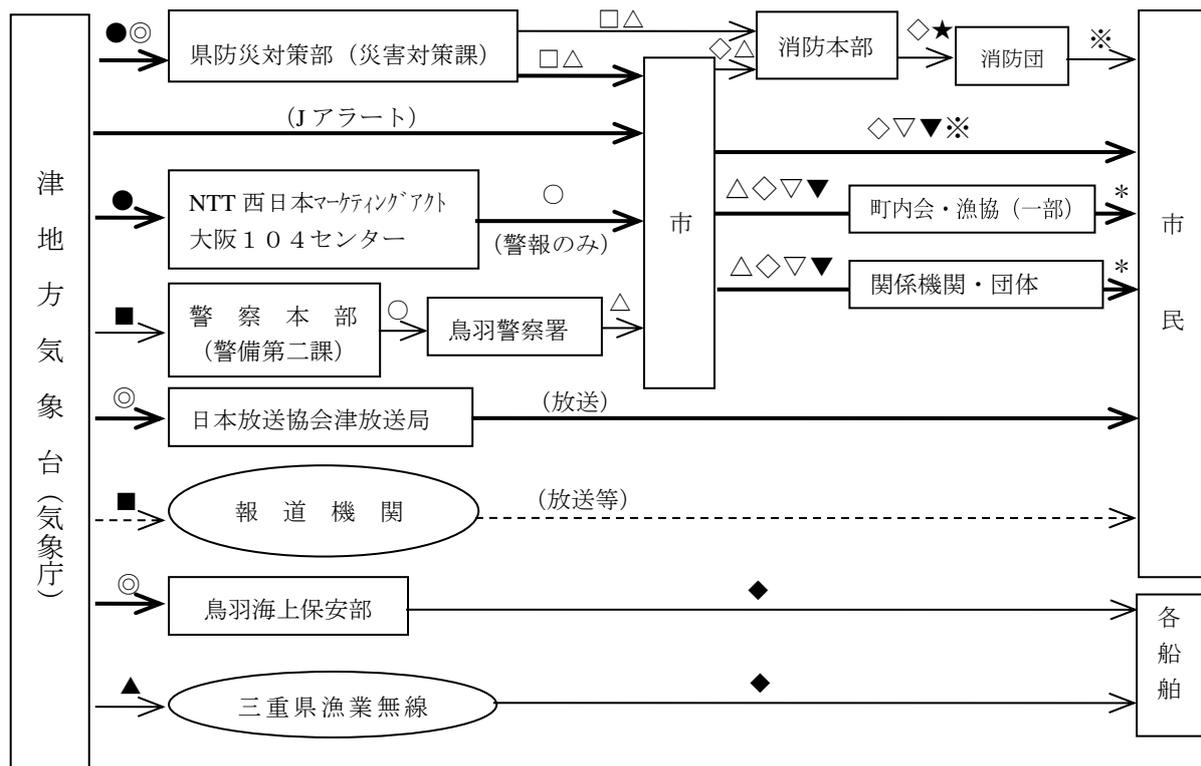
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系及び衛星系無線は、<u>県と市</u>、及び市<u>と</u>避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国<u>との間で</u>通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
市防災行政無線（同報系）	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> ・市<u>から</u>住民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的に弱い
市防災行政無線（移動系）	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> ・市<u>と</u>地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に対し相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県と市</u>の間で被害情報等の収集・共有を行う<u>う</u>防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的にかなり弱い
市消防救急無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部<u>と</u>消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
とばメール	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に気象・地震・津波情報等を提供する登録型メール配信サービスである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的にかなり弱い
緊急速報メール（エリアメール）	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに配信することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対し、相対的にかなり弱い

本市の通信機能イメージ図



【伝達システム図】

第3部 発災後対策
第1章 災害対策本部機能の確保



凡例	
	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
	気象業務法第15条等の法令による通知系統
	気象業務法第13条等の法令による通知系統
	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS回線等)
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市防災行政無線
◆	無線通報等
▲	気象庁本庁加入電話回線
★	市消防救急無線
▽	とばメール
▼	緊急速報メール
※	広報車
*	町内放送、関係機関通信手段等

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、市災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、市災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

(ア) 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

(ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

(イ) テレビ・放送回線の救済

(ウ) 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- (ア) 移動無線機等の活用
- (イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- (ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済
- (エ) 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- (ア) 重要加入者及び重要専用線の救済
- (イ) 公衆電話の復旧
- (ウ) 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ 復旧方法

- (ア) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- (イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を実施

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「[■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要 \(P129～130\)](#)」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保

【主担当部】：総務部、消防部、企画財政部

第1項 活動方針

○市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

1 市が実施する対策

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等)
派遣要請等	総務部	【発災3時間以内】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等) ・応援要請(各部)
受入体制の整備	総務部 消防部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
経費の負担区分の協議	総務部 企画財政部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員等)
撤収要請	総務部 消防部	【支援が不要な状況になった時点】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・派遣状況(県伊勢地方部、関係機関連絡員、各部等)

2 防災関係機関が実施する対策

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害時の自主派遣	陸上自衛隊	【県の要請後、速やかに】	・被害状況、活動拠点等(県及び市)
災害派遣時の救援活動			
自衛官の権限		【災害派遣活動開始以降】	—
連絡員の派遣			・派遣場所(市)
支援活動等	鳥羽海上保安部	【県の要請後、速やかに】	・被害状況(市)
災害警備活動	鳥羽警察署	【発災1時間以内】	・被害状況(市)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 状況把握及び応急対策方針の確立

(1) 災害発生時の初動体制の確立

災害発生とともに速やかに市災対本部を開設し、被害情報の収集活動を実施できるよう初動体制を確立する。この際、発生時間、規模等により初動対処要員及び本部長との連絡確保等について柔軟に対応することが重要である。

(2) 被害情報等の収集・整理

被害情報は、地区指定員、自主防災会、関係機関・団体等あらゆる組織、情報機器、システム（ドローンを含む）、伝令等を駆使して収集する。

収集した情報を市災対本部各部の状況、被害（人員・建築物等）情報、関係機関等の状況等に区分し、時系列にまとめ、事後の対応が確実にとれるように整理する。

(3) 応急対策方針の確立

被害情報の内容、程度等を迅速・適切に分析・判断し、人命救助を第一優先に応急対策の方針を確立する。

2 派遣要請等

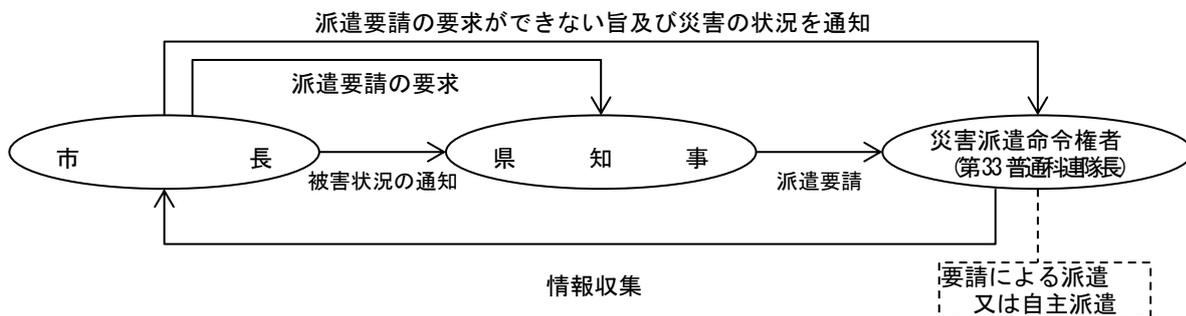
(1) 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、南勢志摩地域活性化局長を経由し、知事へ派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が、知事に派遣要請を求められない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。

ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知しなければならない。（推進計画）

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。



《災害派遣要請の三原則》

1 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

2 緊急性

災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること(さし迫った必要があること)

3 非代替性

他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく、自衛隊で対処する必要があること

(自衛隊の部隊が派遣される以外に、他の適切な手段が無いこと)

《(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)に記載する事項》(様式は P142 参照)

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

(2) 鳥羽海上保安部派遣要請

本部長は、災害応急対策のため、鳥羽海上保安部の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を経由し、知事へ支援要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接鳥羽海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- 1 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 2 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- 3 その他、市が行う災害応急対策の支援

《(別紙3) 応急措置実施要請書(知事あて)に記載する事項》(様式はP144参照)

- 1 災害の状況及び要請支援を必要とする事由
- 2 支援を希望する期間
- 3 支援を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

3 受入体制の整備

(1) 自衛隊

自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。(推進計画)

- ア 派遣部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(2) 海上保安庁

鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 支援部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 支援部隊の誘導

4 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び本市が事前に協議して負担区分を決める。

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくこと

5 撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、別紙2、4(P143、P145)により、知事へ撤収要請を行う。

■防災関係機関が実施する対策

1 陸上自衛隊の対策

(1) 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- 1 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- 2 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- 4 その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

(2) 災害派遣時の救援活動(防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動)

- ア 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- イ 避難の援助(誘導、輸送)
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路及び水路の啓開(障害物除去等)

- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水の支援
- コ 救助物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去等

(3) 自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官が、その場にはない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- ア 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- イ 避難の措置・立入
- ウ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- エ 他人の土地等の一時使用等
- オ 現場の被災工作物等の除去等
- カ 住民等を応急措置の業務に従事させること

(4) 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

2 鳥羽海上保安部の対策

- (1) 海上保安部は、海難等の救助活動を行う。
- (2) 津波警報等が発表された場合、鳥羽市役所への指揮所の移転を予定し、相互の情報提供等により円滑な活動ができるよう態勢を整える。原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

3 鳥羽警察署の対策

「第3部 第4章 第7節 災害警備活動（P206）」を参照。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

鳥 総 第 号
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙2) 撤収要請書(知事あて)

鳥 総 第 号
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

令和 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

令和 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙3) 応急措置実施要請書(知事あて)

鳥 総 第 号
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機
関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙4) 撤収要請書(知事あて)

鳥 総 第 号
年 月 日

三重県知事 氏 名 様

鳥羽市長 氏 名 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

令和 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

令和 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当部】：企画財政部、総務部

第1項 活動方針

- 特に津波の発生に関する情報について、気象庁(津地方気象台)と連携して速やかに情報を収集し、即時に市民に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、町内会等と連携して市民や地域の協力を積極的に求める。
- 町内会等からの被害情報等の収集・伝達にあたっては、市職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

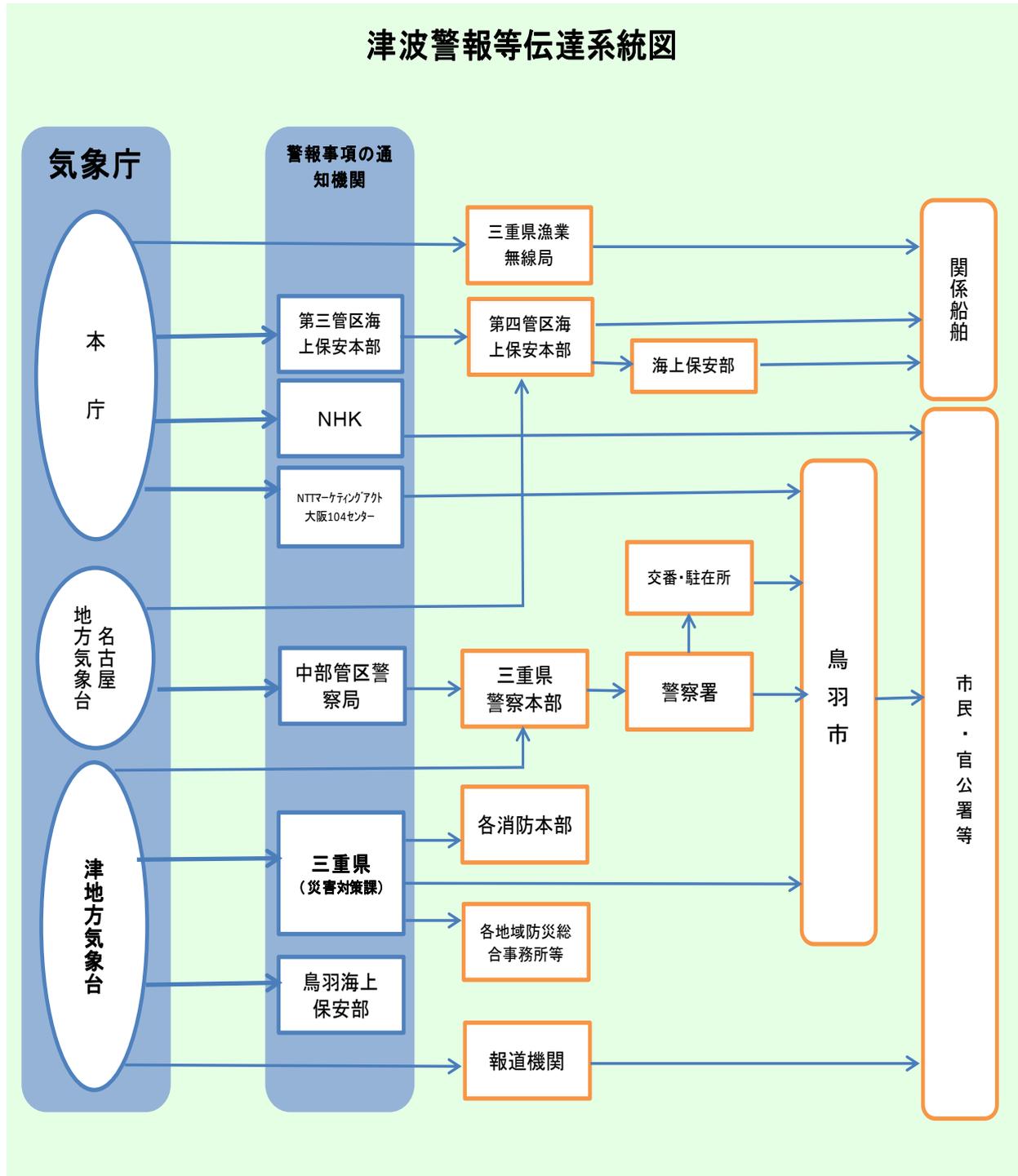
対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総務部 企画財政部	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁<津地方気象台>)
災害情報の収集・伝達	総務部 企画財政部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後すみやかに	・災害関連情報全般(市)
市民への広報・広聴	総務部 企画財政部	【随時】	・災害関連情報全般(市)

第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により市及び関係機関が伝達する。(推進計画)



(主な伝達系統)

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
市	・鳥羽市防災通信ネットワーク ・一般電話等	町内会、自治会	・防災行政無線	市民
中部管区警察局	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	市
第三管区 海上保安本部	・専用電話 ・専用FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 関係船舶
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	市民		
NTT西日本 (NTTマーケティング・アクト大阪104センター)	・一般電話 ・FAX	市 (津波警報のみ)		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- 1 警報等連絡発受にあたっては、確実に期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- 2 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。
- 3 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■市が実施する対策

1 津波警報発表時等の緊急の緊急情報伝達等

(1) 避難指示の伝達

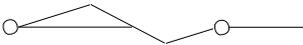
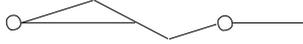
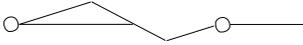
津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、市長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて各地区の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

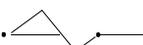
市の地域特性をふまえて、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達に努める。避難行動要支援者の個別の避難計画に基づく情報伝達を行う。

(3) 津波注意報・警報等の標識

標識の種類	標 識
	サイレン音
津波注意報標識	(約10秒サイレン音)  (約2秒休止)
津波警報標識	(約5秒サイレン音)  ×3回 (約6秒休止)
大津波警報標識	(約3秒サイレン音)  ×3回 (約2秒休止)(短声連点)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(約10秒サイレン音)  (約3秒休止) (約1分繰返し)

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

(4) 大震法に基づく警戒宣言の標識

標識の種類	標 識
	サイレン音
警戒宣言標識	(約4.5秒サイレン音)  (約1.5秒休止)

(注) 吹鳴の反復は、適宜とする。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

(2) 関係機関への情報提供等

ア 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

a 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

b 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

イ 緊急派遣チーム等との連携

市災対本部及び町内会等から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

(3) ISUT（災害時情報集約支援チーム）の活用

県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、庁内並びに関係各機関との情報共有を図る。

3 市民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

(1) 広報内容

- ア 災害発生状況（被害状況）
- イ 気象状況
- ウ 災害対策本部に関する情報
- エ 救助・救出に関する情報
- オ 避難に関する情報
- カ 被災者の安否に関する情報
- キ 二次災害危険性に関する情報
- ク 主要道路状況
- ケ 公共交通機関の状況
- コ ライフラインの状況
- サ 医療機関及び救護所等の状況
- シ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ス 公共土木施設状況
- セ 防疫・衛生に関する情報
- ソ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- タ ボランティア及び支援に関する情報
- チ 住宅に関する情報
- ツ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜気象庁（津地方気象台）の実施する対策＞

1 津波に関する警報等及び津波に関する情報の発表

(1) 津波に関する警報・注意報の種類

種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを越える場合	1.0m超	1.0m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m超 1.0m以下	1.0m		
		3m超 5m以下	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m超 3m以下	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m超 1m以下	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	「津波の心配なし」の旨の発表
	0.2m未満の海面変動が予想される時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意は必要である旨を発表

(注)1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報・注意報の解除を行う。このうち津波注意報は観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断し

た場合は、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注) 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点における津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。

(注) 3 「津波予報区」 (P153)

(2) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、「<計画関係者共通事項等> 1 津波警報等伝達系統図」により県及び関係機関が伝達する。

2 緊急地震速報（警報）及び地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）の発表

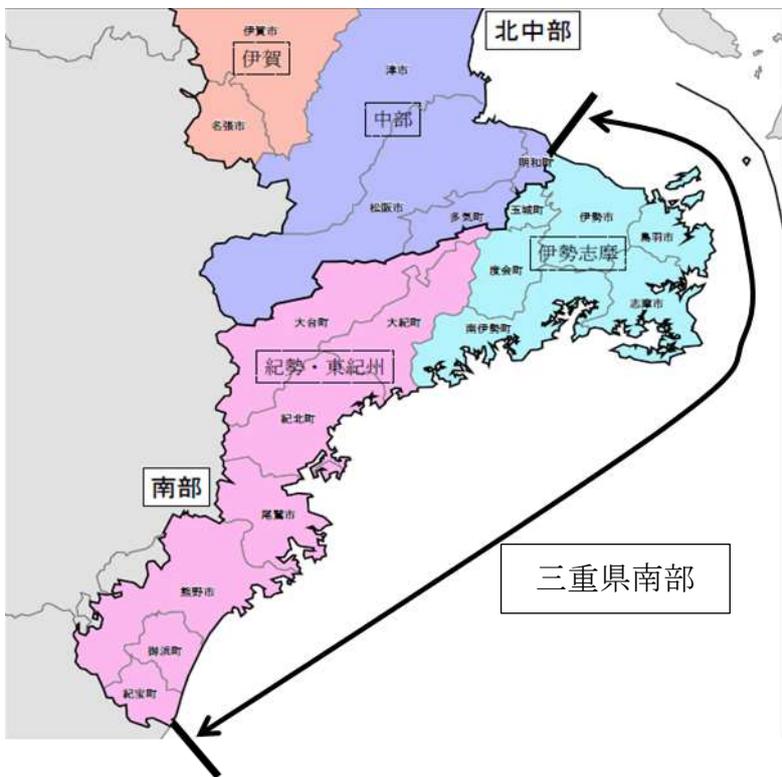
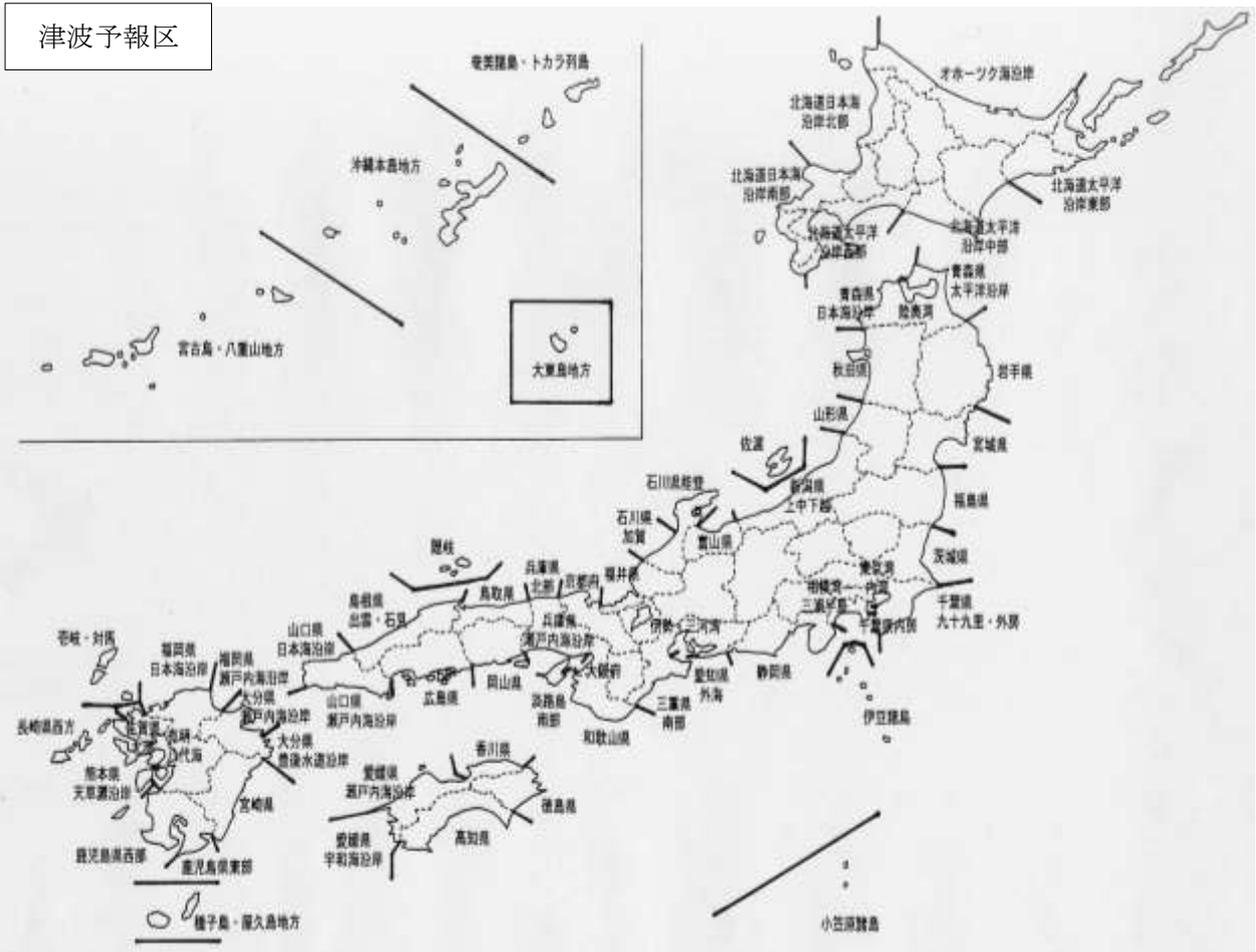
地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

(2) 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とするものを発表する。

(3) 大震法に基づく地震予知情報等

南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）



※三重県南部：伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町・大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町の各沿岸

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

1 地震・津波災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報をもとに、市民に対して次の内容にかかる地震・津波災害関係情報の広報を行う。

【広報内容】

- (1) 地震・津波の発生状況
- (2) 災害発生状況（被害状況）
- (3) 気象状況
- (4) 災害対策本部に関する情報
- (5) 救助・救出に関する情報
- (6) 避難に関する情報
- (7) 被災者の安否に関する情報
- (9) 二次災害危険性に関する情報
- (10) 主要道路状況
- (11) 公共交通機関の状況
- (12) ライフラインの状況
- (13) 医療機関及び救護所等の状況
- (14) 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (15) 公共土木施設状況
- (16) 防疫・衛生に関する情報
- (17) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (18) ボランティア及び支援に関する情報
- (19) 住宅に関する情報
- (20) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに総務部に報告することとし、総務部は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発表状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までにできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

(2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

2 津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

3 被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第5節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当部】：総務部、農水商工部、市民部

第1項 活動方針

<p>《応援体制》</p> <p>○本市が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。</p> <p>○三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。</p> <p>《受援体制》</p> <p>○県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。</p>
--

第2項 主要対策項目

1 応援体制（県外又は県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務部又は関係部	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	総務部又は関係部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部)
応援体制の構築	関係部	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点(要請元自治体)

2 受援体制（県外又は県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(各部・町内会等)
受援体制の構築	関係部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

第3項 対策

■市が実施する対策

〈応援体制〉

1 各協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

上記以外に基づく応援を行う場合は協定での定めによることとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 連絡要員の派遣

- (1) 市は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。
- (2) 連絡要員は、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整

- (1) 応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。
- (2) 応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

- (1) 応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。
- (2) 応援要員の健康管理に十分留意するとともに、被災市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。
- (3) 応援活動の実施にあたっては、応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

〈受援体制〉

1 各協定等に基づく応援要請

- (1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町応援協定等の各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等を用いて、協定市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。
- (2) 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

- (1) 市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。
- (2) 応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受援体制の構築・計画の整備

- (1) 市は、応援要請をするに当たり、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
- (2) 要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。
- (3) 受援体制の構築に先立ち、以下の項目について受援計画を策定する。

<u>計画項目</u>	<u>全般・自治体応援職員の受入</u>	<u>支援物資の受入</u>	<u>ボランティアの受入</u>
<u>主担当</u>	<u>総務部</u>	<u>農水商工部</u>	<u>市民部</u>

- (4) 本市が締結している災害時相互応援協定については、【資料編】P67を参照のこと

第6節 国・県・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【主担当部】：総務部

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 県が応急措置を実施するため特に必要があると認めたときに発する従事命令、協力命令を受け、当該事務を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
国・県・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部)
従事命令等	当該事務を担当する部	【発災1週間後】 知事から命令があったとき	・当該事務及び当該事務を行うこととする期間(県)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 国・県・その他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は、市の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国、県、及びその他の地方公共団体の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 県及びその他の地方公共団体職員の派遣要請

県及びその他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

(3) 国及びその他の地方公共団体の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関及びその他の地方公共団体の職員の派遣あつせんを知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(4) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第7節 災害救助法の適用

【主担当部】：健康福祉部

第1項 活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
救助の実施	健康福祉部	【発災直後】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
災害救助法の適用	健康福祉部	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 (避難所、町内会等)
経費の支弁及び精算	健康福祉部	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・救助実施状況 (すべての関係部局、町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助の実施

(1) 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長が補助する。ただし、必要な場合は、市長は委任により実施責任者となって救助を実施する。

なお、救助程度、方法及び期間は、内閣総理大臣が定める基準に従って、知事が定めるところにより現物で行う。

*参考『災害救助事務取扱要領(内閣府政策統括官(防災担当))』

(2) 実施記録

国基本通知『災害救助法による救助に実施について(昭和40年5月11日厚生省社会局長通知)』、県規則『災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)』に基づく帳票を整備、管理する。

2 災害救助法の適用

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市を単位として、原則として同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われる。

適用基準は次のとおりである(災害救助法施行令第1条第1項)。

a 市内の住家滅失世帯数が50世帯以上のとき(第1号)。

① 県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が25世帯以上のとき(第1項第2号)。

② 被害世帯数は①又は②の基準に達しないが、県の区域内の被害世帯数が7,000世帯に達した場合で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき(第1項第3号前段)。

- ③ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（第4号）。

(2) 被害状況把握、伝達

被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。この際、災害の想定に応じ、あらかじめ被害見積を算出して、遅滞なく情報提供ができるよう準備しておく。

被害状況の把握にあたっては、以下の項目について行う。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害発生の原因及び被害概況
- ウ 被害状況
 - a 人的被害
 - ・死者数、行方不明者数、負傷者数（重症者数及び軽傷者数）
 - b 住家の被害
 - ・全壊、全焼及び流出世帯及び人員
 - ・半壊又は半焼世帯数及び人員
 - ・床上浸水世帯数及び人員
- エ 法による救助実施年月日（見込み含む）
- オ 既にとった措置及び今後の見込み
- カ その他必要事項

3 経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合、経費は、市において繰替支弁し、下記のとおり精算する。

- ①県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する。
- ②国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

本市適用基準

災害救助法施行令第1条第1項による

人口	世帯数	第1号	第2号
19,448	7,730	50	25

※人口、世帯数は平成27年国勢調査による。

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】：建設部、農水商工部

第1項 活動方針

- 防災拠点や病院等への緊急輸送道路の確保を優先する。
- 災害孤立地域への交通路の確保を優先する。
- 津波災害が想定される場合の沿岸部からの緊急輸送道路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
道路交通情報・被害情報の収集・提供	建設部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者・警察・その他関係機関)
道路パトロールと緊急時の措置	建設部	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報
緊急輸送道路の確保	建設部	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の通行が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報
海上航路の確保	建設部 農水商工部	【発災72時間以内】	・市内港湾・漁港の被災状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集・提供

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

その際、多様な手段を用いて収集するとともに、市管理道路以外に国や県が管理する道路情報なども併せて収集する。

道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

2 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、市が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、建設部が実施するものとする。

建設部長は、パトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。

また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

(2) 緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識・バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡・通行規制

落石・土砂崩落・崖くずれ・**液状化等**の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設**部長**にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ その他

前記の災害が、附近の**市民**に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに**市民**に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 緊急輸送道路の確保

被災者及び応急対策要員、あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

緊急輸送道路が、障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

緊急輸送道路が、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに迂回路を確保する。

4 海上航路の確保

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震岸壁を有する港湾（中之郷フェリー乗り場付近）・漁港を中心に湾内の状況を把握し、航路啓開を県へ要請する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県・市・中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通情報を速やかに把握するため、巡視を実施する。

ヘリコプター等の活用により、迅速な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生・拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車・照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板・道路情報提供システ

ム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し被災施設の早期復旧に努める。

4 排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため排水作業を行う。

<鳥羽海上保安部、港湾管理者の対策>

1 船舶交通の整理、指導（鳥羽海上保安部）

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等（鳥羽海上保安部）

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 自動車運転者がとるべき行動

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。
 - ア 急ハンドル・急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止する。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
 - エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
 - オ 駐車するときは、避難する人の通行や、災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所に

は駐車しない。

- (2) 基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は以下の行動をとらなければならない。

ア 車両を次の場所に移動させる。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車する。

■参 考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動

【主担当部】：消防部

第1項 活動方針

○地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
必要な箇所の門扉開閉操作	消防部	【発災1時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・津波警報、潮位情報等(市災対本部、気象台)
監視、警戒体制の整備	消防部	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・消防団(自主防災会・町内会等) ・市災対本部
応急復旧工事の実施	消防部	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・消防団 ・県(建設事務所)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 必要な箇所の門扉開閉操作

水防管理者は、津波警報等の発表を確認次第、状況をよく判断のうえ、必要に応じて水防作業員(消防団員等、以下同じ)に門扉開閉等の水防活動を指示する。また、指示によらず水防作業員自らの判断により閉鎖作業を開始する場合は事前に水防本部等に連絡を行う。

但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先させる。

2 監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。

(推進計画)

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等の巡視にあたらせ、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒させるとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視させ、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

(3) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(4) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域内で、主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑で迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧工事の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事等の処置を行う。なお、応急復旧の処置が困難である場合は、市災対本部を通じ関係機関に協力を求める。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当部】：総務部、水道部、環境部

第1項 活動方針

- 市上下水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
被害情報の収集と 応急復旧に向けた 準備	総務部 水道部 環境部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報(市災対本部)
施設の応急対策 活動	水道部 環境部	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報(市災対本部)
応援協定に基づく 市町水道施設応 急復旧活動	水道部	【発災24時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市内外被害情報(市災対本部)

第3項 対策

■市が実施する対策

【上水道施設】(水道部) (推進計画)

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

市上水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定（[【資料編】P80](#)）」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。[（【風水害等対策編】P202）](#)

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- オ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

[【下水道】（推進計画）](#)

1 被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

加えて、仮設トイレの設置準備を行い、迅速に避難所等に配備できるよう努める。

3 市町下水道施設応急復旧活動

(1) 下水道事業における災害時相互応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール」に基づき、県及び市町相互による応急措置等の応援を要請する。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策> (推進計画)

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア 関係部署等への情報伝達体制の確保

イ 施設・設備等の被害状況の把握

ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

(1) 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。

(2) 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。

(3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<LPガス販売事業者の実施する対策> (推進計画)

1 緊急対策

- (1) 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (4) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- (1) 危険箇所からの容器の引上げを行う。
- (2) 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給を行う。
- (3) 避難所への生活の用に供するLPガスの供給を行う。
- (4) 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給を行う。

3 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<石油商業組合の実施する対策> (推進計画)

1 緊急対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<固定通信事業者の実施する対策> (推進計画)

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化

- (ア) 対象地域に対するトラフィックそ通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

(イ) 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次・第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確認するまでの対策とする。

ア 対策

(ア) 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

(イ) テレビ・放送回線の救済

(ウ) 長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

(ア) 移動無線機等の活用

(イ) 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

(ウ) 中継送路のマイクロ方式による救済

(エ) 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確認するまでの対策とする。

ア 対策

(ア) 重要加入者及び重要専用線の救済

(イ) 公衆電話の復旧

(ウ) 孤立地域（村落）の通信途絶、解消

イ 復旧方法

(ア) 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

(イ) 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者の実施する対策> (推進計画)

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集の実施
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等の実施

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

第4節 公共土木施設の復旧・保全

【主担当部】：建設部、農水商工部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、市内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる施設や病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保するとともに、市民の生命・身体の保護を図るため、公共土木施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
施設の被害情報の収集	建設部 農水商工部	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・被害状況(道路管理者・防災関係機関(出先機関含む)・町内会・鳥羽磯部漁業協同組合・鳥羽志摩農業協同組合等)
人員及び資機材の確保等	建設部 農水商工部	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設部 農水商工部	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	・被害状況
危険箇所の周知	建設部 農水商工部	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	・被害状況

第3項 対策

■市が実施する対策

1 道路・橋梁にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路・橋梁の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

情報収集に当たっては、市管理道路の情報以外に国や県が管理する道路情報など、多様な手段

を用いて情報収集を行う。

道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し施設の復旧を図る。

(4) 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上でホームページ等を通じて危険箇所を市民等、施設利用者に周知する。

2 河川・海岸施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

水門等の管理者は、津波警報・注意報の発令を確認次第、門扉の閉鎖を行う。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

作業員等の安全が確認された後、現在工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見した場合は直ちに当該河川・海岸等の施設管理者に連絡をする。

(2) 人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員及び建設業者との応援協定等に基づき必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で障害物の除去や応急復旧の実施等、必要な応急措置を講じる。

(4) 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を市民等、施設利用者に周知する。

3 漁港施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等を踏まえ職員及び建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4) 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を市民等施設利用者に周知する。

4 農林業用施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

農林業用施設についての、的確な被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

応急復旧活動をするために、必要な人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに応急復旧工事に着手する。

特にため池施設については決壊による二次災害を防止するため地震発生後、速やかに点検を行い下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。

また、独自での応急復旧が困難な場合は県災対本部に応援要請を行う。

5 漁業用施設にかかる応急復旧活動

(1) 施設の被害情報の収集

漁業用施設についての、的確な被害情報の収集を図る。

(2) 人員及び資機材の確保等

応急復旧に必要な、人員・資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

第5節 ヘリコプターの活用

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、市内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
県防災ヘリコプターの応援要請	総務部	【発災1時間以内】 ヘリコプターによる活動でなければならない被害状況等が判明次第	・各町内会、自治会の被災状況(消防部)
自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請			
受入体制の構築	消防部	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・ヘリポートの被災状況(町内会、自治会、消防部、各施設管理者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 県防災ヘリコプター等の応援要請

(1) 県防災ヘリコプター

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

細部は「風水害等対策編 第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第4節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 1 県防災ヘリコプターの応援要請 (P162)」による。

※緊急時応援要請連絡先

三重県防災航空隊 Tel 059-235-2555 (日の出～日没)

Fax 059-235-2557

【資料編：16 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表】

(2) 三重県ドクターヘリ

市消防本部は、119番受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できる。(午前8時30分～午後5時又は日没までのいずれか早い方)

2 自衛隊、海上保安庁等へのヘリコプターの応援要請

「第3部 第1章 第3節 防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保（P137～145）」に基づき、自衛隊、海上保安庁等に対し航空輸送の支援要請を行う。

3 受入体制の準備

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるような、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

ただし、受け入れ準備のための時間的な余裕が無い場合・航空安全を確保できる人員が不在又は配置できない場合は、ヘリコプターを運航する機関の計画・指示による。

(1) 航空機派遣要請の受け入れ準備（基準）

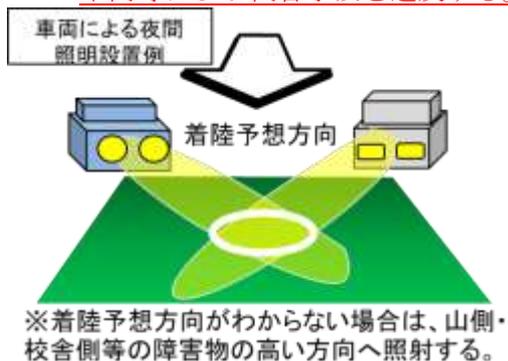
ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の気象状況（風向・風速、天候等）を努めて収集し、電話・防災行政無線等の方法で、県（防災対策部災害対策課防災航空班）に対し連絡を行う。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、努めて吹流しの設置又は発炎筒をたく等により着陸前に風向きを示す処置をする。

ウ 可能であれば、あらかじめ着陸場の中央等に石灰粉で直径 10m のヘリポートの記号（図3（P165））を描き、上空からの着陸に備えるとともに、航空機のダウンウオッシュ（吹きおろしの風）により土砂が巻き上がる恐れのある場所においては散水し、着陸予定時刻の10分前までには散水を完了する

エ 着陸場内に、テント・ブルーシート類、紙・布・板状の廃棄物や、電線等の線状障害物等がある場合、航空機は着陸を中止することがあるため、事前に確認し撤去・排除しなければならない。

オ 夜間（自衛隊に限る）は、照明設備のある施設については努めて夜間照明を点灯し、照明設備の無い着陸場においてはカンテラ等により着陸場所 15m 平方（大型ヘリの場合は 45m 以上）の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。なお、カンテラ等の照明が準備できない場合は車両等により代替手段を迫及する。



カ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートに指定された施設の管理者は市と連絡を保ち、現況を常に把握し、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市を経て県（防災対策部 災害対策課）にその概要（略図添付）を報告すること。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

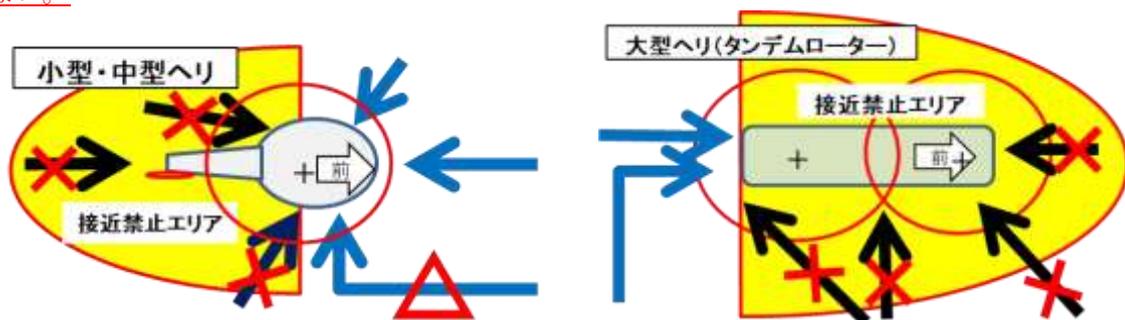
- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架設が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

(3) ヘリポートの設定に関する着意事項

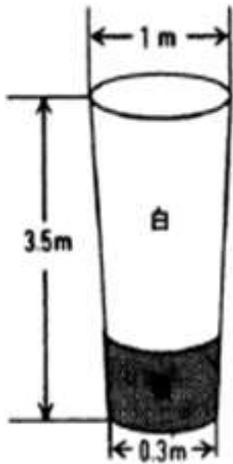
- ア ヘリコプターの機能を事前に確認すること。ヘリコプターは風に向かって通常12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。



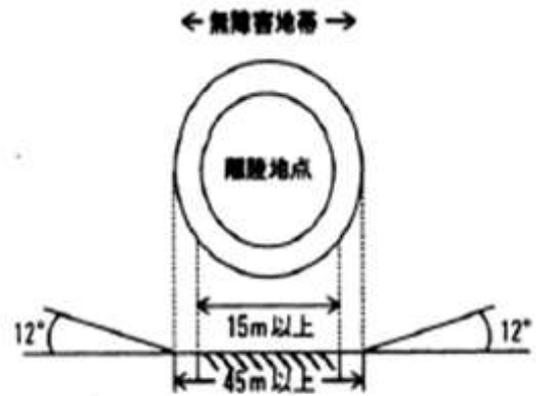
- イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ウ 四方に仰角9度(小型ヘリは12度)の以上の障害物がなく、離着に要する地積は(図2 (P181))による。
- エ 風の方向が分かるよう、可能であればヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。(図1)
- オ 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3 (P181))
- カ 物資を大量輸送する場合は、事前に個々の重量と総重量を計算して機長(調整担当者)に報告しなければならない。それができない場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- キ 大型車両等が進入できることが望ましい。(必要に応じ)
- ク 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)及び飛行経路(道路上を飛行・通過する場合、通行規制が必要となるため)を考慮すること
- ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること
- コ ヘリコプターの誘導は(経験者を除き)実施しない。
- サ ヘリコプターへの接近・搭乗・卸下については、現地誘導員の指示に従わなければならない。現地誘導員がない場合は、着陸後に搭乗者の指示があるまでヘリコプターには決して近づかない。



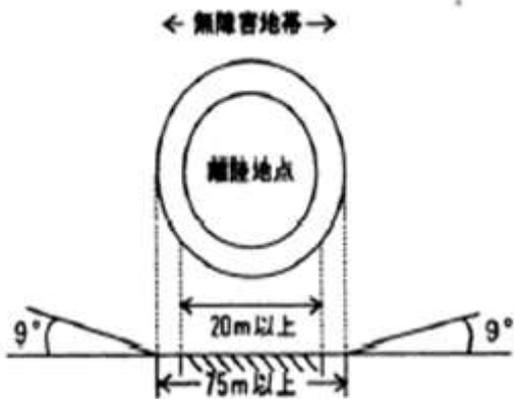
(図1 吹流し)



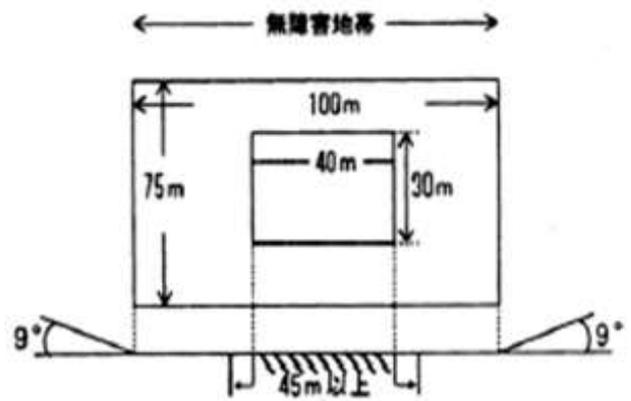
(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準
a 小型機 (OH-6) の場合



b 中型機 (UH-1) の場合

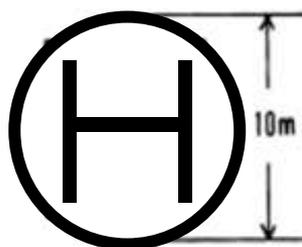


c 大型機 (CH-47) の場合



※離陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(図3) ヘリポート



第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動

【主担当部】：消防部

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター、ドクターヘリ等を有効に活用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
救助・救急活動の実施及び調整	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(市)
消防活動の実施及び応援・受援	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(市)
活動拠点等の確保	消防部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
資機材の調達等	消防部	【発災12時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 (市、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	消防部	【発災72時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

第3項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

市災対本部は、消防機関及び消防団等市の保有する全ての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

(推進計画)

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

本部長は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、市民避難時の安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 消防組織法等に基づく応援要請

本部長は、災害の規模が大きく、他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して、要請する。

<別紙1-2 応援等要請（知事あて）のための連絡事項>（様式はP185 参照）

- ・ 災害の状況及び必要な応援部隊
- ・ 出動を希望する区域及び活動内容
- ・ その他緊急援助隊の活動のために必要な事項

(3) 受援体制の確立

本部長は、県内の消防相互応援隊又は、緊急消防援助隊への応援出動を要請した場合は、消防本部が定める「大規模災害時における消防隊受援計画」に基づき、応援部隊との円滑かつ迅速な消防活動が実施できるよう、受入体制の構築に努める。

(4) 協定に基づく応援出動

他の市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(推進計画)

※【資料編】「消防防災業務相互応援協定(P71-74)」、「三重県内消防相互応援協定(P88-91)」

3 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。(推進計画)

4 資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

6 応援等の引き揚げ要請

本部長は、緊急消防援助隊指揮本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、市の区域内における緊急消防援助隊の活動終了の協議を行った上、知事に対して直ちに電話により、その旨を連絡する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県又は市の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

緊急消防援助隊応援要請様式

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第	報
〇〇	年 月 日 時 分

(消防庁長官又は三重県知事) 殿

鳥羽市長 氏 名

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇	年	月	日	時	分頃
災害発生場所	都道府県					市区町村
応援等要請日時	〇〇	年	月	日	時	分
出動を希望する区域・活動内容						
災害の状況	原子力施設等			被害		
	石油コンビナート等			被害		

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○をつける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊							
指揮隊	後方支援小隊			特殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊		
消火小隊	通信支援小隊				消防活動二輪小隊		
救助小隊	特殊 災害 小 隊	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊		
救急小隊		大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊		
水上小隊		密閉空間火災等対応小隊			その他()		
その他参考となるべき事項(必要資機材等)							

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○をつける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空 部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
その他参考となるべき事項(必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

第2節 医療・救護活動

【主担当部】：健康福祉部

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、町内会等
医薬品等の確保	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	健康福祉部	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、町内会等

第3項 対策

■市が実施する対策

1 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、伝達に努める。

2 医薬品等の確保

- (1) 医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、志摩医師会及び鳥羽志摩薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、三重県に対して医薬品等の提供の要請を行う。
- (2) 市外からの救急医療物資は、市内の備蓄拠点に集積し、救護所等に搬送する。

3 医療・救護活動

(1) 医療救護班の編成

被災地の現場において、医療の必要があるときは、実施責任者は、志摩医師会の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。

ア 医療救護班の編成基準

医師（班長）、看護師その他補助要員

※班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

イ 医療救護班等の派遣及び配置調整

(ア) 医療救護班の配置調整については、志摩医師会の助言を得て行うことができる。

(イ) 災害発生直後においては、市長からの派遣要請を待たなくても、編成協力医師等の判断で自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

ウ 医療救護班等の連絡体制

医療救護班等の連絡体制については、緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

ア 医療救護班等の派遣による実施（救護所）

(ア) 設置時期

災害発生直後数日間

(イ) 設置者

鳥羽市

(ウ) 設置場所

災害の様態に応じて、避難所の中から市災対本部長と志摩医師会が協議し、適切な場所に設置する。

(エ) 業務

救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷患者で医師の治療を必要とする者の処置を行うものとする。

- ・重症患者・中等症患者・軽症患者の振り分け（トリアージ）
- ・医師の治療を必要とする軽症患者の処置
- ・必要に応じた重症患者・中等症患者の応急処置
- ・救護病院等への収容指示（患者搬送手配）
- ・死体の確認・一時保管・遺体安置所への搬送手配
- ・医療救護活動の記録

イ 被災地の医療機関による実施

実施責任者は、救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間に医療を実施することが適当でないときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

ウ 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

実施責任者は被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急医療等の医療機関の協力を得て実施する。

エ 災害拠点病院による実施

実施責任者は、被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

オ 患者搬送及び収容の実施

実施責任者は、医療救護班等または被災地の医療機関で対応できない重篤患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関に搬送し、医療を実施するものとする。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

上記によってもなお、受け入れが困難な透析患者等について、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受け入れ可能な地域への移送を行う。

カ 応援等

実施責任者は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、三重県に対して医療救護班等の派遣要請を行う。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 医療、救護活動

(1) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療機関による方法

(ア) 医療機関は、施設及び設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

(イ) 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

2 負傷者の搬送

消防機関は、要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第2部 第4章 第1節「輸送体制の整備」(P73)により応急的に措置するものとする。

また、緊急があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者（及び家族・支援者等）は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

【主担当部】：総務部、税務部、消防部、健康福祉部

第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難の指示等が市長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして市民への広報に取り組む。
- 県及び災害時相互応援協定市町の協力を得て広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、地区指定員及び税務部が連携して避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
避難の指示等及び市民等への伝達	総務部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (気象庁<津地方気象台>)
避難場所への避難誘導	消防部	【発災直後】 津波警報等発表後速やかに	・津波警報等 (気象庁<津地方気象台>)
避難所への避難誘導	各部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・津波警報等の解除 (気象庁<津地方気象台>)
避難所の開設及び運営支援	総務部 税務部	【津波警報等解除後】 津波警報等解除後速やかに	・避難所の開設、支援要請情報等 (避難所運営委員会、地区指定員等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 避難の指示等及び市民等への伝達

(1) 避難の指示等

ア 警報の発表区分

気象庁(津地方気象台)が「津波予報区 (P153)」の「三重県南部」に対し以下の津波警報等を発表した場合は、対象地域の市民に対して、直ちに避難を指示する。

警報の種類	発表基準	発表内容(※)		想定される被害
		約3分後	約15分後	
大津波警報	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合	巨大	10m超 10m 5m	・木造家屋の全壊・流出 ・人は流れに巻き込まれる。
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合	高い	3m	・標高の低いところでは浸水 ・人は流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合	二	1m	・養殖いかだ流出 ・小型船舶は転覆 ・海の中の人は巻き込まれる。

※M8を超える巨大地震の場合の例(巨大地震以外の場合は約3分後に5段階数値で発表される。)

上記のほか、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

イ 避難指示の対象地域：鳥羽市全域※

警報の種類	市内における対象地域
大津波警報	「想定上最大クラス」の津波により浸水が想定される地域
津波警報	
津波注意報	漁業従事者、沿岸周辺の市民・海水浴客等の旅行者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象

※池上町・屋内町・若杉町・岩倉町・河内町・松尾町・白木町の各町内にかかる津波浸水域には住家は存在しないが、事業所・学校等が所在することから、警報・注意報は全域に発令する。

【遠地震の場合】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達するまで相当の時間がある場合は、気象庁が津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する。

ウ 避難の勧告又は指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

エ 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難場所
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

オ 避難指示等の解除

市長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難の指示等の市民等への伝達

ア 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、市民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

イ 市民等に対する周知

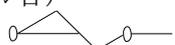
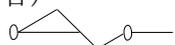
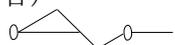
(ア) 市民への伝達方法等

避難指示等を発表したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- a 防災行政無線、とばメール、エリアメール、サイレン、広報車等による周知する。
- b 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターを要請する。
- c 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請する。
- d 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者への避難情報の提供を行う。

(イ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

余いん防止付 サイレン信号	(30秒サイレン音) 	(30秒サイレン音) 	(5秒休止)		(5秒休止)
------------------	---	---	--------	---	--------

信号にあたっては、適当な時間継続する。

(ウ) 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

2 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

3 避難所への避難誘導

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行う。

なお、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

避難の順序は原則として次のとおりとする。

- ア 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者及びこれらに必要な介助者
- イ 一般市民
- ウ 防災関係者

(2) 移送の方法

ア 避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

イ 必要に応じて誘導ロープを使用して安全を図る。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営支援

(1) 避難所の開設

ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また、介護を要する要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、介護を要しない要配慮者については、三重県災害対策本部に「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」に基づく提供要請を行う。

さらに、避難先を確保する必要がある場合、それらの施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、宿泊施設を借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

ウ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

エ 感染症等の流行期においては、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員（避難所別）

ウ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営支援及び管理

ア 自主防災組織・町内会等は、避難所の運営及び管理にあたって避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

(7) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、地区指定員は、開設当初に支援するが、避難所の運営主体は自主防災組織・町内会等であり、必要に応じて、市に対し支援を求める。

(4) 食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

(5) 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(6) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

(7) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

イ 市は避難所の適切な運営及び管理のため、次のことに留意して支援を行う。

(7) 避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(8) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

(9) 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

(10) 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「■市が実施する対策 1 避難の指示等及び市民等への伝達 (1) 避難の指示等(P190)」に掲げる避難勧告又は避難指示を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

3 避難誘導（公共交通機関）

(1) 東海旅客鉄道（株）

駅において、駅長は被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難についての駅員の指示に従うよう協力を求める。

列車内において、乗務員は被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出援護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄りの駅）に連絡の方法を講じる。

(2) 近畿日本鉄道(株)

乗務員及び係員は、状況を的確に判断し旅客の避難誘導を行い二次災害の防止に努める。

(3) 三重交通(株)(鳥羽市営路線バス)

乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において、乗客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

運行を中断したときは、速やかに車内に現存する乗客の人員を把握し、乗客の生命に危機が予想される場合は、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 津波からの自衛措置

(1) 市民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部市民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の市民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健全な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるところに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

【主担当部】：健康福祉部

第1項 活動方針

- 市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 市は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	健康福祉部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (町内会等、要配慮者関連施設)
外国人支援	健康福祉部 <u>関係部</u>	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (町内会等、要配慮者関連施設)
避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難行動要支援者の状況把握次第	・避難行動要支援者の被災状況
避難所での生活が困難な要配慮者対策	健康福祉部	【発災24時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・要配慮者の被災状況
要配慮者の保健・福祉対策等	健康福祉部	【発災24時間以内】 避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (町内会等〈避難所〉)

第3項 対策

■市が実施する対策

- 1 要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

※「市HP」「避難掲示板（防災ボード）」の多言語表記、市内各避難所への「多言語表示シート」について更に充実を図る。

参考・「Safety tips」（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ：観光庁監修）
・「NHK WORLD-JAPAN」（外国人向け情報提供）

3 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

4 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、介護を要し避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

また、大規模災害においては「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書(R2.2.10)」に基づく協定施設を積極的に活用し、可能な限り早い段階から避難誘導できるよう取り組む。申請は別紙(P198)により知事に対して行う。

5 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 市民等による取組み

市民、自主防災組織、町内会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、「Myまっぷらん」等によりあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域・市民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

別紙（「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書」関連）

別記様式第1号（協定第4条関係）

災害時における宿泊施設の提供要請書

第 年 月 日 号

三重県知事 ○○ ○○ 様
（子ども福祉部 子ども福祉総務課）

鳥羽市長

このことについて、災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の支援について協力をお願いします。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

内 容	期 間	地 域	要配慮者等 の人数	備 考

第3節 観光客等の帰宅困難者の安全確保

【担当部】：観光部

第1項 活動方針

○市は、観光客等の帰宅困難者の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
観光客等の帰宅困難者支援	観光部	【発災24時間以内】 帰宅が困難と判断したとき	・帰宅困難者の受入可能施設 (市観光協会、観光事業者等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 観光客等の帰宅困難者支援

(1) 災害時の公共交通機関及び観光施設等の運行・運営状況の確認及び情報共有

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有を図る。

(2) 避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信を行う。

(3) 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と地域住民と連携した帰宅困難者の避難誘導を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入れ

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、帰宅困難者一時受入を要請する。[【資料編】15-44「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定\(P196\)」](#)

■市観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

(1) 情報の共有

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有を図る。

(2) 観光客等の帰宅困難者の避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関で帰宅困難者の避難状況等および避難誘導等の情報収集や発信を行い、市へ報告をする。

(3) 観光客等の帰宅困難者の避難誘導

各団体及び各事業者で帰宅困難者の避難誘導を図る。

(4) 観光客等の帰宅困難者一時受入への協力

- ア 各団体及び各事業者で帰宅困難者への情報提供を行う。
- イ 各団体及び各事業者で安否確認のための体制整備を行う。

(5) 備蓄食料の提供

各団体及び各事業者で備蓄食料の提供を行う。

(6) 代替輸送

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送を行う。

第4節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【主担当部】：教育部、健康福祉部

第1項 活動方針

○地震発生時には、学校・保育所等関係者、防災関係機関が協力して児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
登下校時の児童・生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
夜間・休日等における対応	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)
学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供	教育部 健康福祉部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被災状況(学校・保育所等)
児童・生徒等の下校時の保護継続の判断	教育部 健康福祉部	【発災12時間以内】 下校経路・手段等の状況に応じて	・被災状況及び救助活動の状況 (学校・保育所等)

第3項 対策

■市と学校・保育所等が実施する対策

1 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

(1) 学校・保育所

- ア 学校・保育所等の教職員等は、地震による校舎等の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童・生徒等を誘導する。(推進計画)
- イ 児童・生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により安否確認を行い、市災対本部に対し安否情報を報告する。行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。
- ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報を報告する。

- (2) 市災対本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合は、当該学校・保育所等や計画避難先に、移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

2 登下校時の児童・生徒等の安全確保

(1) 学校・保育所等

- ア 学校・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の登下校時に人的・物的被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに児童・生徒等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。
- イ 学校・保育所等の教職員等は、児童・生徒等の安否の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。
- ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報等を報告する。

(2) 市災対本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合には、当該学校・保育所等や計画避難先に移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

3 夜間・休日等における対応

(1) 学校・保育所等

- ア 学校・保育所等の校長、園長、所長及び学校防災計画等であらかじめ指定された教職員等は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。
- イ 地震により児童・生徒等に被害が見込まれる場合は、児童・生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、市災対本部に対し安否情報を報告する。
- ウ 通信手段の途絶等により市災対本部に安否情報を報告できない場合は、市災対本部までの移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報等を報告する。

(2) 市災対本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合には、当該学校・保育所等や計画避難先に移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

4 学校・保育所等の被害状況の把握・情報提供 (市対策本部)

市災対本部は、学校・保育所等の人的被害及び施設の被害状況を各学校・保育所等から収集し、整理する。また、児童・生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況の情報等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

5 児童・生徒等の下校時の保護継続の判断 (学校・保育所等)

- (1) 帰宅経路等の安全が確認できた児童・生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらう などあらかじめ定められた方法により下校させる。
- (2) 保護者が迎えに来ることができない児童・生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。 (推進計画)

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

市民や自主防災組織、町内会等は、学校・保育所等と協働し、地域全体で児童・生徒等の安全確保に努める。

第5節 ボランティア活動の支援

【主担当部】：市民部

第1項 活動方針

- 災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、市災対本部、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害ボランティアセンターの設置	市民部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	・被災状況 (町内会等)
災害支援団体との連携			

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンターの設置

市災対本部と市社会福祉協議会は、連携してボランティア活動に対する支援及び調整窓口として「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき災害ボランティアセンターを設置し、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンターへの支援

災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。

また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

(2) 災害ボランティアの受け入れ支援

一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な災害支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織及び町内会等は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティア要請への調整（コーディネート）を行う。

2 災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入支援を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動

【主担当部】：健康福祉部、環境部

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
実施体制の確立	健康福祉部 環境部	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況 (町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施体制の確立

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

(ア) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

- a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
- b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
- c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

(イ) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市は、(公社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、ペットの救護所を(公社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。(推進計画)

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負う事を前提に、ペットと共に同行避難を行う。

また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動

【主担当部】：総務部

第1項 活動方針

○災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集、救出・救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、鳥羽警察署と連携をとる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災1時間以内】 発災後直ちに	・鳥羽警察署

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害警備活動における警察との連携

市災対本部は、発災後、速やかに鳥羽警察署と連携をとり、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を鳥羽警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保等について協力する。

■鳥羽警察署が実施する対策

1 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
- (2) 災害警備本部の設置
- (3) 警察災害派遣隊の派遣要請

2 災害警備活動の実施

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

■その他の防災関係機関が実施する対策

鳥羽海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・市民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い

【担当部】環境部、消防部

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 市は、関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の開設及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
行方不明者の搜索	消防部	【発災直後以降】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、防災関係機関等)
検視場所・遺体安置所の開設	環境部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 (町内会等、防災関係機関等)
遺体の収容、処理	環境部	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	・遺体の発見・検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (町内会等、防災関係機関等)
遺体の埋火葬等	環境部	【発災後72時間以内】 遺体の検視、検案身元確認後速やかに	・遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (町内会等、防災関係機関等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 行方不明者の搜索

(1) 実施者及び方法

市災対本部において警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は行方不明者が流失等により他の市町にあると認められるとき等にあつては、隣接する市又は行方不明者漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- イ 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等

※「三重県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に準ずる。

- ウ 応援を求める人数又は舟艇器具等
- エ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

鳥羽警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、鳥羽警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに鳥羽警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市災対本部と医療救護班(志摩医師会)等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部等において実施できないときは、県へ要請を行う。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、協定締結団体等に協力を求め、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災対本部等において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬等

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

- (1) 埋火葬の実施は、市災対本部において、市火葬場の被害状況を確認し、直接火葬もしくは土葬に付す。
- (2) 埋火葬の実施が、市災対本部でできないときは、前述の「<市が実施する対策> 1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 警察の対策

市と連携のもと、行方不明者の捜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

2 志摩医師会の対策

市の指定する遺体の検視場所等において死亡の確認等を行うものとする。

3 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

4 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

5 三重県葬祭業協同組合等の対策

三重県葬祭業協同組合等は市の要請に対して、葬祭用品の供給等について協力する。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保

【主担当部】：総務部、定期船部、消防部、建設部

第1項 活動方針

○南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
市が所有する車両・船舶の確保	総務部 定期船部	【発災直後】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・車両・船舶の被害状況(各部)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部 総務部 消防部	【発災直後】 発災後速やかに	・道路・港湾ヘリポート等の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 <u>市民部</u> 定期船部 <u>消防本部</u> <u>建設部</u> <u>農水商工部</u>	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・輸送手段の要請(県・各協定締結団体)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市が所有する車両・船舶の確保

各部等が所有する公用車及び定期船部が所有する船舶の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、物資拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保及び応援要請

(1) 緊急輸送が必要となった場合、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 ■市が実施する対策 2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策(P76~77)」に基づき要請を行う。

要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

(2) 応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要する時は、電話又は無線等をもって要請し、じ後に文書を送付する。

■防災関係機関等が実施する対策

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 2 輸送等を担う防災関係機関等を対象としたが実施する対策 (P76~77)」に準じる。

■その他の応急対策実施機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給

【主担当部】：総務部、市民部、税務部、農水商工部、定期船部、健康福祉部

第1項 活動方針

○市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
<u>支援物資の受入と避難所への輸送</u>	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別備蓄在庫・ <u>不足</u> 状況 (<u>避難所</u>)
必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】	・市外からの物資等配送状況 (県、協定締結団体等)
災害義援品(物資等)の <u>処置</u>	健康福祉部	【発災後、随時】	・避難所別物資等不足状況 (総務部、 <u>税務部</u>)
物資拠点の開設	<u>農水商工部</u>	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資配送状況 (総務部)
物資拠点の運営	農水商工部	【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第	・市外からの物資等配送状況 (総務部) ・避難所別物資等不足状況 (<u>税務部</u>)
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況 (<u>避難所・税務部</u>)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 支援物資の受入と避難所への輸送

市は避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

また、

また、南海トラフ地震等の大規模災害時における県・国からの支援物資(プル型・プッシュ型支援)の受入れは「三重県広域受援計画」に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

この際、状況により民間物流機関又は他市町等職員の支援を積極的に活用する。

2 必要物資等の支援要請

(1) 被災者に対する食料供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日2回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：市民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生 12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生 24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生72時間後～：市民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 避難者に対する生活必需品等の供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・地震発生 1～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・地震発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

(4) 県に対する物資等支援要請

物資等が不足している場合は、県に対して支援を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、県の指示を受けられない場合は農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(5) 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

市は「たすけあい制度」に登録している個人や企業等が、支援が可能な状況であれば、支援を要請する。

3 災害義援品（物資等）の処置

(1) 災害義援品の受付

災害義援品は国・県・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等により仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。

(2) 災害義援品の配分

災害義援品は物資拠点において、受払簿等を作成し、受付状況を記録し、各避難所へ配分する。

(3) 災害義援品の処分

個人等から送られた配分が困難な以下の物品等については、換金・リサイクル等により災害義援金として活用する。

・使用済み（中古）衣類・毛布等、家電品、食品、各種品目が混載された荷物、直ちに避難所生活に必要とは判断できない物品等

4 物資拠点の開設

市は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設する。

5 物資拠点の運営

開設した物資拠点において、市の物資等、県等からの支援物資等、災害義援品等を受入、管理を行い、各避難所の物資等不足状況を踏まえ、避難所ごとに必要な物資等を振り分け、避難所への輸送が速やかに行われるようにする。

また、物資拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築する。

6 物資等の輸送

(1) 陸上輸送（市民部）

物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。離島への輸送については海上輸送拠点（鳥羽港）まで陸上輸送を行う。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（P71）を参照）

(2) 海上輸送（定期船部）

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送若しくは輸送人員に変動されるが、原則、市の管理する定期船を活用することとする。

（「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」（P73）を参照）

(3) 空中輸送（総務部）

陸上・海上の交通の途絶に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して空中輸送の出動要請をする。（「第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」（P177）を参照）

■ 町内会等・企業等が実施する対策

1 地域における物資の調達

町内会等は、災害時の食料等は原則として個人・地域で準備するものであるという考えのもと、地域内においても食料等を調達するように努める。

2 大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

町内会等は、市のたすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、協力を求め、物資等を提供してもらう。

第3節 給水活動

【主担当部】：水道部

第1項 活動方針

- 市は応急給水活動の総合調整及び給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
飲料水の確保	水道部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
津波被害への対応	水道部	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の調整	水道部	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)
応急給水活動の実施	水道部	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市水道事業者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、応急給水拠点や配水池等で供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌し、飲料水を確保することを検討する。

2 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

3 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定【資料編】15-5 (P80)」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

4 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

市は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

3 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や市民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

地震発生後3日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。
また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 海上災害への対策

【主担当部】：総務部

第1項 活動方針

- 本市地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油事故が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
海上保安庁及び関係機関との連携・協力	総務部	【発災後直後】 発災後速やかに	・一般船舶や沿岸住民へ災害情報を伝達 (海上保安部、各関係機関)

第3項 対策

■市が実施すべき対策等

1 海上保安庁及び関係機関との連携・協力

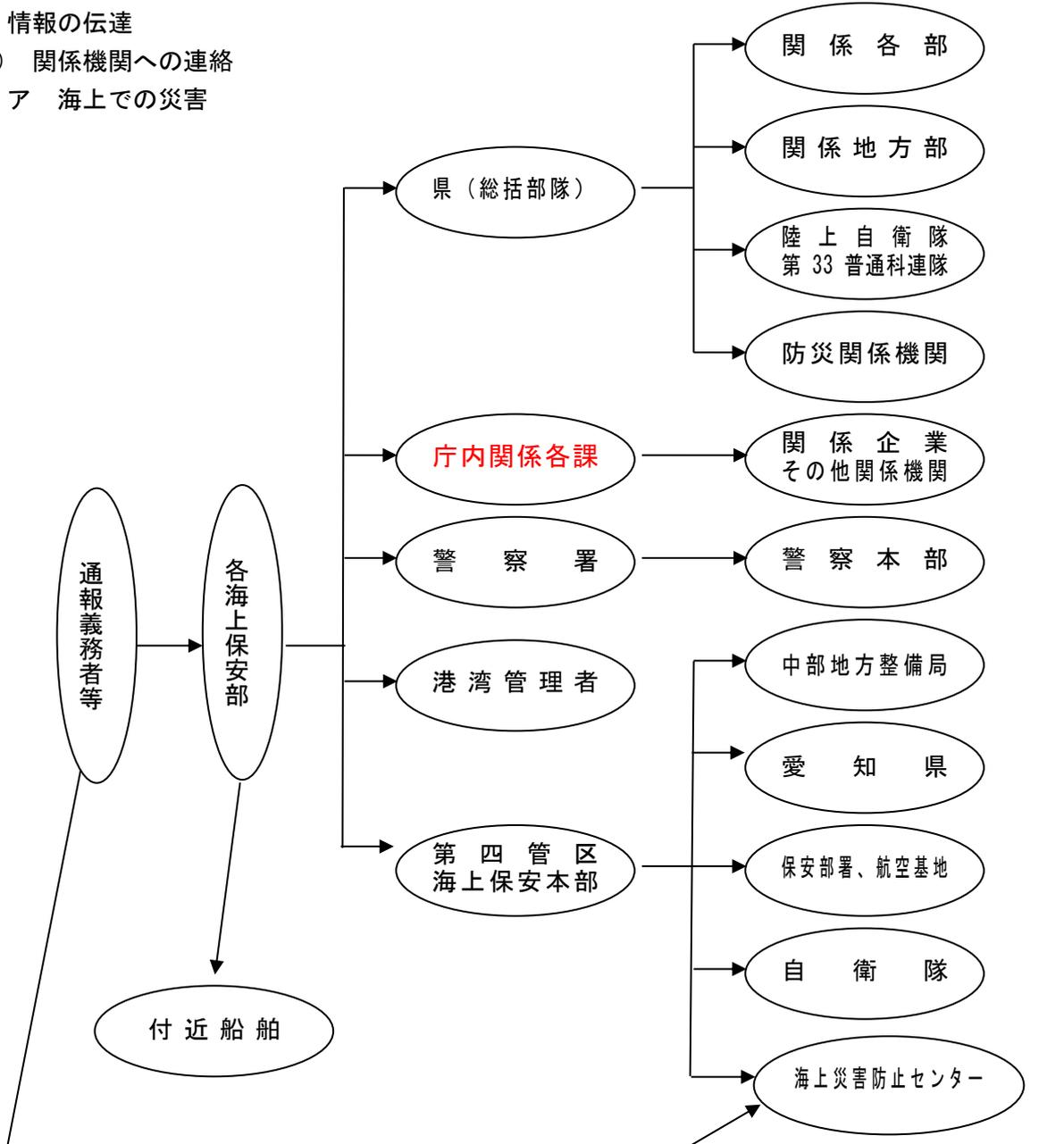
市災対本部は、発災直後速やかに計画関係者共通事項に基づき、海上保安庁及び関係機関と連絡をとり、必要な協力を行って海上災害から市民等を保護する。

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

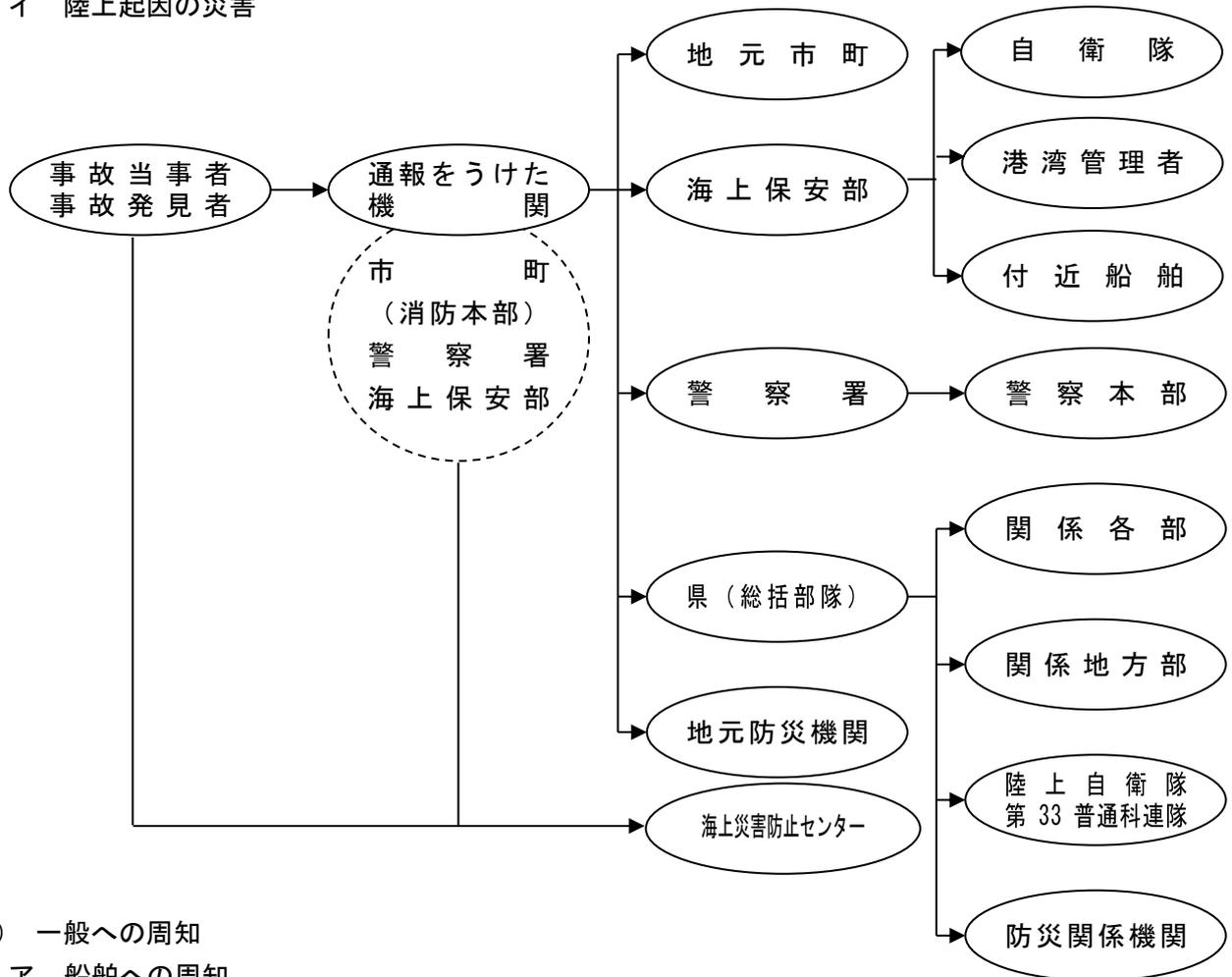
(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



* 海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安部長官からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上起因の災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無 線 通 信 ・ 電 話	付近船舶〃
関係海上保安部	〃	〃
放送局 (NHK・民放)	ラ ジ オ ・ テ レ ビ 放 送	港内船舶
関係海上保安部	船 舶 拡 声 器 に よ る 放 送	〃
関係警察署	〃	

イ 沿岸市民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町 (消防機関)	広 報 車 か ら の 放 送 等	1 災害の状況
関係警察署	〃	2 防災活動の状況
関係海上保安部	巡 視 船 艇 か ら の 放 送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
放送局 (NHK・民放)	テ レ ビ ・ ラ ジ オ 放 送	4 避泊準備等一般的注意事項
		5 その他必要事項

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

また、油流出事故の場合、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

(1) 流出油並びに火災対策

- ア オイルフェンス展開による拡散防止
- イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
- ウ 消火
- エ 防災資材の輸送
- オ 人命の救助、救護
- カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- キ 通信連絡

(2) 津波対策

- ア 船舶並びに沿岸住民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、海上保安部、海上災害防止センター、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」「四日市港湾災害対策協議会」「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

発災船舶等は、海上保安部への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。

海上保安部は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、

措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安部に連絡する。

また、海上保安部は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

- ア 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- イ 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ウ 火気使用禁止措置
- エ 事業所内での危険区域の設定
- オ 住民に対する広報活動
- カ 流出油の回収措置
- キ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(4) 市の措置

- ア 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 市民に対する広報
- エ 避難の勧告、指示及び誘導
- オ 防災資機材の調達搬入
- カ 他市町に対する応援要請
- キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ク その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県の措置

- ア 災害情報の収集
- イ 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
- ウ 沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
- エ 自衛隊、他府県等に対する応援要請
- オ 関係機関が実施する応急対策への必要な協力
- カ その他の災害の規模に応じた措置

(6) 県警察の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 危険区域内への立入禁止等
- ウ 被災者の救助
- エ 避難の指示及び誘導
- オ その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 陸上での火気使用禁止措置
- ウ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- エ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- オ 海上保安部との連絡調整
- カ その他の災害の規模に応じた措置

(8) 海上保安部等の措置 (推進計画)

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ウ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- エ 流出油の拡大防止措置
- オ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- カ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- キ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ク 消防本部との連絡調整
- ケ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- コ 協議会に対する協力要請
- サ 自衛隊の災害派遣要請
- シ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第2節 危険物施設等の保全

【主担当部】：消防部

第1項 活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
二次災害発生防止の緊急措置、二次災害応急対策	消防部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設、毒劇物施設の被害情報及び可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報等(市災対本部)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 二次災害防止の緊急措置

(1) 危険物施設

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

(2) 高圧ガス施設

二次災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請をする。
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去をする。
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限を持つ。

2 二次災害応急対策

(1) 高圧ガス施設

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

(2) 毒劇物施設

警察署、市、消防署は県から毒物劇物保有状況等の情報提供を受ける。

また、市及び警察署は、関係機関と連携し、以下の措置を講ずる。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等を防止する。
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散を防止する。
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立を図る。
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化を図る。

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合には、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る。

(毒物及び劇物取締法第16条の2)

＜海上保安庁の実施する対策＞

1 海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- (1) 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。
- (2) 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

2 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当部】環境部

第1項 活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
生活ごみ等処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(町内会等) ・生活ごみ等発生状況(町内会等)
し尿処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(町内会等) ・し尿処理状況(町内会等)
災害がれき処理	環境部	【発災 3 日以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(町内会等) ・災害がれき発生状況(町内会等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合の[やまだエコセンターにおいて](#)、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、鳥羽志勢クリーンセンターによることを原則とする。

3 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行う。また、発災後は速やかに「市災害廃棄物処理計画」に基づき、「市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

発災後策定した「市災害廃棄物処理実行計画」に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当部】：建設部、健康福祉部

第1項 活動方針

- 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で、直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
<u>住宅関連情報の受発信</u>	健康福祉部 建設部	【発災後 24 時間以降】 市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・ <u>応急仮設住宅のニーズ</u> ・ <u>住宅や宅地の被災状況(被災者)</u>
<u>被災建築物応急危険度判定等の実施</u>	建設部	【発災 24 時間以内】 被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置 次第、速やかに	・ <u>住宅や宅地の被災状況(住宅相談窓口)</u>
応急仮設住宅等の確保	健康福祉部 建設部	【発災後 3 日以降】 速やかに	・ <u>応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)</u> ・ <u>建設資材の確保状況(県災対本部)</u>
応急仮設住宅等の受付・入居	建設部	【発災後 3 日以降】 速やかに	・ <u>応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)</u>

第3項 対策

■市が実施する対策

1 住宅関連情報の受発信

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

(3) リ災証明書の交付

り災証明書の交付については、「第4部 第1章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 (P239)」による。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のために、市営住宅を始めとする公営住宅の活用及び民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅（みなし仮設）として確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた市が行う。

建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。

プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携を行い、災害のため住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を(公社)県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

4 応急仮設住宅等の受付・入居

応急仮設住宅等の確保ができ次第、入居希望者への周知を行い、建設部が窓口となり入居を受け付ける。

第3節 文教等対策

【主担当部】：教育部

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復を目指す。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を把握し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第3項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
学校施設等の一時使用措置	教育部	【発災後3日以内】	・避難状況(学校等)
応急教育の実施判断	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
教職員の確保	教育部	【発災後3日以内】	・教職員安否情報(学校等)
給食の措置	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
被災児童・生徒の保健管理	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(学校等、保護者等)
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(学校等)
指定文化財の保護	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(管理者、所有者等)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校等においては、施設管理者として、市が開設する避難所設置時の初期対応や避難所の運営に対し協力する。
- (2) 災害応急対策のため、学校等の一時使用の要請があった場合、施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させることができる。
- (3) 避難所となった学校等では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得る。

2 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行う。
- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3) 校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設等、公民館、その他公共施設及び民有施設等の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

- (4) 応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに保護者等に対し、メール、ホームページ等で周知する。避難した児童・生徒の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- (5) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市災対本部（教育部）は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童・生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等をもって臨時的に任用し補充する。

教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請する。

4 給食の措置

- (1) 救助法の適用の場合の炊出しによる。
- (2) 給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。
- (3) 給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。
- (4) 施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。
- (5) 施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

5 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 学校等では、教職員が分担し児童・生徒の状況を把握し、安全指導や生活指導、心のケア等を行う。
- (2) 学校等の設置者は応急処置器材を、各学校等に整備し、養護教諭等が救急措置にあたる。
- (3) 市災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童・生徒の安全指導、生活指導や心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校等へ専門家を派遣する。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害（全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水）を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 給与の限度

区 分	小 学 生	中 学 生
教 科 書 代	実 費	実 費
文房具・通学用品	4, 100円以内	4, 400円以内

(注1) 教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

(注2) 上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。
教科書については、所要冊数を三重県教科書配給所を通じて教科書会社より取り寄せて配給する。
学用品等は、必要量を確保し、被災児童・生徒又は応急教育の実施場所に急送する。

(4) 給与をする期間

災害発生の日から、教科書については1箇月以内、学用品については15日以内とする。これは物資が最終的に被災児童・生徒の手に渡る期間を言う。

7 指定文化財の保護

(1) 被害報告：国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 応急対応：国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示、指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■市民が実施する共助・自助の対策

市民は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。

第4節 災害義援金等の受入・配分

【主担当部】：健康福祉部

第1項 活動方針

○災害義援金の募集、保管、輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(主な収集先)
実施機関の設置	健康福祉部	【発災直後】 災害発生後速やかに	・被害状況 (町内会等)
災害義援金の募集	健康福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	・募集体制構築状況 (実施機関)
災害義援金の保管	健康福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	・災害義援金の受入状況 (実施機関)
災害義援金の配分	健康福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	・被害状況の把握 (被災者)

第3項 対策

■市が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金の募集、輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

なお、災害義援品については、「第3部 第5章 第2節 第3項 ■市が実施する対策 3 災害義援品(物資等)の処置(P213-214)」を参照

2 災害義援金の募集

市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。

※原則として個人からの災害義援品は募集・受領ともに実施しない。

3 災害義援金の保管

災害義援金の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。その際、災害義援金及び見舞金については、市災対本部(健康福祉部)において一括とりまとめ保管する。

4 災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう配分する。

なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。

■ 地域・市民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・市民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定の手続き

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

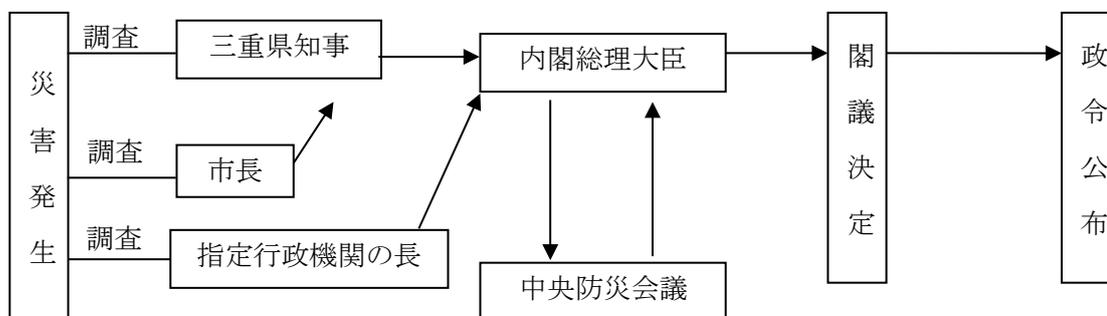
■市と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、市及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公立学校施設災害復旧事業
- (ウ) 公営住宅災害復旧事業
- (エ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (オ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (カ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (キ) 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (7) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- (オ) 感染症予防事業に関する負担の特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (7) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (7) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (エ) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(1) 激甚災害に関する調査

- ア 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- イ 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、市が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受け取るための手続きを行う。

【主担当課】 ・企画財政課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 市と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■市と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（税務課、健康福祉課）

(1) 被災者台帳整備

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。

[※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「被災者台帳」参照](#)

(2) 被害家屋調査の実施及び判定基準

災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務部が被害家屋調査を実施する。

り災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（H13内閣府政策統括官通知）」及び同運用指針に沿った被害家屋調査を行うこととする。

なお、被害家屋調査は、原則として外観目視調査とし、判定結果に対して被災者等から再調査の申請があった場合は、申請者の立会い調査を行う。

[※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「災害に係る住家の被害認定について（R2.3）」
住家被害認定調査票（地震による被害）等を参照](#)

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

[※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「罹災証明書について」参照](#)

ア り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- (ア) 全壊（全焼・全流出）、半壊（半焼）
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ り災証明書の発行

り災証明は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が存在する消防長が行う。

り災証明書の発行にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。

申請は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等によるものとし、被災者台帳により確認し発行、り災証明書発行台帳を整備する。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（健康福祉課）

ア 災害援護資金

(ア) 実施主体：市

(イ) 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害

(ウ) 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財の損害を受け、かつ、以下のいずれかに該当する世帯の世帯主

a 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね一か月以上

b 家財の1/3以上の損害

c 住居の半壊又は全壊・流出

d 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

(ア) 実施主体：市

(イ) 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を養育している者が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに扶養している児童の福祉を増進するために活用する場合、及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。ただし、現に扶養する子等のいない寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子の場合は、前年度所得が政令で定める以下の者を原則とする。

(ウ) 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

(エ) 借入手続：貸付を受けようとする者は、市福祉事務所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して、市福祉事務所を経由して県に提出する。

(オ) 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

a 事業開始資金

b 事業継続資金

c 住宅資金

d 技能習得資金

e 生活資金

f 就職支度資金

g 修学資金

h 転宅資金

i 就学支度資金

J 修業資金

k 医療介護資金

l 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- (ア) 実施主体 : 県社会福祉協議会
- (イ) 受給者 : アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
低所得者世帯、障がい者の属する世帯、及び高齢者世帯。
- (ウ) 貸付限度額 : 貸付資金の種類に応じて貸付
- (エ) 借入手続 : 貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を経由して県社会福祉協議会に提出する。
- (オ) 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・緊急小口資金
 - ・療養費
 - ・介護費等
 - ・福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・障がい者等福祉用具購入費
 - ・障がい者自動車購入費
 - ・生業費
 - ・技能取得費
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（健康福祉課）

ア 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害で、対象となる災害は以下のとおり

- (ア) 市内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- (イ) 市内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (ウ) 県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (エ) 県内において①又は②の市町が発生した場合において、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
- (オ) (ア)、(イ)又は(ウ)の区域に隣接している場合で、市内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害
- (カ) (ア)若しくは(イ)の区域を含み、または(ウ)に該当する都道府県が2以上ある場合で、市内において2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進する。

なお、住宅に関する情報提供については、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューを示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、市及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定¹の早期実施が得られるよう努める。

■市が実施する対策

1 市税の徴収猶予及び減免等の対策（税務課）

被災者の市税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、鳥羽市市税条例等に定めるところに従って救済を図る。

2 介護保険料の減免及び徴収猶予の対策（健康福祉課）

被災者の介護保険料の減免、徴収猶予については、鳥羽市介護保険条例の定めるところに従って救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<県が実施する対策>

1 県税の徴収猶予及び減免等の対策

- (1) 災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災者に対する県税の減免を行う。
なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災者の救済を図る。
- (2) 広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等において、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延期する。

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

(ア) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

(イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所・臨時職業相談所の開設

(ア) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

(イ) 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した住民及び市内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

【主担当課】

・総務課、税務課、建設課、健康福祉課

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 本市が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「鳥羽市震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「鳥羽市震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、復興対策ができるよう、復興方針の事前検討及び復興指針(仮称)の策定を行う。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 鳥羽市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「鳥羽市復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「鳥羽市震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「鳥羽市復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

ア 計画的復興への事前整備

- (ア) 復興体制の整備
- (イ) 復興方針の策定
- (ウ) 金融・財政面の措置
- (エ) 広報・相談体制の確保

イ 住まいと暮らしの再建

- (ア) 恒久住宅の供給・再建
- (イ) 雇用の維持・確保
- (ウ) 被災者への経済的支援
- (エ) 公共サービス等の回復
- (オ) 医療・保健対策
- (カ) 福祉対策
- (キ) メンタルヘルスケアの充実
- (ク) 学校の再開
- (ケ) i ボランティアとの連携

ウ まちの復興

- (ア) 公共土木施設等の災害復旧
- (イ) 安全な市街地・公共施設整備
- (ウ) 都市基盤施設の復興
- (エ) 文化の再生

エ 産業・経済の復興

- (ア) 農林水産業の経営再建
- (イ) 商工業の再建
- (ウ) 観光業の再建

【主担当課】

・企画財政課、関係各課

特別対策

東海地震に関する緊急対策

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

【主担当部】：総務部

第1項 東海地震に関する緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を講じて地震災害を防止軽減することを目的に制定された。本市は東海地震にかかる地震防災対策強化地域に指定されており、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。また、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき緊急対策にかかる措置に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

■ 共通事項等

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

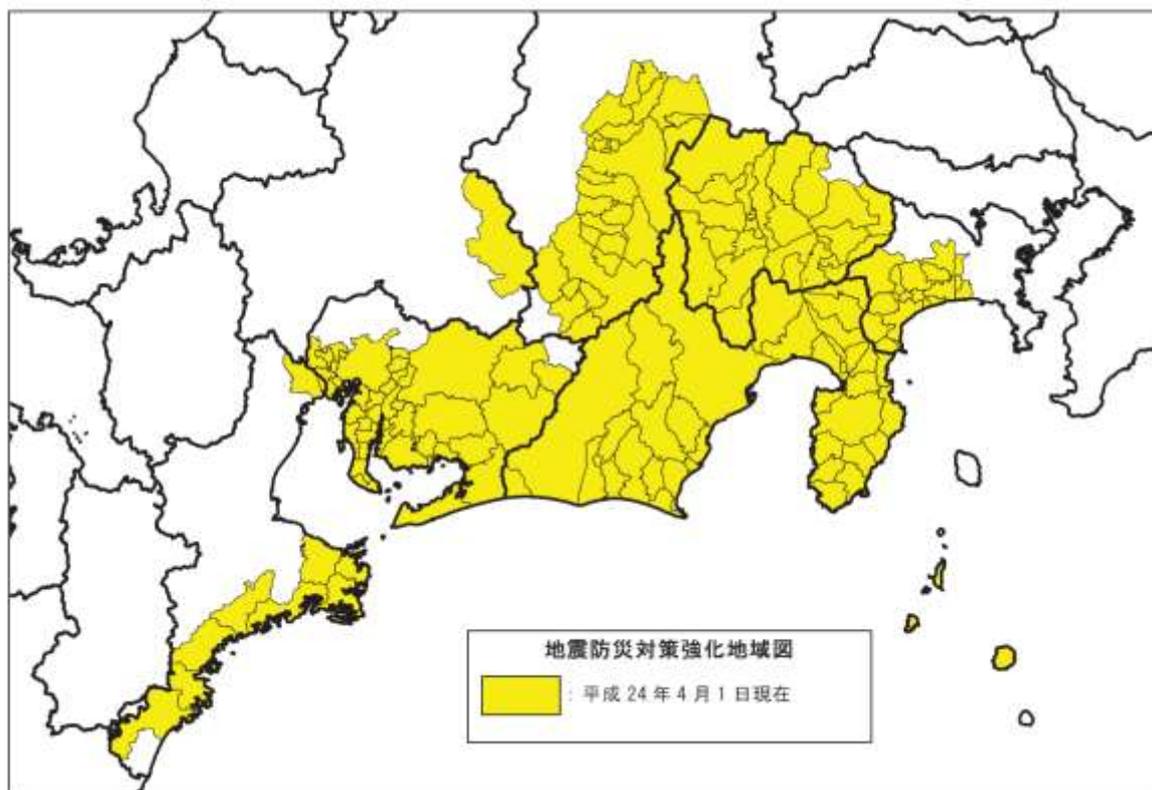
1 基本的な考え方

- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として東海地震注意情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、市、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (3) 警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第3部 発災後対策」により対処する。
- (5) 市、防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令に伴う緊急対策に万全を期する。

2 地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域とは、大震法第3条の規定により、内閣総理大臣が、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域のことである。

地震防災対策強化地域に指定されると、当該地域の市や県、防災関係機関や病院、鉄道等の民間事業者は、警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成しそれを実施することとされ、国は、観測・測量の実施強化や、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備経費に補助を行うことなどが規定されている。



【三重県内地震防災対策強化地域指定市町】

鳥羽市、伊勢市、桑名市、尾鷲市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

3 東海地震に関連する情報

東海地震で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとるものとする。

「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震予知情報（カラーレベル 赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル 黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

(3) 東海地震に関連する調査情報(臨時)（カラーレベル 青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。

(4) 東海地震に関連する調査情報(定例)（カラーレベル 青）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表する。



（気象庁ホームページより）

第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生にかかる措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 県

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項

特別対策 東海地震に関する緊急対策
第1章 対策の目的等

- (7) 緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 鳥羽警察署

- (1) 各種情報の発表内容、その他の関連情報の収集、確認
- (2) 避難対策
- (3) 交通対策
- (4) 広報活動
- (5) 社会的混乱と混乱に乗じた犯罪の発生抑止のための警戒警備対策
- (6) 発災時において迅速かつ確に初動措置を講じるために必要な警察措置を実施
- (7) 鳥羽市及び防災関係機関との連携
- (8) その他必要な警察活動に関する事項

4 指定地方行政機関

(1) 東海農政局津地域センター

- ア 管理又は工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中止又は立入禁止措置等の実施
- イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む）
- ウ 農業関係金融機関に対する指導
- エ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導

(2) 鳥羽海上保安部

- ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対する警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達
- イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等による海上交通の安全確保
- エ 在港船舶に対する避難勧告、入港制限、移動命令等必要な措置による船舶及び臨海施設の安全確保
- オ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- カ 海運事業者の応急措置の実施指導

(3) 津地方気象台

- ア 東海地震に関連する情報等の通報
- イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説

5 指定公共機関

(1) 西日本電信電話（株）三重支店・（株）ドコモCS東海三重支店

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確・迅速な収集と連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備

- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

(2) **KDDI（株）中部総支社**

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確・迅速な収集と連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置

(3) **ソフトバンク（株）**

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- ウ 災害応急対策用資機材と人員の配備

(4) **日本赤十字社三重県支部**

- ア 医療救護班の派遣準備
- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救護物資の配布準備

(5) **日本放送協会津放送局**

- ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
- イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
- ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
- エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会混乱防止のための周知
- オ 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(6) **東海旅客鉄道（株）三重支店**

- ア 警戒宣言発令情報の伝達
- イ 警戒宣言発令時の情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 強化地域への列車の進入禁止措置
- オ 強化地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 強化地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

(7) **中部電力パワーグリッド（株）三重支社／伊勢営業所**

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 東海地震注意情報発表時における電力設備等の安全予防措置の実施及び通信手段の確保

(8) **日本郵便（株）**

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
- イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止
- ウ 上記②により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示
- エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施

6 指定地方公共機関

(1) 三重県医師会志摩医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

(2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）

日本放送協会に準拠

(3) 三重交通（株）（鳥羽市営路線バス）

- ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
- イ 乗客の避難、救護
- ウ 車両の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(4) 三重県トラック協会

- ア 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- イ 災害時における救助物資の輸送協力

(5) 近畿日本鉄道（株）

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- イ 旅客の避難、救護
- ウ 列車の運転規制
- エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置

(6) 三重県LPガス協会鳥羽支部

- ア 供給設備及び工場設備の災害予防
- イ 需要家に対する災害予防広報

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、次の業務を機関ごとに行う。

(1) 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

(2) 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

- ア 産業経済団体（鳥羽商工会議所、伊勢農業協同組合鳥羽支店、鳥羽磯部漁業協同組合各支所、鳥羽市水道組合、鳥羽市環境協会及び旅館組合等）
- イ 文化・厚生・社会団体（鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会等）
- ウ 危険物施設等の管理者
- エ 各港湾施設の管理機関

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

【主担当部】：総務部

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとる。
- 警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、市警戒本部を設置し活動体制を整備する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 市警戒本部の概要

市は、警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部を設置して地震防災応急対策活動を行う。

(1) 市警戒本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
 - (ア) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施にかかる職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をする。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- エ 消防職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

(2) 消防機関の所掌事務

- ア 消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 警戒区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 出火防止のための広報
- イ 消防団は、消防本部、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）

特別対策 東海地震に関する緊急対策
第2章 緊急対策

- (オ) 住民の避難誘導
- (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
- (ク) 救助用資機材の確保準備
- (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置

【主担当部】：総務部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して対策を講じるとともに、市民生活の安定及び犯罪の発生を防止する。
- 警戒宣言が発せられた場合、市民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 予想される混乱に対する対策

予想される下記の混乱に対して対策を講じる。

- (1) 地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線等により実施する。
- (2) 状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。
- (3) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

■市民が実施する対策

1 家庭における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民は、家庭において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること
- (3) 警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される地域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 危険が予想される地域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること
- (7) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと

- (8) 身軽で安全な服装に着替えること
- (9) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること
- (10) 万一の時は脱出口を確保すること
- (11) 自主防災組織は、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること

2 職場における措置

東海地震に関する情報が発表され、東海地震の発生の可能性が高まった場合、市民は、職場において以下の措置を講じ、大規模地震の発生に備える。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、市役所からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
- (4) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (5) 消防計画、予防規程などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること
- (6) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること
- (7) 重要書類等の非常持出品を確認すること
- (8) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (9) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること
- (10) 事業所内の情報共有体制を確立すること
- (11) 近くの職場同士で協力し合うこと
- (12) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛し、必要に応じ従業員を職場内に待機させるなどの措置を講じること
- (13) 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。また、外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること

3 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限されることから、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<鳥羽警察の対策>

1 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立する。

(1) 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、鳥羽警察署に署長を長とする「鳥羽警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。

(2) 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

2 警戒警備活動重点

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 住民等への情報伝達活動
- (3) 社会秩序の維持
- (4) 交通対策
- (5) 鳥羽市等関係機関との連帯
- (6) 警察施設等の点検及び整備
- (7) その他必要な措置

<国の対策>

1 消費者庁等が実施する物資物価対策

所管にかかる生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は売り惜しみに関して、これをしてしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視する。

2 東海財務局津財務事務所が実施する金融上の諸措置

(1) 民間金融機関に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- (イ) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等名を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。

- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(2) 保険会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には営業所等における営業を停止すること
- (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業の開始又は再開は行わないこと。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

(3) 証券会社に対する措置

東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における業務を停止すること。
- (イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載すること。
- (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わないこと。
- (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。

<日本郵便(株)の対策>

1 日本郵便(株)の講じる措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- イ 上記アにより業務を停止し、又は業務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示する。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局へ戻る。

- エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第3節 避難の指示等及び避難地の確保

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 計画目標

- 東海地震に関連する情報等を市民・観光客等に対する広報及び各防災関係機関等に正確かつ迅速に伝達する。
- 警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

以下により、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知を行う。

- (1) 県から伝達される警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等に関わらず、三重県防災通信ネットワークにより、確実に行う。
- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに防災行政無線、とばメール等を用いて、地域住民等に確実に伝達する。
- (3) 東海地震予知情報等は、防災行政無線、とばメール、広報車、町内会等を通じての個別連絡等により地域住民等に周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部等を定めておく。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたる。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- (7) 消防職員・団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等
- (9) 強化地域外の生活関連状況
- (10) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (11) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (12) 混乱防止のための対応措置
- (13) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (14) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (15) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

3 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、支部を通じて速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市の地震防災応急対策の実施状況

4 避難対策の基本方針

避難対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 市が、地域防災計画において想定した津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
- (2) 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩による。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
- (3) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮する。
- (4) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行う。
- (5) その他の地域住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。
- (6) 避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対して、要請を行うことができる。

5 避難のための勧告及び指示

(1) 勧告・指示の基準

市長は、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行う。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線、とばメール、広報車等により避難の勧告・指示を行う。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請する。

なお、市は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼する。

(3) 避難に関する周知事項

市（消防団を含む）は、常日頃から自主防災組織や避難対象地区住民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

また、観光客へも周知、伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 山間部及び半島部など、最小限の車両による避難が行われる地域及び対象者、手方法等

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所・避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

- キ 避難する時期
- ク 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

6 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前項5の(3)に準じて周知を図る。

(2) 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

7 避難状況の報告

市は、自主防災組織及び施設等の管理者等から、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の②に関する報告を求めない。

(1) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む）
- イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

- ア 避難地名
- イ 避難者数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

また、市は、避難状況について県へ報告する。

8 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

- ア 津波や山・崖崩れ等の危険のない地域に設置する。
- イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
- ウ 本市の避難地予定地を旧小浜小学校グラウンド、あおぞら保育所グラウンド、城山公園、安楽島小学校グラウンド、鳥羽高校校庭、鳥羽東中学校グラウンド、加茂中学校グラウンド、神明神社境内、旧国崎小学校グラウンド、鏡浦小学校グラウンド、宮山、天神山ゲートボール場、つばき公園、神島保育所グラウンド、旧坂手小学校グラウンドとする。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

(4) 避難地の運営

- ア 避難地は、原則的に市、避難地の学校等施設の管理者、避難者（住民）の三者が協力して運営する。
- イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官による警戒を要請する。
- ウ 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- エ 避難者（住民）は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- オ 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関連事業者と協力し運営する。
- カ 避難地の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーなどの派遣、車椅子等の貸与を市社会福祉協議会や福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<日本放送協会の対策>

1 報道機関の情報伝達

(1) 地震予知情報等の放送

地震予知情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

ア 東海地震注意情報の臨時ニュースはテレビとラジオを通して全国放送する。

イ 警戒宣言が発せられた時はテレビとラジオで速やかに緊急警報放送を開始する。

<鳥羽海上保安部の対策>

1 海上における避難対策

警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対し情報の周知を図り、船舶交通の整理指導を行うほか、必要に応じ入港制限及び港外への避難勧告等を行う。

<その他の防災関係機関の対策>

1 避難計画の作成

避難実施等措置者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者や、観光客等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを考慮のうえ、双方の視点に立った避難地運営に努めること。

第4節 学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【主担当部】：教育部、健康福祉部

第1項 計画目標

○東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の児童・生徒等の避難を容易にするため、事前措置及び発災前の避難行動による安全確保を図る。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 児童・生徒等の安全対策

児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。

- (1) 児童・生徒等が、在校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、授業・部活等を中止し、一時避難させる。安全が確認でき次第、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらい、引き渡しを行うことを原則とする。
- (2) 児童・生徒等が、登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、最寄りの高台や避難地に避難する。
- (3) 児童・生徒等が、在宅中に東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、休校として、児童・生徒等は登校させない。

学校・保育所等においては、上記の原則をふまえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況及び交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に則して具体的な対応方法を定めておく。

東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の学校・保育所等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。

また、施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

第5節 救助・救急活動及び消防活動

【主担当部】：消防部

第1項 計画目標

○東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、消防部は各規定（警防・救助・救急）に基づき出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

救助・救急活動及び消防活動を実施するため、以下の対策を講ずる。

- (1) 消防部、消防団を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域へ消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生防止、初期消火についての予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急救助のための体制確立を図る。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図る。
- (11) 活動において特殊機器を要する場合には、関係機関及び民間企業に対し協力要請を行う。

第6節 医療・救護活動体制の確保(東海6)

【主担当部】：健康福祉部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講ずる。

第2項 対策

■市が実施する対策

以下により、医療・救護活動体制を確保する。

- 1 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- 2 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- 3 要救護者の搬送準備を行う。
- 4 住民等に対し救護所の周知を図る。
- 5 市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

第7節 緊急輸送体制の確保

【主担当部】：総務部、市民部、定期船部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

■市が実施する対策

- 1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- 3 緊急輸送の対象となる人員、物資等は、以下のとおりとする。
 - (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
 - (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
 - (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を実施
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

■その他の防災関係機関が実施する対策

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。市及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えてヘリポートの確保を図る。

第8節 水防活動

【主担当部】消防部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、堰堤等の門扉開閉を行う。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 水門、堰堤等の操作

警戒宣言が発せられた場合に、津波の発生に備え、速やかに水門、堰堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整える。

2 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施する。

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】：建設部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 道路交通対策

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、町内会等との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しない。
- ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 交通規制計画

市公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

ア 強化地域内への一般車両の流入制限

隣接市境の主要道路においては市内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、強化地域外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 強化地域内における車両の走行抑制

強化地域内における一般車両の走行は極力抑制する。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路（国道42号）において、必要な交通規制を実施する。

エ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に定める表示を設置して行う。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

オ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限す

るなど、緊急交通路の確保にあたる。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

- (ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により、緊急輸送車両として使用する車両について事前届出済証を交付する。
- (イ) 事前届出の受付は、鳥羽警察署交通課において行う。

イ 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発せられた際、事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができる。

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付する。車両の使用者の申請により、知事又は公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

エ 確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部交通規制課、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに三重県防災対策部において行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)の対策>

1 東海地震注意情報時

(1) 列車の運転取扱い

- ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
- イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

2 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- ア 強化地域への列車の進入を禁止する。
- イ 当該強化地域を運転中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客の待機、救護等

- ア 警戒宣言が発せられた時は、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内する。
- イ 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

<近畿日本鉄道(株)の対策>

東海地震注意情報時及び警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の事項を講ずる。

(1) 列車の運行

- ア 東海地震注意情報を確認したときは、原則として、そのまま運転を継続する。ただし、旅客の帰宅対策として、状況に応じて輸送力の増強を検討する。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内への列車の進入は、原則として禁止する。
- ウ 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内を運転中の列車は、津波、落石等に考慮し原則として最寄りの駅まで定められた速度で運転し、以後で運転を休止する。
- エ 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により、車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、非常本部長列車の運行を再開する。

(2) 旅客の案内等

- ア 東海地震注意情報発表を確認したときは、警戒宣言が発せられた場合は列車の運転を中止する旨を旅客に説明し、強化地域方面への旅行などの自粛を勧める。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を勧告する。

<その他の鉄道事業者の対策>

近畿日本鉄道事業者の実施する対策に準じる。

<三重交通(株)の対策>

以下により、緊急輸送機能を確保する。

- 1 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底する。
- 2 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努める。
- 3 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行う。
- 4 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告する。
- 5 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

＜その他の一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

三重交通(株)の対策に準ずる。

＜鳥羽海上保安部、漁港管理者の対策＞

1 海上交通の確保対策

東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、鳥羽海上保安部及び港湾管理者は海上交通の安全を確保するため、東海地震に関連する情報の収集・伝達連絡についてあらかじめ定めておくとともに、次の事項を講ずる。

(1) 海上、港湾

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。

イ 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行う。

(2) 漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対して、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請する。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当部】：総務部、消防部

第1項 計画目標

- 警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。
- 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 応援計画の事前策定

警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、「第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備 [\(P156\)](#)」に準じ、受援・応援計画を事前に策定しておく。

2 応援部隊等の受入

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請する。

広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受け入れを迅速に行うための体制を整備する。

第11節 ライフライン施設の安全対策

【主担当部】：水道部

第1項 計画目標

○警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 飲料水の確保

- (1) 水道事業管理者は、市民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、必要とされる水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続する。
施設能力を越える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づくブロック代表市又は県等の応援を要請する。
- (2) 水道事業管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 電気の供給（電気事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。
東海地震注意情報が発表されたとき、電力事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部等の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部等を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

- ア 地震警戒要員を確保する。
- イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
- ウ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

- ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
- イ また、社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
- ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガスの供給（ガス事業者）

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

東海地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の配置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(2) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。

(3) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保つ。

また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

3 通信の確保

西日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び強化地域内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

(2) 地震災害警戒本部の設置

東海地震注意情報が発表されたときは、地震災害警戒本部を設置する。

(3) 要員・資機材等の確保

ア 地震警戒要員を確保する。

イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。

ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。

(4) 情報連絡ルートの確保

ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。また、状況に応じた安否確認に必要な措置を行い、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。

ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治体、警察、公共機関等との連携を保ち、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。

(5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 利用者に協力を要請する事項
- エ その他必要とする事項

第12節 公共土木施設等の安全対策

【主担当部】：建設部、農水商工部

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、備蓄物資・施設等の点検のうえ、必要に応じて施設の安全確保対策の措置を講じる。
- 警戒宣言が発せられた場合、公共土木施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において、地震発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を、パトロールカー等により、道路利用者に対して行う。

イ 緊急応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材・人員等の配備手配を行う。

ウ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を、迅速に行える体制を整える。

エ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(2) 河川、海岸、漁港等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、直ちに所管する河川・海岸・漁港及びダム等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門・樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずるものとする。

(3) 砂防・地すべり・急傾斜地等

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発令された場合、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒態勢を整えるよう努める。

(4) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発表された場合、施設の管理者に対して所要の措置に関する情報連絡を行う。

第13節 危険物施設等の安全対策

【主担当部】消防部

第1項 計画目標

○大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設の損傷による二次災害を防止するための対策を講じる。

第2項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設の災害発生防止措置

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全(P224)」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全(P224)」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

2 海上の危険物対策

「第3部 第6章 第2節 危険物施設等の保全(P224)」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を講じる。

第14節 救援物資等の確保

【主担当部】：総務部、市民部、健康福祉部、水道部

第1項 計画目標

- 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行う。また、警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図る。
- 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、市又は県の緊急物資の供給は、これを補完する。

第2項 対策

■市が実施する対策

- 1 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- 2 三重縣市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達あっせんの要請を県に行う。
- 3 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- 4 緊急物資集積所の開設準備を行う。
- 5 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 6 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合には、「第3部 第5章 第3節 給水活動 (P215)」に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 7 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 8 応急復旧体制の準備を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 日本赤十字社三重県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう、三重県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

